

法 学 紀 要

第六十六卷

日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

目 次

【法学研究所】

資 料

「災害用パーソナル・アラート」の提供に伴う法的問題 に関する地方自治体防災担当者に対するインタビュー —— 気仙沼市, 八戸市へのインタビューの要旨について ——	松嶋 隆弘 大久保拓也 鬼頭 俊泰	9
---	-------------------------	---

【政経研究所】

論 説

トクヴィルの政治思想におけるアリストクラシー	杉本 竜也	37
アメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の 導入・展開と特徴に関する一考察	鈴木 隆志	65
COVID-19収束後における貿易制限の撤廃： 貿易制限措置撤廃と政治体制の関係	羽田 翔	87
「コントロール」概念に基づくガバナンス論の再検討	福森憲一郎	113
事業報告		135

研 究 論 文

【法学研究所】

「災害用パーソナル・アラート」の提供に伴う法的問題に関する 地方自治体防災担当者に対するインタビュー

—— 気仙沼市，八戸市へのインタビューの要旨について ——

松 嶋 隆 弘
大久保 拓 也
鬼 頭 俊 泰

一. はじめに

本資料は，われわれ（以下，「本グループ」）が2023年8月24日（宮城県気仙沼市）及び2024年2月26日（青森県八戸市）においてそれぞれ実施した気仙沼市，八戸市の防災担当者に対するインタビューの概要を取りまとめたものである。

本グループのうち，松嶋及び大久保は，日本大学災害研究ソサエティ（NUDS）¹のメンバーとして，災害・防災・復興に関する法的事象を研究する者であるところ，その一環として，NUDSにおいて開発中の「災害用パーソナル・アラート」の提供に伴う法的問題についての研究に従事している。ここに災害用パーソナル・アラートとは，個人の属性や地域にカスタマイズされた避難情報を，スマートフォンなどを通じてリアルタイムに伝達できるシステムのことである²。

災害用パーソナル・アラートについては，すでに東京近郊の市において実証実験が行われていたところから，本グループとしては，それとの重複を避けるべく，東日本大震災の被災地である気仙沼市と八戸市を選定した。選定の理由を一言しておく，同震災の被害が甚大であった箇所として気仙沼市を，比較的軽微であった市として八戸市をそれぞれ選定した次第である。調査にあつ

ては、東日本大震災を実際に八戸において経験した鬼頭が本グループに加わり、同行した。また、大学院生として、埴原啓正（当時）、大辻航暉が、各調査に同行した。

本インタビューの結果は、NUDSにおいて今後開発が進むであろう災害用パーソナル・アラートの研究に役立つだけでなく、今後の防災実務を考えるための資料としても有益であると思われるため、ここに資料として公開を考えた次第である。

二. 気仙沼における調査及びインタビュー

1. はじめに

本グループ³は、2023年8月24日に気仙沼市役所において、同市役所防災担当者1（以下、「担当者1」とする。）に対し、東日本大震災発生時における気仙沼市の状況とその後の対応に関し、インタビューを実施するとともに、その後、防災拠点の1つとされている気仙沼市立鹿折中学校の視察を行った。

2. 気仙沼市の被災状況についての概況

事前知識として、気仙沼市の被災状況の概況につき一瞥しておきたい。気仙沼市の被災状況については、同市が「東日本大震災における災害対応の記録と検証」として記録に取りまとめた上、同市のホームページ上で公開されている。また元気仙沼市総務部危機管理監兼危機管理課長・佐藤健一氏が論文「東日本大震災時の気仙沼市の初動対応」内において、同市の被災状況を取りまとめており⁴、同論文は消防防災博物館上のホームページ⁵において公開されている。ここでは一覧性に優れている佐藤論文6頁の表を紹介しておきたい。

【資料1】気仙沼市の被災状況

1.	人的被害（平成28年2月29日現在）	
	死者数	1,031人（他市町の75人は含まず）
	行方不明者数	220人
	災害関連死者数	108人
2.	住家被災棟数（平成26年3月31日現在）	15,815棟
3.	被災事業所数	3,314 （震災前4,102）被災率 80.8%
4.	被災従業者数	25,236人 （震災前30,232人）被災率 83.5%
5.	東北太平洋沖地震	
	発生	平成23年3月11日14時46分18秒
	震源	三陸沖 北緯38.1°，東経142.9°深さ24km
	規模	マグニチュード M7.9（3月11日 14：49発表） Mw9.0（3月13日 12：55発表）
	津波警報の発表状況（大津波～宮城，岩手）	宮城：14:49～6 m 15:14～10m以上 岩手：14:49～3 m 15:14～6 m 15:30～10m以上
	震度	気仙沼（赤岩）～6弱
6.	最大津波浸水高（東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループの調査値）	旧本吉町（豊木沢）～TP+25.8m 旧気仙沼市（波路上向原）～TP+20.4m 旧唐桑町（只越）～TP+27.1m

（注）佐藤健一「東日本大震災時の気仙沼市の初動対応」6頁掲載の表を整理したもの。

3. 気仙沼市役所におけるインタビューの要旨

(1). 担当者1からの説明の要旨

・震災発生時～復興にかけて

東日本大震災時、震度6弱の地震が発生した。この際に家自体はあまり倒壊しなかったが、その後の津波や火災で倒壊、焼失した。リアス式で埋め立ての地形ということもあり、人口の83%が被災した。

平成17年頃から要支援者の取り組みを実施してきた。要支援者への取り組みは実際に機能した所としない所に分れた。例えば民生委員の方が「津波が来たから逃げましょう」と声掛けを行う程度はできた。若い大学生等がおらず、人手が足りないため、全員を助けることはできなかった。以前は浸水区域の中にも家があったため、どうしても助けられない人が生じた。

事前の許可制度・登録制度で同意を得た人の要支援者情報を消防や警察、民生委員、自治会長を通じて地域の会長へ提供していた。さらに、町内会の中だ

けで配る資料として要支援者の自宅が分かるようなマップを作成した。防災の取り組みを行うにあたっては学校を巻き込み、PTAなどに協力をしてもらいながら実施することも大事である。

震災時は渋滞が発生し、車に乗ったまま津波に流された方や車を置いて逃げる判断ができなかった方、市職員の声掛けにより避難ビルに上がったものの、避難ビルごと流された方がいた。これは「まさかここまで来ないだろう」、「車は財産であり大切である」といった気持ちによるものであると推察される。

避難者は最大で2万人にのぼった。避難所は、当時は指定37か所あったが、実際には105か所に人が集まってしまった。お寺や町内会の自治会館、大きめの住宅、市役所、消防本部にも人が集まってしまった。避難所でない場所に来てしまった人には、避難所ではない旨を伝えて移動してもらわざるをえなかった。実際に避難をすることができ、命は無事な人だったとしても、家が流され、スーパーマーケットは浸水し、ガソリンも無くなるという状況が発生したため、2万人近くの人に毎食の食事を提供する必要が生じた。また、電気が復旧するのに2か月、水道が復旧するのに3か月を要した。

気仙沼市では、市全体が70センチほど沈む地盤沈下が発生した。その結果、満潮の時間に海水が道路に流れ込んでくるような事態になり、地面を戻さないと普通の生活を送ることができないようになった。地面を戻すには、一回家を移動させ、水道や下水道もすべてやり直す必要があった。また、土地を嵩上げすることができる工事業者が3種類程度しかなく、土地区画整理事業等を使うために今の土地の形にする必要があったが、そこまでに時間を要した。阪神淡路大震災とはこの点が大きく異なる。

・その後の取り組み等

その後の取り組み状況としては、まず、①当時はTwitter（現「X」）やホームページでそれぞれに情報を打ち込んで発信していたが、現在はX、Facebook、LINEで同時に情報を発信できるようになった。また、②防災ポータルサイトではPC・スマホ等から閲覧でき、今現在、自分のいる場所が浸水区域なのか土砂の区域なのかを示すことができる。さらに、③伝承館を設置し、

伝承活動も行っている。それらに加え、④避難所で防災的な取り組みを行い、それらには中学生・住民・海外研修生にも参加してもらっている（図表5）。

現在の避難所の取り組みとして、震度4以上で災害対策本部を設置するといった基準を設け、通知・指示を待たなくても自動的に行動することができるようにした。また、津波と風水害で避難所を分けている。避難所では施設の外にキーボックス（図表3）を設置し、番号を入力すると施設や備蓄倉庫の開閉錠ができるようにしてある。キーボックスは、割当て職員8人のうち誰かが行けば開けることができ、学校の先生や担当職員がいなくても利用することができる。避難所では、コロナ渦以降は事前受付を可能にし、パーティションで区分したスペースを設けるようにした（図表5）。まちづくり協議会が協力し、避難所の準備を行うことになった。これにより、市役所の職員が不足していても避難所の受け入れ態勢を整えることが可能になった。市の防災情報システムには、避難所に到着した際にログインし、避難所を開設した旨や、男子〇名女子〇名と登録する。システムの中ではチャットで避難所間のやり取りをすることが可能で、別の避難所の様子を知ることができる。

避難ルートは、災害時は道がどのような状況になっているか分からないため、具体的に示すことはできない。何かあった場合は別ルートを検討してください程度のことしかいう事ができず、日頃から散歩等で道を複数の道を把握しておく必要がある。

避難所の状況としては、テレビ、室内アンテナを設置し、情報を知ることができる。また、Wi-Fiも用意してある。学校が避難所の場合には、教育委員会の回線に干渉しないように上手に飛ばしている。それによって、自分のスマホで情報を得ることができる。学校ではないところでは、使った分だけ料金を支払うポケット Wi-Fi を用意してある。

(2). 質疑

質問者A：Wi-Fiは災害専用のもので、普段は使用しないのか。

担当者1：学校の教育委員会のものは普段も体育館にWi-Fiが飛んでいるが、災害の時のみに使うことになっている。

質問者A：スマホ等で使用するための電源は準備されているか。

担当者1：基本的には自己責任・個人で対応してもらおう。最低限の電源として、2系統の発電機を用意している。灯油を使う一般的な発電機と、カセットコンロを使用して発電できるものがある。最低限の明かりや暖房くらいにしか使えない。

質問者A：海外研修生の言語問題にはどのように対応しているか。

担当者1：市内の電柱に津波避難誘導看板を設置しているが、それらには、日本語・英語・中国語・韓国語・インドネシア語を併記している。

質問者A：市内にインドネシア語などの話者はいるのか。

担当者1：ほとんどいない。水産加工業者などの企業が英語とインドネシア語を話せる人を会社の中に雇っていて、なるべくまとまって行動している。

質問者A：Chat GptなどのAIの活用は市で行っているか。

担当者1：試したりはしているが、基本的にはまだ実装されていない。責任をもって行わなければいけないため、参考にはなるがまだ使えない。

質問者A：民生委員やまちづくり協議会、自治会長といった住民を要支援者対応に巻き込む際に、守秘義務などの対応はどのようにしているのか。

担当者1：法的には不備があるかもしれないが、「災害時に限って使用・見守りに使用・支援に行く人を決めるために使用しますけどいいですか」といったことを確認してハンコをもらっている。平成17年にこれを始めるにあたって、会議を行い、福祉協議会を通してご家族にヒヤリングした。生の声として、情報よりも命を守ってほしいという意見があった。

質問者A：要支援者マップが流失した際には投資詐欺、強盗等に悪用される危険性があるのではないか。

担当者1：その点は住民を信じるしかない。実際に、家族構成などの情報がないと地域の助け合いはできないといったことは現在でも言われている。そこは個人情報保護法を考慮しながら自治会によっては自分た

ちで回って確認をとっている。

質問者A：お年寄りや要支援者の中には、支援者がアクセスしにくいところに一人で住んでいるような人はいるのか。

担当者1：津波に関しては、現在はほぼ被災する人はいない。3.11の後、災害危険区域は土地を買い取り、新たな場所に家を建ててもらった。災害危険区域は防潮堤を建設したが、3.11と同じ津波がきたことを想定して、防潮堤を津波が越えた場合に1センチ以上浸水する場所は、その中には一般住宅の建築許可が下りにくいようにした。山周辺に住んでいて土砂災害の危険性がある場合は、地元の方などに防災組織をつくることを促すしかない。

質問者A：震災時の広域行政、連携はどのようになっているか。

担当者1：南三陸や陸前高田は被災がひどく、連携をしている余裕はなかった。気仙沼市は、岩手県一関市との連携が強かった。一関市から人的応援、被災者の受け入れといった支援をしてもらった。気仙沼市は全国から支援してもらった物資の置き場も一関市に提供してもらった。

質問者A：県を越えた個人情報の管理はどのようになっていたか。

担当者1：避難する方の情報は個人ベースで提供したと思う。

質問者A：ボランティアの人的管理は市としてどのように行っていたのか。

担当者1：社会福祉協議会の建物が被災し、行き場がなくなってしまった。市として社協に別の場所、ボランティアセンターの受け入れ対応する場所を提供した。情報集約やニーズなどはボランティアセンターが主に対応した。

質問者A：基本的には市町村単位での対応だと思うが、県や国の支援はどのようなものだったか。

担当者1：消防とゴミの関係は南三陸と協定を結んでいる。消防関係はうまくいっていた。それ以外だと、県の地方振興事務所の人たちが応援にきた。しかし、市としては手足としての純粋な人手が欲しい中で、ある程度の立場の人が来たため、人的支援が本来のニーズからは離

れていた。食料は国や宮城県，他県（秋田県）からもきた。宮城県を通すこともあれば，直接くることもあった。

質問者A：自衛隊への連絡はどのようにしたのか。

担当者1：本来は県に連絡し，知事から要請しなければならない。しかし，今回の震災では，揺れた時点で自衛隊の方から連絡がかかってきて，応援を要請した。炊き出しや救助を行ってもらった。緊急時だったため正式な手続は後から行なった。

質問者A：震災後の復興は進んでいるか。

担当者1：復興を何と捉えるかによるが，人口は減っている。震災の影響だけでなく，自然減もあるが，平成23年の2月末は7万4247人だったが，今は5万8000人くらいになっている。毎年1000人ぐらいつつ減っている。魚の漁獲量や観光業は震災前と同程度に戻っている。若者は仙台や東京に行ってしまう，長男が戻ってくるかどうか程度の現状である。今の小中学生などの子どもたちは，気仙沼市を元のようになりたい，ここで頑張りたいと言う人も多々いるが，ここに縛り付けてやりたい事をやらせてあげられないのではないかといった思いもある。雇用は魚や氷の加工だったらあるが，若い人が好むものではない。観光業はそこまで人手が必要なものではない。Iターンの人が都会から帰ってくると新しい事を始めて注目されるが，それはごく一部にすぎない。データの的には地元志向が特に強いわけではない。

質問者B：避難経路や避難対応は時間や季節で分けたりするのか。

担当者1：津波に関して言えば，市ではそういったものは設定しない。避難ガイドライン作りやワークショップをしているが，地区ごとの避難計画は作っている。例えば，津波到達予想時間が20分であれば，地震で揺れてから避難開始時間まで5分を目指す取り組みをしている。揺れてからNHKをつけて，大津波警報を確認して服や荷物の準備をして…とすると間に合わない。まず逃げて，警報が出なかったら戻る方がいい。そのために事前準備を日頃から行う必要がある。

質問者B：避難所の運営・経営についても季節は関係ないのか。

担当者1：今の所は、コロナ対策編という避難所マニュアルを作成し、各避難所に置き、職員にも持たせている。換気は冬でも夏でも30分に一回程度するようにしている。パーテーションを設置したため、冬は暖かいかもかもしれないが、夏は暑くなる。

質問者B：避難者の管理と避難所の効率的な運営はどのように行なっているのか。避難者が一箇所に集中する場合はどうなるのか。個人の管理と全体的なマネジメントのバランスはどのようになっているのか。

担当者1：一箇所に集まりすぎると戻ってくださいと指示することはあるかもしれない。人が多くなりやすいところは、避難所を増やすなどの対応を行なっている。安全なところに住んでいるのであれば避難する必要はないから、普段からハザードマップ見てくださいと伝えている。

質問者B：食事の提供では、アレルギーや宗教上の問題にどのように対処しているのか。

担当者1：当時と今の対応を混ぜながらの回答になってしまうが、アレルギー対応食を用意している。それ以外の部分では、各避難所にNPO等が来て炊き出しを行なったりしているが、そこでは申し出る必要がある。食べられない場合はパンなどを食べるしかない。避難所によってはお弁当を届けたりということはある。避難所が食糧配給所の役割をしている。

質問者A：イスラム教の人の対応とかはどうか。

担当者1：会社の通訳をする人がいれば伝えることはできるが、実際には外国人は震災時、早々に帰国した。

質問者A：自分が元気・安全か自己申告することができるシステムは導入しているか。

担当者1：導入していない。

質問者C：アラートと市の防災の連携はどのようなものか。

担当者1：アラートが鳴れば防災無線が鳴り、それ以外の気象庁からの情報を取得すると、市の防災情報システムから、SNSでそれに対応する文章を発信するようになっている。

質問者C：線状降水帯、降水情報などの対応はどうか。

担当者1：震災後は、基準を7割下げているため、水位が低い状態でも警報がでてしまう。その都度レーダーなどを見ながら情報提供するか否かの判断・対応をしている。線状降水帯の対応は厳しい。強制的に排水するなど、以前よりは洪水に強い町にはなっている。

質問者C：フェイクニュースなど、情報の正確性についてはどのように対応しているか。

担当者1：3.11の際は、大津波警報が出ていると嘘の情報をスピーカーで流す車があり、Twitterで誤情報であることを発信した。

質問者A：離島の対応はどうなっているか。

担当者1：現在では橋がかかっている。震度によっては橋を封鎖する可能性がある。震災当時は、プールの水をろ過して飲んでいた。

質問者D：災害時、いつもの生活圏と違う場所にいた場合、避難はどうすればよいか。

担当者1：市の防災システム（スマホ）経由で今いる場所やハザードを表示することができる。避難所にいなくても、危険な区域から離れられればよい。そのためにシステムで自分の場所を見てもらう。

質問者A：重度の糖尿病患者などの対応はどうしていたか。

担当者1：病院のネットワークで北海道や山形県等に受け入れしてもらった。自衛隊の飛行機で搬送してもらった。

質問者A：防災アプリにあったらよい機能はあるか。

担当者1：パーソナルという部分に惹かれる。例えば土砂災害警戒情報の避難指示を出したいのは紫以上の区域という場合、今までだと地区単位、小中学校単位（2万人等）で避難指示を出していた。自分の家が紫色に該当する地域かどうかすぐに分かるとよい。津波注意報、津波

警報，大津波警報それぞれに避難指示の場所が違うため，避難指示対象の個々人に情報を流せるとよい。自分が避難対象者か分かることが大事。避難ルートは何があるかわからないので，何本か示せるとよい。観光客や漁業関係者など外部の人にもわかるとよい。気仙沼の人が南三陸に行っている場合など，地域をまたぐこともあるので，国で統一したシステムが必要。

質問者A：船はどのように管理しているか（動かすのか）。

担当者1：大津波警報が出た場合，複数人で時間をかけてエンジンをつける必要があり，沖にでようとしても津波で押し戻される。上手く出たとしても，帰ってこられず，ずっと海にいることになる可能性がある。

質問者D：全国統一のシステム（アプリ）が望ましいというお話が出たが，自治体単位で作成した場合，システムの保守管理などはできるか。

担当者1：仮に購入はできたとしても，保守管理費用は出せない。そこまで余裕のある自治体はほとんど無いのではないか。そうなってくると，やはり国から自治体に配布してもらうしかない。グーグルやヤフーと連携してあると，一般の方に薦めやすい。

質問者A：緊急時のスマホの充電はすることができるか。

担当者1：気仙沼市とか被災がひどいところは対応できず，自己責任になる。充電は1日持つ必要はなく，避難所に来るまでの間あれば十分。病院など，ある程度電気が復旧してからは充電コーナーを設けた。優先順位に応じて対応する。

4. 気仙沼市立鹿折中学校見学

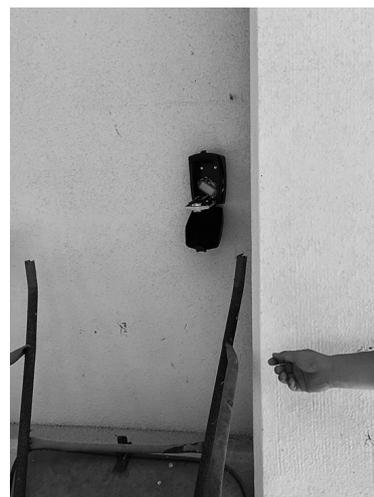
【図表1】 校庭（災害時は駐車場としても利用）



【図表2】 貯水タンク（蛇口から直接水が出る）



【図表3】 キーボックス



【図表4】 備蓄庫



【図表5】 防災訓練・パーティションの様子⁶



三. 八戸における調査及びインタビュー

1. はじめに

本グループ⁷は、2024年2月26日に八戸市庁において、八戸市役所防災担当者2名（以下、「担当者2」「担当者3」とする。）に対し、東日本大震災発生時における八戸市の状況とその後の対応に関し、インタビューを実施した。インタビューに際しては、同市役所との仲立ちをされた田村正文氏（八戸学院大学教授）も同席されている。なお、インタビューに先立ち、同市館鼻公園内に所在する八戸市みなと体験学習館「みなっ知」⁸を見学している。

2. 八戸市の被災状況についての概況

まず八戸市の被災状況の概況につき一瞥しておきたい。八戸市の被災状況については、同市が「東日本大震災 八戸市の記録」として記録に取りまとめた上、同市のホームページ上で公開されている⁹。

総じて八戸市での被害は気仙沼市に比べて少ないようである。ここでは本調査の観点からして重要と思われる、人的被害についてのみ紹介する。

【資料2】八戸市の人的な被災状況¹⁰

死亡	1人	
	ほかに岩手県内で死亡が確認された市民4人	
行方不明者	1人	
	ほかに岩手県内で行方不明となった市民1人	
負傷者	重傷	18人 (うち4人は4月7日の余震による負傷者)
	軽傷	52人 (うち1人は4月7日の余震による負傷者)

3. 八戸市市役所におけるインタビューの要旨

質問者A：日本大学では、全学部の教員で防災アプリの研究をしています。スマートフォンに災害時の避難経路を住民に届けるようなアプリを開発、提供することを目指す長期の研究となっております。その中

でも私たちは、そのアプリの提供に伴う法的問題についての研究を担当しております。こちらでは、避難の前提としての防災や災害対策一般について、また防災マップや高齢者などの避難支援について、特に情報の取り扱いや情報セキュリティについてどのようにされているかどうかについてお伺いしたいと考えております。

昨日、館鼻公園の八戸市みなと体験学習館「みなっ知」を訪問させていただいた際、東日本大震災の際に八戸市では防潮堤は横倒しになるなど、物的な被害が一部であったということを拝見いたしました。また市街地が比較的高台にあるということで、津波が押し寄せてきたときに逃げ場がないという問題もなさそうであるということも伺っております。

ただその一方で、市街地が大変に広いということを感じております。このような広い範囲を1つの市で管轄するに当たって、避難所間の連携とか物資の運搬とか、この広さに伴う問題をどう対処されているのかということについても、現状を伺わせていただきたいと考えております。

担当者2：八戸市は、南は二戸市と、北はおいらせ町と接しております。海岸線は30から35キロメートルほどありますから、確かに東京からいらっしゃると一層広く感じられるのかもしれませんが。

質問者B：危機管理の体制についてお伺いしたいのですが、たとえば災害が発生した際には、もちろん市庁が対応の司令塔になるんですが、もっと小さなエリアごとに個別に避難所を開設するなどの対応を取られたりはしているのでしょうか。

担当者2：仰っていただいた通り、災害警戒本部は八戸市庁に設置されております。

担当者3：組織的には、たとえば南郷を所管している部が本庁にもありますので、そこの部長にまず指示が下され、そこから各所長に指示が伝達されて展開していくという形になります。

質問者B：たとえば東日本大震災のような大地震が起きた場合、広範囲で揺れてその結果大規模な停電が起きてしまう、ということも想定されるかと思われるのですが、そのような場合に地域ごとに対応を進めるなどといったことはないのでしょうか。

担当者3：地域というよりは、基本的には事業の分野ごとに対応する形となっております。

担当者2：そうですね、地域分けというよりも、むしろ庁内の担当課がそれぞれに役割分担をしていく形となっております。地域ごとの区分けとして、公民館や支所といったものもありますが、やはり実際には八戸市庁の方で指揮を執ることが想定されております。

質問者A：八戸学院大学の質問者E先生や当時八戸学院大学に勤務されていた質問者B先生から先ほどお話を伺ったところ、東日本大震災の際には一体が停電になってしまい、その結果として報道や最新の情報が東京など他の地域よりもワンテンポ遅れたというお話をいただきました。

質問者E：ラジオなどで断片的な情報は入ってきていたものの、映像などは一切届かない状況が1週間続いていました。ようやく電気が復旧してテレビを点けてみたら大変なことになっていて、そこであの時の惨状を初めて知ったわけです。今はほとんどの人がスマートフォンを持っているわけですから、災害時でもほぼリアルタイムでニュースや報道を確認できると。このような時代においては、まさに質問者A先生たちが研究を進めておられるようなスマートフォンのアプリを通じた防災や避難が重要になってくるんだらうと感じております。

質問者A：もし八戸市の方で、すでにそのような工夫をされているのかとか、もしされているのであれば、どのような取り組みをされているのかを伺えないでしょうか。特に地方ですとお年寄りも大勢いらっしゃるわけですから、災害発生時にどのように避難をする想定をされているのでしょうか。

担当者2：八戸市では、「八戸市津波避難計画」という、津波に特化した避難計画を策定しております。この避難計画では、たとえば狭い道ではなく大通りを選ぶとか、あるいは橋を避けるようにするであるとか、そうした避難経路の選び方についての参考条件を示しております。

質問者A：車社会だと思うのですが、この計画においては車がなくても避難できるようになっているのでしょうか。

担当者2：今後の課題の1つではあるのですが、基本的には徒歩避難を推奨しております。

質問者A：気仙沼では避難する車で渋滞が発生して被害が拡大したという話を伺いました。ただ実際問題、移動のためには車を使わないとどうにもならないということも今回の訪問で実感しております。災害発生時にバスも電車で避難することは現実的ではないわけですから。

担当者2：その中でも、近くに高台等がなく自力での避難が困難な高齢者の方や障がい者（避難行動要支援者）の方については、車での避難を容認するという事もこの避難計画の中で記載しております。

質問者A：限界集落のようなものはあるのでしょうか。

担当者2：基本的にはありません。

担当者3：あったとしても、そうした地域ですと津波等の被害はあまりないものと考えております。

質問者A：逆に山奥だと、地震で山崩れが起きる危険性があるのではないのでしょうか。

担当者2：たとえば先ほど話題に上がった南郷地域は人口5,000人ほどの村で、一部山があるのですが、土砂災害警戒区域にも指定されておられません。

質問者A：地盤が安定しているのが歴史的に分かっているのは重要ですね。

質問者B：先ほど話題に上がった高齢者の場合、避難が困難になってくると思うのですが、市の方では、たとえば市内のどこにそういう避難が困難になりうる高齢者がいるとか、そういう情報の把握はされている

のでしょうか。

担当者2：それこそ福祉部局で、そういう要援護者みたいなのは当然民生委員さんの仕事の関係で把握しているとは思いますが、これを市の方で一元的に把握しているということではありません。

担当者3：全体的な組み立ての話をしていきますと、基本徒歩避難が原則の中で、津波避難計画図の黒い線が浸水想定区域で、青い線が避難対象区域となっています。今お話のあった高齢者や杖をついている方であるとか、一定の条件下でここから徒歩避難をするとこの線を超えるのが間に合わない、言ってしまえば逃げ遅れてしまう区域が、赤と黄色で着色されている形になります。こうした地域の中で、高齢者などのそういった方々の避難を確保していくことについては、今後の課題ともなっています。

質問者A：乳幼児を抱えていらっしゃる方もいますから、色んな条件を考えなければならぬということですね。気仙沼の方では、市と社会福祉協議会の方で連携をして、要支援者マップのようなものを災害発生時に限って使用するものとして作成・共有しているという話を聞きました。個人情報漏洩のリスクもあるけれども、現在としてはそこに協力する住民の方を信じるしかない。これに関しては今のところ解決策がない、という話を伺いました。

担当者3：ご存じだと思うんですが、そういった配慮が必要な要支援者の方に対しては、個別避難計画を作成することになっております。八戸市では現在、7地区ほどモデル地域を指定して取り組み始めている段階です。

担当者2：そちらについては、福祉局の方で取り組み始めている段階です。

質問者A：気仙沼では自治体間連携で、岩手県一関市から人的応援や被災者の受け入れ、全国からの支援物資の置き場所の提供といった協力があつたと伺っております。少し聞きづらい質問なんですけれど、八戸では東日本大震災の際に、いわゆるご当地の問題（注：旧藩単位

での住民間の感情的対立のこと)は顕在化しなかったのでしょうか。

担当者3：おそらくですが、今の能登もそうですけど、やはり非常事態であればそうした問題は起きないのではないかと感じております。

担当者2：実際に生活してみる限り、言われるほどにはそこまで感じないところでは。

質問者A：人命の問題ですからね。

質問者E：たとえば、一度指定された避難場所に避難してから、実はより大きな津波が来ることが分かり、今いる避難所が沈んでしまう可能性があるような場合には、どのような対応を想定されているのでしょうか。

担当者2：「津波避難計画図」を見ていただくと、着色されている地域には避難所を設置しないことになっております。この地域にある「避難ビル」というのは、一時的に高い場所に逃げることを想定しているもので、避難所のように長期間滞在する場所ではありません。

質問者A：津波が来た際にまず上に逃げるための施設ということですね。

担当者2：そのようになります。また先ほど話題に上がっていたような、逃げ切れなかった人を一時的に救済する施設、というイメージです。たとえばこの市庁の近くにある公会堂は、津波警報の際には避難所を開設できる場所として指定されているのですが、大津波警報の際には避難ビルとして扱われる、ということになっております。

質問者E：先ほど申し上げた仮定で言えば、一度4階以上まで逃げて津波が去ったら、改めてより陸側に避難するという形になるのでしょうか。

質問者A：2段階の避難なんですね。

担当者2：そうです。逃げ方としては、まず着色された区域外にまず逃げるといって、水平的な移動が基本となっています。その中で間に合わない方に向けた措置として、避難ビルを指定する形になっております。ただ、この想定上も来た場合にどうするのかと訊かれますと、具体的な答えとして今何か明確にあるわけではないという形になります。

質問者A：これについては、どこの自治体からも似たようなお答えをいただいています。

担当者2：現状の津波警報の争点も、東日本大震災以上の規模を想定しておりますので、そもそも来たことのない規模の想定をしていると考えていただいているかと思います。

担当者3：国が出した想定を基に県で被害者想定を出して、それに対応するような計画になっております。ですから、それ以上の想定をするとすると、根拠がありませんので答えもないということになってしまいます。

質問者A：予算の問題もありますからね。

担当者2：風呂敷を広げれば広げた部分、どうしてもどんどん必要な予算が増えていってしまいますので。

質問者B：気仙沼では現状対応していないって話だったんですけど、今日みたいに雪がかなり降っている場合のような、季節性みたいなものを、避難指示において考慮するということは想定されているのでしょうか。たとえば夏の場合は衛生管理に別途配慮しなければいけないということもあるかと思うのですが。

担当者2：最近では感染症対策を取り入れつつあるとは思いますが、季節性の考慮についてはまだあまりしていないという状況です。

質問者B：今日ぐらい雪が降ってしまうと、中心街でも歩くだけで結構大変だという印象を受けました。

担当者2：先日地元紙でも報道がありましたが、冬場の避難訓練をやったことがないという声も耳にしているところです。この地域の3月はまだまだ冬ですから。

質問者A：東京でこれだけ雪が降ったら、電車は間違いなく運休ですからね。

担当者2：この地域ではあまり雪は降らないということもあります。内陸部ですもので。

質問者C：外国人の留学生やあるいは工場で働いている方に対して、言語等に

ついてどのような対応を考えられているのか教えていただけないでしょうか。

質問者A：気仙沼では、会社単位でそうした言語対応が進んでいると伺いました。八戸も港町ですし工業地帯ですから、そうした外国人労働者が結構いるのではないかと思うのですが。

担当者2：ハード面でそうした言語対応はできているかという点、現状はまだできてない部分が多いと思います。ただソフト対応でいいますと、地域の会社とかから頼まれて、外国人の方に向けた防災講話を行った実績があります。

質問者A：気仙沼は会社に任せていて、富山県の高岡の方はその対応に向けて動き始めたということ伺っています。他方で、やり始めたらきりが無いという問題を皆さん口をそろえて仰いますね。この時代、英語だけではだめなのは確かなんだけど…と。

質問者B：外資系の方は母国に帰っていただいたり、要介護の方についても、その場では対応せずに大都市の方に行ってもらったり、というのが気仙沼の対応でした。

質問者A：予算をあまりかけられないからと。

担当者2：今回の事例は、事業所の方からの依頼で行ったものですが、沿岸部に工業地帯がありますので、仰ったような可能性というのはあるとは思いますが。事業主さんからの依頼もそういう懸念からなのかもしれません。

担当者3：防災に特化したというわけではありませんが、日本語を理解してもらうために優しい日本語という形で、防災講話の時にそういう言葉を紹介していくということをやっております。

質問者C：別のケースとして、秋田で大雨が降って広い範囲で浸水したというようなことがあったかと思えます。いわゆる線状降水帯ですとか、そうした大雨による浸水の場合、地震とは違って数日にわたって水が引かないということがありうるかと思われれます。そうした場合の

想定などを教えていただきたいです。またさらに、夜中に避難しなければならない場合、私たちの研究ではそういう際にアプリで避難経路が表示されると便利だということを考えているのですが、そうした避難時における連絡手段についてどのように準備されているのかお伺いしたいです。

担当者2：市の方で「ほっとスルメール」というメール配信サービスを運用しておりまして、そちらを通じて、避難指示を出したという実例がございます。

質問者A：ついでにお伺いしたいんですけど、SNSの運用というのはどのようにされているのでしょうか。

担当者3：八戸市の公式 Twitter や LINE がありますので、テレビやラジオ、あと先ほど申し上げた「ほっとスルメール」を組み合わせで発信を行っているという形です。

質問者C：避難所における災害備蓄の規模感、たとえば何人の需要に何人対応できるのかといった想定はどのようになっているのでしょうか。

担当者3：答えから申し上げますと全然進んでいないというところになります。やはり財源の制約が大きいところですよ。

担当者2：理想では一般に、津波避難ビルは1日、避難所で3日分とは言われるところかと思えます。ですが今では想定規模がだいぶ大きくなっておりまして、見直しの際に都度それに見合った備蓄規模に更新していかなければならないのですが、そこでやはり財源が問題となっているところですよ。消耗品ですから、入れ替えの問題もあります。

質問者A：昨日八戸市みなと体験学習館「みなっ知」に伺った際、併設されているカフェで「防災牛丼」のような、非常食を売り出しているのを拝見して、とても面白い試みだと感じました。

担当者2：元々あそこは発電所の施設だったんですが、どのように活用するかということで最終的に防災をコンセプトとすることが決まりましたので、カフェの方もそのコンセプトで作るということになった形です。

担当者2：アプリの完成の見通しはいつごろになるのでしょうか。

質問者C：今は試作の段階です。その中で、実際に100名ほどの学生に協力してもらって、実際に避難をしてもらうという形で実証はできていると聞いています。

質問者A：千葉県の柏市と連携した研究でして、その柏市をある程度想定した形で開発を進めている段階です。

担当者3：実際に使う場面としてはどのような形になるのでしょうか。

質問者A：何かのアプリに上乘せするような形での開発だと聞いています。そこで、個人別の避難経路の指示であるとか、あるいは誰がどこの避難所にいるのかという所在確認や避難所ごとに支援物資の配置とかいった事柄を一元的に管理したいということで開発が進んでいるようです。そこでやはり私たち法律家の関心としては、個人情報保護、特に個人情報保護法との兼ね合いというところになります。

担当者3：市の方でも図や資料を作って対象になる方に配布したり、私たちが出向いて地域に対して説明会を行ったりとかしているんですが結局紙ベースですから、紙を見ないと分からないという課題を感じていました。この地図を完全に覚えるのは不可能ですから、アプリを見れば誘導してくれるというのは、便利なのではないかと個人的に感じております。

質問者A：おそらくカーナビ的な機能、つまり道の込み具合によってルートを変更するような機能も組み込めればよいのではないかと、先ほど例に出した気仙沼の渋滞のような場合には、徒歩の人は別の道で避難するよう示せるということです。さらにその避難ルートを示す際に、個人の属性も加味するようなことができるようにしたいとは考えています。

質問者B：ただ、そうした要支援者のリストを作ってしまうと、それが流出した際に悪用されてしまうような懸念もあるところです。

担当者2：そうしたリストがあっても、基本的には部署内でのみ、ということ

になるかと思えます。

担当者3：専門家の皆様に言うのも恐縮ですが、結局、法に則って提供するとしても、提供先は民間の方になるわけです。そうした方って、やはり私たちと比べると個人情報に対する認識が違いますので、そういう不安は確かにあります。私たちみたいに普段から個人情報漏洩に細心の注意を払われているわけではありませんので。

質問者A：他方で、信用できなくてもどこかで信用しないと手が足りなくなってしまうですね。

担当者3：その方々の手を借りないと、やっぱり高齢者の方の避難支援などがやはり難しくなってきますね。

質問者A：指示役の人がずっと現場のことやっていたら指示ができなくなっちゃいますからね。だから司令塔に特化しなければならないということですね。

質問者A：そろそろ時間になりますね。やはりまだまだ課題が残っているということと、各種の制約の中でどの自治体も創意工夫を凝らしているということがよく分かりました。そうした悩みの内実について詳しく伺えたことや、どの自治体も似た悩みを抱えることが多いということが分かって非常に有意義でした。お忙しいところ本当にありがとうございました。

1 <https://www.runit.cst.nihon-u.ac.jp/nuds/>

2 詳細は、NUDSのホームページにおける説明を参照されたい。

<https://www.runit.cst.nihon-u.ac.jp/nuds/outline/alert/>

3 当日の参加者は、松嶋隆弘、大久保拓也、鬼頭俊泰、埴原啓正の4名である。

4 https://www.bousaihaku.com/wp/wp-content/uploads/2014/01/i4_shityouson_syokuin_kesennuma.pdf

5 <https://www.bousaihaku.com/>

6 気仙沼市立鹿折中学校ホームページ (http://www.kesennuma.ed.jp/shishiori-cyuu/blogs/blog_entries/view/31/6d4a4181c100ced929e06b13ca0962db?frame_id=40)より抜粋。

- 7 当日の参加者は、松嶋隆弘、大久保拓也、鬼頭俊泰、田村正文、埴原啓正、大辻航暉の6名である。
- 8 <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/koenryokuchika/koen/3767.html>
- 9 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/section/bousai/shinsai_dvd/pdf/pdf.html
- 10 八戸市「東日本大震災 八戸市の記録」の「第2章 地震・津波の概要と被害」を基に作成した。

※本稿は、令和6年度法学部研究費〔学術研究費（共同研究費）〕「災害時の被災者賠償法制と司法が果たすべき役割」（研究代表者 小野寺千世）および令和6年度日本大学特別研究「『災害に強く人にやさしい地域共創拠点』の構築を目指した Cyber-Physical System の開発」（研究代表者 浅井朋彦）の研究成果の一部である。

【政経研究所】

トクヴィルの政治思想におけるアリストクラシー

杉 本 竜 也

はじめに

本研究は、「アリストクラシー」(aristocratie) および「貴族」(noblesse) という概念に注目して、アレクシ・ド・トクヴィルのデモクラシー政治理論の逆説的要素について考察し、彼の政治思想における政治主体の意味について考えることを目的としている。

トクヴィルの政治思想を考える上で問題となっているのが、デモクラシーの思想家と考えられている彼のアリストクラシーや貴族に対する肯定的評価である。

私は、この世界において、アリストクラシーを新たに築くことはできないと確信している。しかし、普通の市民が協働して、大変豊かで影響力のある強力な存在、それを一言で言うならアリストクラシー的な人格 (personnes aristocratiques) を形成することはできると考えている¹。

トクヴィルの政治思想において、アリストクラシーが不平等社会であるのに対して、デモクラシーは平等社会を意味し、相容れない性格を有する。デモク

1 DAI, 4:7, pp. 842-843. 邦訳第2巻(下) 267ページ。

ラシーにおいてアリストクラシー的要素が残存することは原理的には困難である。そのため、デモクラシーにおいてアリストクラシー的な人格を求めることは、矛盾した願望である。

だが、トクヴィルの願望が矛盾したものだからこそ、彼がそのような願いを抱くに至った理由を探究することはその政治思想を理解する上で重要な意味を持つことになる。つまり、デモクラシーにおいて存在することが困難なアリストクラシーをあえて求めたということは、トクヴィルが自身の政治構想を担いようとする政治主体を理解する鍵がアリストクラシーという概念にあることを意味している。

トクヴィルの政治思想におけるアリストクラシーに関する研究は少なくない。第一に挙げられるのは、保守主義的な自由主義の思想的系譜の中にトクヴィルを位置づけ、そこから彼の政治思想におけるアリストクラシーの意義を探るものである²。保守主義への指向性が強い自由主義者としてトクヴィルを評価することは、無理のある解釈ではない。周知の通り、西欧政治思想において保守主義と自由主義は近接しており、自由主義者トクヴィルがアリストクラシーに代表される保守主義的要素を評価していたとしても不思議はない。ただ、このような研究に概して見られることは、デモクラシーに対するトクヴィルの期待という事実を軽視し、反対にデモクラシーの批判者としての側面に注目する傾向である。

これに対して、あくまでもデモクラシー理論としてのトクヴィルの政治思想

2 サンフォード・ラーコフは、19世紀の自由主義と保守主義は元々対立関係にあったが、左右の思想が極端化していく中で、トクヴィルやバークは中間に取り残されていったと考える。そして全体主義が拡大していったことで、彼らは共に「自由主義的保守主義者」と定義されていった〔Lakoff, Sanford, “Tocqueville, Burke, and the Origins of Liberal Conservatism”, in *The Review of Politics*, Vol. 60, No. 3, 1998, p. 435., p. 464.〕。他方、アラン・カハーンは、デモクラシーとアリストクラシーの中間に位置するものとして自由主義を位置づけている。〔Kahan, Alan, *Aristocratic Liberalism: The Social and Political Thought of Jacob Burckhardt, John Stuart Mill, and Alexis de Tocqueville*, London: Routledge, 2017, p. 175.〕。

に注目し、その上で彼におけるアリストクラシーや貴族の意味を考える研究が存在する。その筆頭に挙げるべきはシェルドン・ウォーリンによるものである³。彼はデモクラシー理論としてのトクヴィルの政治思想の有効性を詳細に検証し、大部の著作にまとめている。ウォーリンはトクヴィルのデモクラシー論を基本的に肯定しながらも、トクヴィルが見せる保守主義的傾向を批判する。特に、二月革命後に政治家としてのトクヴィルが秩序の維持を優先して、民衆運動に対する取り締まりを容認したことに対して、ウォーリンはそれを「右旋回」と呼んで厳しく評価している⁴。ラディカルなデモクラシーの提唱者であるウォーリンにとって、アリストクラシーに対するトクヴィルの好意的評価は到底許容し得ないものであった⁵。

本研究の主題は、トクヴィルのデモクラシー理論におけるアリストクラシー概念である。その点でウォーリンの著作とテーマは共通しているが、本稿ではアリストクラシーに対するトクヴィルの態度を単に批判するのではなく、彼がデモクラシーにおいてアリストクラシーという概念を求めた意味を考えたい。

本稿は、以上のような問題意識に立ち、次のように議論を展開する。初めに、トクヴィルにおけるアリストクラシーや貴族という存在について考えていく。次いで、デモクラシーにおいて求められる市民像について考察する。これらの考察から浮上する政治主体の特徴は、統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在という要素である。つまり、アリストクラシーにおける理想的な貴族とデモクラシーに求められる市民は、これらの要素を備える点において共通している。それを踏まえた上で、トクヴィルの政治思想において期待

3 Wolin, Sheldon S., *Tocqueville between Two Worlds, The Making of a Political Theoretical Life*, Princeton: Princeton University Press, 2001.

4 Wolin, p. 433. 杉本竜也「トクヴィルとフランス二月革命 デモクラシー・革命・自由」, 『政治思想研究』第9号, 2009年, 206ページ。

5 トクヴィルに対して批判的なウォーリンに対して、シーモア・ドレッシャーはトクヴィルが自身の読者に対してアリストクラシーへの安易なノスタルジーを抱くことを戒めていることを指摘して、トクヴィルの弁護を試みている〔Seymour Drescher, “Who needs “Ancienneté”?, Tocqueville on Aristocracy and Modernity, in *History of Political Thought*, Vol. 24, No. 4, 2003, p. 629.〕。

されている政治主体の姿を、貴族と市民の比較考察から明らかにする。また、その上でトクヴィルがデモクラシーにおける貴族的存在と考えた法曹と「工場貴族（産業貴族）」(aristocratie manufacturière) について、それぞれに対するトクヴィルの評価を明らかにする。最後に、トクヴィルが、デモクラシー理論の内部でアリストクラシーや貴族について考えたことの政治思想的な意義について考察したい。

1 政治主体としての貴族

トクヴィルは、中世から近代初頭のフランスの状況を踏まえた上で、当時のアリストクラシーという語が意味していたものは、「上流階級」(classes supérieures) と呼ばれるべきものだと考える。いわゆる貴族はその中に含まれる。その貴族以外に、同程度の知性や財産などを持った人々も加えて、アリストクラシーという階級は構成される。中には、官職売買で貴族になった者や君主の意向で貴族に引き上げられた者もいた。さらに、貴族と市民の境界に位置する者として「紳士」(gentilhomme) も存在した。このように、上流階級としてのアリストクラシーは広範な人々を包含していた。しかし、フランスで貴族として通用していたのは、実際には限定された人々であった。というのも、貴族としての第一の条件は出自だったからである。つまり、生まれながらの者だけが貴族として扱われた。そのため、トクヴィルは、フランスの貴族階級を「カースト」(caste) と呼んでいる⁶。しかし、彼は、これをアリストクラシーや貴族の本来の姿とは考えていない⁷。

6 *ES*, pp. 7-8. 邦訳21-22ページ。

7 西洋政治思想には、「自然的な貴族」(natural aristocracy) と「人工的な貴族」(artificial aristocracy) を分ける議論も存在する。トマス・ジェファソンは、前者を徳性や才幹によるもの、後者を富や出自によるものとした〔フランクリン／ジェファソン／マディソン他／トクヴィル『世界の名著 40』(中央公論新社, 1980年) 301ページ〕。ジェファソンは自然的な貴族が政治の世界には必要だと書いているが、明石紀雄が指摘しているようにその選出方法は明確にしていない〔明石紀雄『トマ

トクヴィルが考える貴族の第一の特徴は、統治する存在というものである。西洋政治思想において、アリストクラシーは古代以来の政体の分類であり、少数者による優れた統治を意味する。アリストテレスの表現を借りれば、それは「少数ではあるが、しかし一人以上の人々の支配のうち、公共の利益を目標にするもの⁸」ということになる。つまり、アリストクラシーは元来統治と直結した概念であった。次に示すように、トクヴィルのいうアリストクラシーは、この伝統的定義に則ったものになっている。

それは統治する市民の集団 (*un corps de citoyens qui gouvernent*) というアリストクラシー固有の特徴をよく保持している⁹。

これは中世から近代のフランス貴族に関する記述である。その当時の貴族たちは封建制の内部に位置づけられているため、大規模な領地の実効的支配を担うという特徴を有する。中世の封建領主の主な仕事は、農民を中心とする領民の統治とそこでの農業生産活動を主軸とする領地経営である。トクヴィルが統治者としての貴族について考える際に注目するのは、国王の側近として宮廷に伺候する絶対王政以降の貴族ではなく、日々自領の経営に当たる領主としての中世以来の貴族の姿であった。中でも、トクヴィルが重視したのが、領主裁判権と救貧義務であった。

領主裁判権は、封建領主の持つ代表的な権利のひとつである。マルクス主義の評価を経由して、貴族による領民の支配手段として現在は否定的に理解されている領主裁判権であるが、トクヴィルはこれを領主としての貴族が果たすべき責務として肯定的に評価している。領主裁判権は領主本人や現地の管理人ら

ス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念 アメリカ合衆国建国史序説』(ミネルヴァ書房, 1999年) 186ページ]。トクヴィルは、ジェファソンを優れた政治指導者として評価しているが、自然的な貴族に関しては特に掘り下げた議論は行っていない。

8 アリストテレス, 山本光雄訳『政治学』(岩波文庫, 1961年) 139ページ

9 *AR*, 2:9, p. 122. 邦訳222-223ページ。

が領民の訴訟を受け付けて判決を下す権利の他、領内の警察規則を作成する権利なども含んでいた。しかし、絶対王政の伸張に伴って、領主裁判権は徐々に縮小していった。それにもかかわらず、貴族は領主裁判権に伴う金銭的権利だけは引き続き保持し、これを重要な収入源としていた¹⁰。

これ以外に、中世の貴族は多くの権利と同時に責務を負っており、それには貧者を救済する義務もあった。しかし、貴族たちは古くからの権力を失っていく中で、同時に自領民の救貧義務を免れるようになっていった。なお、トクヴィルによれば、フランスにおいて貴族に代わって救貧義務を担うようになったのは中央政府であった。これは国家が後見的性格を強めていく一端となる¹¹。

領主裁判権の縮小や救貧義務の免除は、領主としての貴族が本来の性格を喪失したことを意味する。ただ、貴族という階級は消滅したのではなく、責務のみを放棄しながら免税などの特権は保持したまま存続し続けた。要するに、貴族は存在意義を失っていたにもかかわらず、負担としてのみ、民衆の上に存在し続けたわけである。そのような貴族に対して民衆が怨嗟の目を向けたとしても、無理からぬことであった。

現実に根ざした政治の場面において着実に機能することこそ、トクヴィルが考える統治行為であり、その主体となるべき存在が貴族であった。なぜ、彼が地方における身近な政治を重視したかという点、次のような考えを持っていたからである。

地方行政は、日々人々の目にさらされている。それは、民衆にとって最も気になる部分で、彼らに働きかける。人生における大きな利害を形作るあらゆる小さな利害に対して影響を及ぼし、主要な希望の対象でもある。そして、目に見えない無数の絆によって、知らぬ間に人々を結び付ける。貴族は、村々を統治することによって、国家全体を率いるための権力の基盤を築くの

10 *AR*, 2:1, p. 76. 邦訳138-139ページ。

11 *AR*, 2:3, pp. 86-87. 邦訳157-159ページ。

である¹²。

あらゆる統治の基本は地方政治にある。それは地域の人々の水平的な人間関係を形成するだけでなく、地域の人々と貴族との垂直的な関係性を構築し、さらに貴族が国政に参与する基礎を築く。地方政治はすべての統治行為の基盤であり、その地方政治の担い手が貴族である。そのため、貴族は、何よりも統治する存在として定義される。

貴族の第二の特徴は、所有する存在というものである。貴族の統治は大土地所有の上に成立していた。トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』の執筆時から土地所有が社会形成に与える影響に注目しており、大土地所有が存在しなければアリストクラシーは成立しないと明言している¹³。先に紹介した統治者としての貴族も大土地所有に由来する。領地を経営し、それを耕作する領民を管理し、必要に応じて救済にも当たる領主としての役割こそが、統治者としての貴族を特徴づけた。

アリストクラシーにおける土地所有の特徴は、永続性と安定性にある。『アメリカのデモクラシー』の中でトクヴィルが主張するのは、土地所有の形態が人々の精神に与える影響である。とりわけ、彼は均分相続に注目する。均分相続は所有における平等化であり、それによって破壊されたのが「家の精神 (esprit de famille)¹⁴」であった。逆に言えば、階級社会としてのアリストクラシーは、大土地所有を通して、貴族に連なる人々の間に「家」の意識を醸成する。長期にわたる安定的な土地の所有・相続・経営が、貴族としての精神性を涵養した¹⁵。

12 *ES*, p. 10. 邦訳26ページ。

13 *DAI*, 1:2, p. 32. 邦訳第1巻（上）51ページ。

14 *DAI*, 1:3, p. 53. 邦訳第1巻（上）80ページ。

15 トクヴィルは、フランス貴族の大土地所有はかなり以前より崩壊しており、土地分割の起源をフランス革命とする考えは謬見であると記している。この考えを支持するならば、フランス革命発生時に、大土地所有の上に成立するアリストクラシーは存在していなかったことになる〔*AR*, 2:1, p. 74. 邦訳135ページ〕。

続く、貴族の第三の特徴はつながる存在という特徴である。前述の通り、貴族を規定するのは、まずは出自である¹⁶。それはトクヴィルの考える貴族の第一条件とは言えないが、現実として貴族を規定する要素になっている。いったん認められた特権が血統と一体化し、世襲化することによって、貴族階級が構成されていく¹⁷。そのために貴族階級は安定的であり、この安定性が強固な結び付きを形成し、社会と政治に落ち着きを与える¹⁸。

そして、第四に、貴族は抵抗する存在という特徴を有する。絶対王政が確立する前までのフランス貴族は、自由の擁護者であり、王権に対する抵抗の担い手であった。王権の伸張に対して、貴族は自身の特権を背景として、自由の擁護者として対峙した。

トクヴィルによれば、封建時代のフランス貴族ほど独立心を有したものは存在しなかった¹⁹。貴族の自由と抵抗の拠り所は彼らが伝統的に保持してきた特権であったが、同様に本能的に自由を愛好する精神も強い影響を及ぼしていた。このような素朴で情緒的な感情であったからこそ、自由を擁護する貴族の姿勢は強固なものとなり、場合によっては王権に対して武力を用いて抵抗することもあった。そして、抵抗することは貴族にとって名誉ある行為でもあった²⁰。

ここまでの議論をまとめると、貴族は統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在という4つの特徴を有していた。これらの特徴はそれぞれ

16 *AR*, 2:9, p. 122. 邦訳222-223ページ。

17 *AR*, 2:9, p. 126. 邦訳229ページ。

18 トクヴィルによれば、フランス貴族の間には、平民の娘と結婚すると品位を落とすという考え方があった。しかし、そのような偏見を持っていたにもかかわらず、成長著しい平民の富を当てにして、貴族たちは平民と婚姻関係を持つようになる〔*ES*, p. 13. 邦訳30-31ページ〕。つまり、大土地所有の場合と同様に、家族形成に当たって重要な意味を持つ婚姻においても、かつてのアリстокラシーを形成していた条件がフランス革命発生時には失われていたことになる。ただ、平民との婚姻関係に対する道徳的な偏見が存在していたことは、貴族間での密接な関係性での婚姻が最善だという認識が残っていたことを意味する。

19 *ES*, pp. 33-34. 邦訳64ページ。

20 *DAI*, 2:9, p. 364. 邦訳第1巻（下）259ページ。

れ独立しているのではなく、相互に密接に関連し合っている。統治が成立するのは統治すべき土地を所有しているからであり、土地所有に基づく安定的な人間関係が階級内の強固な紐帯を作り出し、さらにそのような所有と紐帯が王権に対する抵抗の基盤となった。

これらの特徴を総合した時に顕れるのが、自立的・独立的な自由の擁護者としての貴族である。自領の統治を王権に隷属せずに行い、それへの外部介入を許さない。もしこの自立を侵害された時は、武力の行使も辞することなく、抵抗する。注目したいのは、この武力による抵抗に対するトクヴィルの評価である。二月革命時の民衆暴動に対して厳しい見方をしているトクヴィルだが、王権に対する貴族の武力抵抗に対しては概して肯定的である。そこから、アリストクラシーや貴族に対するトクヴィルの真情をうかがい知ることができる。

トクヴィルは、デモクラシーを平等社会として、アリストクラシーを不平等社会すなわち階級社会として定義した。貴族という階級は不平等という条件下でのみ成立可能であり、もしそれを前提とした政治主体像をデモクラシーという平等社会において考えるとすれば、そこには何らかの知的操作が求められることになる。

2 デモクラシーにおける市民

トクヴィルにおいて、平等社会としてのデモクラシーは不可避のものである。そのため、デモクラシーにおける市民の存在は、来るべき政治社会における理想であると同時に目の前の現実でもある。

トクヴィルのデモクラシー分析はアメリカにとどまらない。『アメリカのデモクラシー』ではアメリカをデモクラシーの先行地域として分析しているが、『旧体制と大革命』では絶対王政期のフランスにおける平等化の分析を通して、平等化すなわちデモクラシーが西洋社会における普遍的現象であることを具体的に指摘している。アメリカの研究は、「現在」を観察することによって「未来」を考える試みであった。他方、フランスに関する分析は、封建時代以来の

「過去」のアリстокラシーの考察を通して、その中からデモクラシーを見いだす試みであった。トクヴィルは、デモクラシーすなわち平等化という普遍的現象を、「過去」「現在」「未来」という時間軸とアメリカ・フランスという空間軸という2つの局面から分析した。そこから導出されるのは、トクヴィルはアメリカ研究を通して市民という理想的な政治主体像を描き出し、それに基づいてフランスのアリстокラシーを考察した可能性である。実際のところ、トクヴィルが見いだした貴族の姿は、アメリカ観察で発見した市民と類似している。

アメリカのデモクラシーの第一の特徴は、市民（人民）統治にある。重要なことは、それが理念的なものではなく、現実の具体的統治に市民が直接携わっているということにある。市民は名目上の主権者ではなく、現実の地方政治における意思決定と執行運営の当事者であった。トクヴィルは、「小さな事柄で自由を学んだことがない群衆に、どうやってそれを担わせることができるだろうか²¹」, 「デモクラシーは経験からしか真理を得ることはできない²²」と記していることからわかるように、デモクラシーにおける実践、とりわけ地方における政治的実践の意義を強調している。これは、身近な場での政治的実践は、市民を養成するための機会を提供する場であるというだけでなく、現実的な自由の行使もまた意味しているからである。

また、トクヴィルは、裁判（陪審制）も政治制度（*institution politique*）として理解している²³。これもまた、陪審制が、政治教育・市民教育の場であり、市民が共同体を維持する責任を担っていることを示すものである。そのため、トクヴィルは、これを「きわめて共和政的な制度」と呼んでいる。陪審制は司法制度としての性格はもちろん、市民の政治的権能の行使と実践を可能にする制度でもある。

トクヴィルは、市民が実質的な政治主体であることを重視する。地方自治に

21 *DAI*, 1:5, p. 107. 邦訳第1巻（上）153-154ページ。

22 *DAI*, 2:5, p. 257. 邦訳第1巻（下）101ページ。

23 *DAI*, 2:8, p. 311-317. 邦訳第1巻（下）182-191ページ。

における政治的実践は、人々が政治的主体としての資質を養う場であるだけでなく、現にそのような存在であることを証明する場でもある。つまり、人々は、地方自治において、現実としての市民と可能性としての市民という両方の姿を顕かにする。トクヴィルにとって、地方自治は、デモクラシーを支える精神の中核をなすものである²⁴。

第二に、デモクラシーにおける市民は、所有する個人である、ただし、そこで所有されているものは、貴族のような大所領ではなく、相対的に小規模な土地である。トクヴィルの考えでは、少額の動産を持つ者はその時々の経済状況の影響を強く被り、常に精神的動揺にさらされることになる。これに対して、小規模であったとしても土地を所有している者は、ささやかではあるが一定の自立性を確保しているため、貧しくても「独立の精神」を保つことができる。そのため、土地の細分化と土地所有の拡大は、デモクラシーにプラスの効果をもたらす。また、これは精神面への影響だけでなく、自足的な経済的基礎を保障するものであり、現実的に市民の独立を支える²⁵。

所有、特に土地所有をめぐる議論は、トクヴィルのデモクラシー論における経済的側面の中心を成す。彼の政治理論は経済に対する政治の優位性の主張を基本的な性格としており、経済に関する見解もその政治優位の思想の中で展開されている。トクヴィルは所有権の重要性と神聖性を認める立場だが、それは所有権が個人の自由と独立を支えているからである。ただ、動産所有は経済変動の影響を直接に被りやすいため、たとえ小規模でも独立自営の基礎としての不動産の所有が要求される。トクヴィルにおける所有の肯定は、資本主義に対する楽観的見方に基づいているのではなく、むしろそれとは反対に経済とその影響から適度な距離感を保つためのものとなっている。

24 Jaume, Lucien, translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty*, Princeton: Princeton University Press, 2013, p. 28.

25 *ES*, p. 24. 邦訳47ページ。ジェファソンもまた、土地所有とその上に成立する農民の独立自営の意義を主張している〔明石, 132-136ページ〕。トクヴィルの考えるデモクラシーの小土地所有も農業を前提としたものだと考えられるが、それに関するより詳しい見解は見られない。

第三に、アメリカすなわちデモクラシーにおける市民の社会的性格は、「協働」(association)である。地方自治体を含むアメリカの共同体や組織は、いずれも協働を特徴としている。トクヴィルは地方自治体も結社の一種と理解しているため、地方政治への参加すなわち統治への関与も本質的には協働と等しい²⁶。アメリカ社会の最大の特徴は、水平的な関係での協働が社会を構築していることに求められる。

日本語では association の訳語に「結社」という訳語が用いられることが多いが、トクヴィルの政治思想を理解するためには、これは (s') associer (協働する) というフランス語の名詞形である association (協働) という意味で理解されるのが適切である。結社というのは、協働の一形態・一様式に過ぎない。

トクヴィルが協働を重視した理由は、デモクラシーが必然的にもたらし、それを危機に陥れる社会の原子化といった弊害を抑制する点にある。彼は協働を強調して、政治共同体の中で生きる市民の存在を重視する。そこに、トクヴィルとアリストテレスとの親和性を見いだすことも可能である²⁷。トクヴィルが協働に期待したのは、その機能的な面もさることながら、その教育的な効果であった。その意味で、協働はデモクラシー教育の場であり、実際に協働が機能している地方自治はデモクラシーの学校なのである。

26 *DAI*, 2:4, p. 212. 邦訳第1巻(下)38ページ。ここで、トクヴィルは、地方自治体を、「法律によって作られた恒久的結社」と表現している。

27 Welch, Cheryl B., *De Tocqueville*, Oxford: Oxford University Press, 2001, p. 245. トクヴィルがモンテスキューやルソーといった啓蒙思想家と並んでアリストテレスを読んでいたことは複数の研究者が明らかにしている〔Shleifer, James T., *The Making of Tocqueville's Democracy in America, Second Edition*, Indianapolis: Liberty Fund, 2000, p. 33.; Zunz, Olivier, *The Man Who Understood Democracy, The Life of Alexis de Tocqueville*, Princeton: Princeton University Press, 2022, p. 166.〕。宇野重規も指摘している通り、トクヴィルはプラトンに対する関心と共感を示している〔宇野重規『デモクラシーを生きる トクヴィルにおける政治の再発見』創文社、1998年、95ページ〕。しかし、トクヴィルの政治思想の中にプラトンのような超越志向は見られず、アリストテレス的な経験的・現実主義的な性格がうかがえる。ただ、トクヴィルがアリストテレスに基づいて自身の政治思想を構想したという様子はない。

第四に、結社は抵抗の場でもある²⁸。トクヴィルは、『アメリカのデモクラシー』の第1巻において政治結社の過激化を警戒しているが、第2巻ではその懸念は薄れて、むしろデモクラシーにおける抵抗者としての役割を結社が積極的に果たすことを期待している。トクヴィルは時を経るに従って、デモクラシーの全体主義化に対する警戒を強めていったため、結社の欠点よりも長所に注目したのである。

トクヴィルによる結社への評価は、アリストクラシーとの関連からなされたものであると考えられる。彼は、主権者と臣民の間に「二次的諸権力」(pouvoirs secondaires)を置く考え方がアリストクラシー由来のものであると述べている²⁹。ここでの二次的諸権力すなわち中間権力の原型が貴族であることは言うまでもない。トクヴィルは、この二次的諸権力の性格として、それが他の人々と距離を置き、これらの人々を指導する人間によって構成されていることを挙げている。このような存在は、社会全体が平等という共通項によって結ばれているデモクラシーでは本来成立し得ない。それにもかかわらず、トクヴィルがそれを要請した理由は、画一的なデモクラシーにおける外部的存在の必要性を評価していたためである。つまり、二次的諸権力としての結社はその本質的な外部性によって、デモクラシーにおいて抵抗の担い手としての性格を帯びることになる。二次的諸権力の観念はアリストクラシーに由来するものであるが、その存在は画一的なデモクラシーにおいてより重要なものとなる。

トクヴィルのデモクラシー分析から導き出される市民の姿は、アリストクラシーと比較して流動的で不安定な条件下にはあるが、一定の政治的・経済的・社会的基礎の上に成立する独立的な存在である。ただ、トクヴィルの市民像は啓蒙思想の内部で創出されたような理性的で自己完結的なそれではなく、不完全さを有しながらも他者との関係において自己を保つ現実的な存在である。そのような存在が公共性を担う市民の役割を果たすためには、デモクラシーの中

28 *DAI*, 2:4, pp. 216-217. 邦訳第1巻（下）44-45ページ。*DAII*, 4:4, p. 818. 邦訳第2巻（下）229ページ。

29 *DAII*, 4:2, p. 808. 邦訳第2巻（下）214ページ。

で統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在として協働することが求められた。すなわち、デモクラシーにおける市民に関する四つの要素は、協働というものを媒介にして包括されることになる。

3 貴族と市民をつなぐもの

アリストクラシーにおける貴族とデモクラシーにおける市民は、統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在という共通する性格を有している。

トクヴィルの政治思想は、複雑な比較研究で構成されている。彼の研究では、アメリカとフランスすなわちデモクラシーとアリストクラシーの比較、さらにアリストクラシーの内部でもイギリスとフランスの比較が展開されている。また、フランスに関する研究では、アリストクラシーからデモクラシーへの変化が考察されている。複数の比較研究が複雑に重なり合っていることによって、トクヴィルの政治思想は奥行きを持ったものとなったが、同時にそれは彼の政治思想に対する評価が多様になっている原因にもなっている。

トクヴィルによる比較研究において、アリストクラシーや貴族といったものはまずは分析装置である³⁰。彼において、デモクラシーとアリストクラシーは、対立的であると同時に連続的なものでもある。これらは切断された別個のものではなく、連続性と共通性を備えた政治体制・政治社会であるため、それぞれにおいて要請される政治主体もまた完全に別種のものではなく、共通点を有するものになるはずである。アリストクラシーや貴族という概念は、そのような役割を担うものではないだろうか。つまり、貴族は、デモクラシーとアリストクラシーを比較研究するための分析概念であるとともに、いずれの社会においても求められる理想的な政治主体を考えるのに必要な具体的イメージだということである。

30 Kahan, Alan S., "Aristocracy in Tocqueville", *The Tocqueville Review*, Vol. 27, No. 2, 2006, p. 324.

第一に、貴族は本来、領主として具体的に統治に当たる存在であった。同様に、アメリカの市民もまた、現実の政治に直接関与する存在であった。しかし、絶対王政期フランスにおいて宮廷への伺候が進んだ結果、貴族は現実の統治者としての性格を喪失していった。トクヴィルが評価する貴族は、変質する以前のそれ、つまり統治者としての貴族である。

重要なことは、ここでの統治が名目上のものでもなければ、権力をめぐる闘争でもなく、現実の公共的な事柄に対応するものだということである。つまり、それは、具体的で身近な問題のひとつひとつを解決するために、周囲との関係性の中で共通の実践を行うことである。このような貴族の姿は、アメリカで看取された市民のイメージと重なる。元々、トクヴィルの政治に対するイメージに、権力闘争の色彩はほとんど見られない。トクヴィルにとっての政治が公共的な事柄に対する協働的な実践であったことは、彼の政治思想を理解する上で念頭に置くべきことである。

第二に、貴族は大土地所有の上に成立する存在である。ただ、これは単に所帯するということだけでなく、その土地の経営すなわち統治に関与していることが重要となる。近代フランスで見られた現象は、統治と所有との結び付きの消滅である。その結果、フランスでは大土地所有が消えたというだけでなく、貴族の統治の正統性もまた失われていった。

対して、アメリカの所有は流動的である。アメリカの土地所有はフランス貴族の大土地所有と比較して相対的に小規模であるため、そこから得られる独立性と安定性はフランス貴族が享受していたそれらと比較して小さい。つまり、アメリカの市民が自立しているとすれば、それは所有だけではなく、統治や水平的な連携・協働といった他の要素との複合的作用によって可能になっていると理解されるべきである。

第三に、アリストクラシーにおけるつながりは、統治する存在としての共同体的な結び付き（階級による上下関係）と血縁（婚姻などによる水平的な関係）によって構成されていた。しかし、統治する存在としての性格を喪失すると、貴族の関係性は血縁関係のみとなり、共同体の中で育まれる結び付きは消滅する。

階級間の絆は完全に消え去り、貴族は民衆にとって無用な存在となったにもかかわらず、特権だけには執着し続けた結果、民衆の不満の対象となっていた。

他方、アメリカの市民は、協働を通して人間関係を日常的に維持することが求められる。その関係性は階層的なものではなく、水平的なものである。人々は協働という実践を通して同じ地域の間から市民として認知され、その実践の結果として共同体が維持される。ただ、アメリカにおいてつながることは、基本的に一時的な性格から免れられない。流動性の高いアメリカ社会における社会的な関係性は開放的ではあるが、その反面恒常性と安定性に乏しい。であるからこそ、アメリカの人々は日常的に協働することで、意識的に紐帯を維持していくことが要求されている。その日常的な協働がつながる存在としての市民を育むのである。

第四に、アリストクラシーにおいて、貴族は本質的に抵抗する存在であった。統治する存在・所有する存在・つながる存在という特徴を有する貴族は、それらを背景として王権の伸張に抵抗する。だが、近代のフランスでは抵抗する存在であった貴族は従順な廷臣へと変質し、抵抗する役割は知識人にとって代わられることになる。

18世紀のフランス知識人に対するトクヴィルの評価は厳しい。新たな抵抗者となった知識人たちだが、彼ら彼女らは公職から遠ざけられていた。現実の公的な実践とは無縁な知識人たちは「一般的で抽象的な理論」を重視して、「一般的で体系的な観念を愛好して、古来の知恵を軽蔑し、個人の理性に信頼を寄せ」ていた³¹。トクヴィルによれば、新奇性や抽象性を好む知識人の性状は、彼ら彼女らが現実的な政治経験に欠けていたことに由来する。知識人は観念をもてあそび、その見解は社会と政治に不必要な混乱をもたらした。かつての貴族は実際の統治に担うことによって、現実的な知識と経験を蓄積していった。これに対して、空虚な言説に基づく知識人の批判や抵抗は無秩序をもたらす。

31 *AR*, 3:1, p. 171-172. 邦訳308-309ページ。

トクヴィルの知識人批判は、経験主義に基づくものであった³²。

他方、アメリカの市民は、フランス貴族のような形で抵抗する必要はない。デモクラシーでは統治者と被治者は一体化しており、政治の主導権は掌握しているため、市民は武力を使って政府に抵抗する必要はない。アメリカにおいては分権的な政治・社会環境が存在していること自体が中央集権化の妨げとなり、抵抗と同様の効果をもたらしている。つまり、日常的な政治や社会状況自体が、強大な中央権力への抵抗となっている。トクヴィルの分析によれば、アリストクラシーの貴族よりもデモクラシーにおける市民の方が体制に対して内面的に従順な傾向がある。それにもかかわらず、アメリカのデモクラシーにおいて一定水準の自由が維持されているとするならば、それは市民の協働を特徴とした分権的政治によって保たれていると考えられる。確かにトクヴィルは手放しでデモクラシーを評価しているわけではなく、市民の内面性の問題点は指摘しているが、それとは反対に制度的な点に関する批判は少ない。抵抗する存在としての市民の協働に対するトクヴィルの評価は、主として制度に向けられたものである。制度化された抵抗のシステムが、アメリカ社会では有効に機能していたのである。

デモクラシーにおける市民とアリストクラシーにおける貴族は、統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在という共通する性格を有する。前提とされている社会の性格が異なるため、デモクラシーにおける市民とアリストクラシーにおける貴族が完全に一致することはない。しかし、これらにはいずれもそれぞれの社会において自由の擁護者としての役割が期待されており、それぞれに求められていることが共通するのは必然である。

自身の著作において、トクヴィルが貴族に与えている評価は、驚くほど好意的である。『旧体制と大革命』だけでなく、『アメリカのデモクラシー』においても、彼は貴族について触れているが、その論調は全体的に好意的なものになっている。これは、デモクラシーやそこにおける市民の精神性に対して厳し

32 ウォーリンは、知識人に対するトクヴィルの不信感が、貴族に対する期待につながったと考えている〔Wolin, p. 361.〕。

い見解を述べていたのと比較すると、きわめて対照的な評価である。このことは、トクヴィルにとって、生涯にわたって、貴族が親愛と敬慕の対象であったことを物語っている。彼は、「私はデモクラシー的な政治制度に知的な好意を抱いているが、私は本能的には貴族であり、群衆を嫌い、恐れている」という告白を残している³³。トクヴィルの内面が貴族に近いものであったことは間違いない。ただ、貴族に対する彼の感情は、無思慮なものではなかった。伝統的な貴族家系に生まれ、一家が古くから所有してきたノルマンディーの居館を大事にしたトクヴィルだが、彼は家族の否定的な反応にもかかわらず中産階級の女性と結婚し、爵位を名乗ることもせず、ブルボン王党派であった家族やその周辺の意向に反して七月王政への宣誓を行った³⁴。トクヴィルは、貴族や家族への愛着に流されることなく、時代状況の流れと変化を意識して、漸進的だが着実に変化と向き合う性向を有していた。トクヴィルは、俯瞰的かつ冷静に事態と状況を把握して対応する能力を持っていた。

トクヴィルは、不平等の上に成立するアリストクラシーがデモクラシーではもはや存続し得ないことを十分認識していた。にもかかわらず、「アリストクラシー的な人格」の再生を願ったのは、それが自由の擁護者としての役割を果たすことができるという見通しがあったからである。そして、デモクラシーにおいて、現実にその役割を期待できるのは市民だけであった。

しかし、市民と貴族の間には、社会状況の違いから安定性に差がある。つまり、デモクラシー社会の不安定が市民の安定性に影響するわけだが、デモクラシーではその不安定をデモクラシーの徹底によって解決することを目指す。その点で不平等な社会制度の終焉とともに崩壊したアリストクラシーよりもデモクラシーの方が強靱さを備えており、それをトクヴィルは評価する。そのため、

33 Edited by Zunz, Olivier and Kahan, Alan S., *The Tocqueville Reader: A Life in Letters and Politics*, Malden: Blackwell, 2002, p.219.

34 Jardin, Andre, *Alexis de Tocqueville: 1805-1859*, Paris Hachette, 1984, pp. 228-232; pp. 87-89. ジャルダン, アンドレ, 大津真作訳『トクヴィル伝』(晶文社, 1994年) 266-270ページ, 104-106ページ。

トクヴィルが書いたものを部分的に取り上げて、それを根拠に貴族主義者や保守主義者として彼を評価することは不適切である。トクヴィルの政治思想は、あくまでもデモクラシーの政治思想として理解するべきである。

ここで触れておきたいのは、デモクラシーにおいて現れるアリストクラシー的存在としての法曹と「工場貴族（産業貴族）」（*aristocratie manufacturière*）のことである。

法曹は、デモクラシーの本性的要素と容易に融合し、見事かつ持続的に結び付くことができる唯一のアリストクラシー的要素である³⁵。

法曹の基本的性質はアリストクラシー的である。法曹と貴族の共通項は、秩序（*ordre*）と形式（*forme*）のへの愛着である。法律家たちの出自は一般の市民と変わらないが、法律を学ぶ中で貴族と共通する性格を身に付けていく。そのため、「法曹はデモクラシーに基づく政治体制に好意を抱いたとしても、それが持っている傾向性に流されたり、その弱点を模倣したりすることはない³⁶」。

法曹は、そのアリストクラシー的性格によって、デモクラシーにおける外部的存在を担う。トクヴィルは司法も政治的制度として見なしているため、その構成員である法曹もまたデモクラシー統治の当事者である。しかし、法曹は自らが習得する後天的性向に由来する異質性が、デモクラシーの内部に緊張感をもたらす。このような緊張感により、法曹はデモクラシーにおける抵抗者としての性格を持つことになる。法曹のアリストクラシー的性格は、デモクラシーの適正運用に有効に機能することになる。そのため、法曹に対するトクヴィルの評価は肯定的である。これに対して、工場貴族に対する評価は厳しい。

市民革命を経た19世紀西欧の思想家たちが直面した最大の課題のひとつは、

35 *DAI*, 2:8, p. 306. 邦訳第1巻（下）175ページ。

36 *DAI*, 2:8, p. 305. 邦訳第1巻（下）174ページ。

伸張著しい資本主義への対応であった。トクヴィルの同時代の多くの思想家が、資本主義を社会分断の原因として危険視していた³⁷。

デモクラシーの進展と資本主義の発展に伴って登場するのが、工場貴族である³⁸。トクヴィルによれば、工場貴族は資本主義の特徴である分業の拡大によって出現する。分業の拡大は産業に関する知識に関して格差が生じ、さらにそれが富の格差につながり、その結果として工場貴族が現れる。つまり、工場貴族誕生の原因となる不平等は、経済的格差もさることながら、知識の差によって生じる。そして、工場貴族制においては、労働者と裕福な人々の間に密接な関係性は存在せず、工場経営者に労働者を扶助する義務もない³⁹。経営者が労働者扶助の義務から免れているのは、公的慈善すなわち国家による福祉があるからである。要するに、工場貴族制は、政府権力の基盤の上に成り立っている。それ以上に、工場貴族は国家の下僕として、その専制を支える勢力となる⁴⁰。

工場貴族は、かつてのアリстокラシーにおける貴族とはまったく異質なものである。工場貴族は所有する存在ではあるが、統治する存在でも、つながる存在でもなく、まして抵抗する存在でもない。土地の所有と経営をしていたかつての貴族とは異なり、工場貴族はただ財産と知識の優位性に依拠して、労働者の上に寄生しているに過ぎない。その姿は絶対王政成立後のフランス貴族と何ら変わりはなく、かつての貴族たちの状況がフランス革命発生の一因となったように、工場貴族制も同様の帰結に至る恐れがある。そのため、かつての貴族に愛着を示し、法曹を評価したトクヴィルだが、工場貴族を肯定する様子は皆無であった。

トクヴィルは風俗や慣習なども含めて社会全体を視野に収めたデモクラシー

37 Boesche, Roger C., The Strange Liberalism of Alexis de Tocqueville, *History of Political Thought*, Vol. 2, No. 3, 1981, p. 507.

38 *DAII*, 2:20, pp. 673-675. 邦訳第2巻(下) 272-274ページ。

39 杉本竜也「トクヴィルの政治思想におけるデモクラシーと経済」『政経研究』第五三巻第2号, 2016年, 228ページ。

40 Drescher, p. 631.

理論を構築したが、彼の理論は基本的に政治優位の思想である。つまり、それは、不可避的な趨勢としての平等化であるデモクラシーに対して、有効な政治的实践を通して社会を適正化していこうというプログラムとなっている。デモクラシーにおける市民とアリストクラシーにおける貴族は、その適正化を担う存在のモデルであった。しかし、工場貴族はそれらに類する存在では決してなく、工場貴族を中心とする社会はトクヴィルの読みでは崩壊必至であった⁴¹。

最後に、イギリスにおけるアリストクラシーに関するトクヴィルの見解について考えたい。

トクヴィルによれば、イギリスは「異なる階級が共通の利益によってお互いに密接に結び付いていながら、その精神や習俗は大きく異なっている⁴²」、「カースト制度を改変せずに、実質的に破壊した国⁴³」である。つまり、イギリスは、デモクラシーとアリストクラシーが巧みに融合した稀有の国であった。

トクヴィルが『旧体制と大革命』を明らかにした1856年の段階で、彼の比較研究の対象となっていたのは、もはやアメリカではなく、イギリスであった⁴⁴。トクヴィルは、ルイ＝ナポレオンの大統領クーデタで政界を引退した後、専らフランスを中心とする西欧の中世史の研究に取り組んでいた。それを通して、トクヴィルは政治主体としての貴族の像を具体化していったということができる。だが、それはあくまでも、彼の中ですでに打ち立てられていたデモクラシー理論の内部で行われたことであった。

イギリスにおいてデモクラシーとアリストクラシーの融合が可能になった主要な原因としては、第一に貴族が統治する存在であり続けたこと⁴⁵、第二に貴

41 トクヴィルは、中央集権化に対する懸念から自由放任型の資本主義経済を肯定した [Boesche, p. 513.]。一方、それが進展すれば産業貴族制の拡大は必至であるが、トクヴィルはそれに対する方策は示していない。

42 AR, 2:8, p. 121. 邦訳221ページ。

43 AR, 2:9, p. 122. 邦訳224ページ。

44 Jaume, p. 274.

45 AR, 2:1, pp. 75-76. 邦訳138ページ。

族が市民の側に立ってデモクラシーの進展に関わったこと⁴⁶、が挙げられる。トクヴィルは貴族が意識的にそのように行動していたのかという点には踏み込んでいないが、歴史的な事実としてイギリス貴族がデモクラシーに巧みに適応していったことを記している⁴⁷。結果的に、そのことがイギリスのアリстокラシーを存続可能にした。デモクラシーにおけるアリстокラシー的人格の必要性を主張したトクヴィルにとって、イギリスは理想的な国制と社会を備えた国家であった。しかし、彼は、イギリスを普遍的なモデルとして、それに倣おうとはしていない。

フランス革命に先立って現れた「アングロマニー」(anglomanie)をはじめとして、近代以降のフランス知識人にとって、イギリスは自由の先進国であり、その政治体制は憧れの的であった。トクヴィルの同時代人であったフランソワ・ギゾーやピエール・ポール・ロワイエ＝コラルとといった人々はイギリスに見られた穏健な君主政と議会政治、安定的な資本主義経済をフランスにおいても確立することを望んでおり、トクヴィルも同様の志向性を有していた。それにもかかわらず、ギゾーらと比較してトクヴィルのイギリス志向が抑制的であったのは、彼のイギリス評価がデモクラシー分析に基づくものであったからであろう。つまり、もはやデモクラシーが与件となっている時点において、イギリス的な政治・社会体制をそのままフランスに移植することはかなわないからである。

そもそも、トクヴィルの考えでは、デモクラシーの進度という点では、イギリスと比べてフランスは先進国である。『旧体制と大革命』の主題のひとつは、フランスの平等化の契機を1789年のフランス革命に求める一般的な見解に対して、そのはるか以前から平等化が始まっていたことを明らかにしたことにある。繰り返しになるが、社会体制を形成する最大の要因のひとつは土地所有の形態

46 *ES*, p. 28. 邦訳56ページ。

47 ドレッシュャーは、トクヴィルがフランスと比較してイギリスのアリстокラシーを評価していたのは、それが民衆との関係性を維持し続けたからだと考えている〔*Drescher*, p. 643.〕。

にある。トクヴィルは、フランスの農民たちが大革命のはるか以前から農奴身分から解放されていただけでなく、すでに土地所有者にもなっていたと述べ、フランスの実質的な平等化がかなり早期に実現されていたことを明らかにしている⁴⁸。そのため、『旧体制と大革命』では、フランスには平等化すなわちデモクラシーの先進国という性格が与えられている。そのようなフランスでアリストクラシーの復活を望むことはもはや不可能である。トクヴィルの中にデモクラシーとアリストクラシーの融合を実現したイギリスに対する好意的な見方が存在していたとしても、これにならおうとしなかった理由はそこにある。

トクヴィルの政治理論は、あくまでもデモクラシーの政治思想であり、さまざまな事象に対する評価もその枠内で行われている。つまり、アリストクラシーに対するトクヴィルの肯定的評価は、デモクラシー理論の中で行われているものである。それを無視して、デモクラシーに対する批判的な見解のみに注目するのは誤りである。これは、彼の政治思想を考える際に決して忘れてはいけない前提である。

おわりに

トクヴィルの政治思想では、デモクラシーにおいても、アリストクラシーにおいても、求められる政治主体は変わらない。つまり、政治主体は、統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在である必要がある。それが、デモクラシーという平等社会では市民として出現し、アリストクラシーという不平等社会では貴族として現れる。

また、貴族という存在は、デモクラシーとアリストクラシーという異なる2つの政治体制・政治社会を分析するのに当たって、共通して適用することができる概念でもある。この概念があることによって、違いのある2つの体制を比較研究することが可能になった。そのため、トクヴィルはデモクラシーを肯定

48 AR, 2:1, p. 72. 邦訳133ページ。

しながらも批判し、アリストクラシーの終焉を認めながらも貴族の意義を評価することが可能となった。

ここで考えてみたいのは、トクヴィルにおける市民と貴族という概念の関係性である。古くからの貴族家系に生まれた彼がその伝統に慣れ親しみ、それに愛着を覚えていたことは想像に難くないが、若い時から政治主体としての貴族に関する明確な像を捉えていたとは考えにくい。トクヴィルは、政治主体に関して明確なイメージを描いたのは、アメリカのデモクラシー観察を経た後のことであろう。彼はまず、アメリカのデモクラシーに関する徹底した考察を通して、デモクラシーを構成する市民の姿を把握した。このようにしてデモクラシーにおける市民像がトクヴィルの中で確立されていたからこそ、彼は後のアリストクラシーの研究を通して政治主体としての貴族の姿を見いだすことができたのではないだろうか。つまり、デモクラシーにおける市民の姿を認識していたからこそ、かつての貴族の政治的な存在意義を発見することができたのではないだろうか。

確かにトクヴィルには保守主義的な性格が存在しており、彼を保守主義の系譜に位置づけて論じる研究はかなり以前から存在している⁴⁹。保守主義の特徴のひとつとしては経験知の重視が挙げられるが、トクヴィルは現実政治への関与から得られる経験知を重んじており、その点で彼には保守主義的な傾向が存在していると言することができる。ただ、トクヴィルが重視している経験知は、主としてデモクラシーの経験から得られる wisdom である。そのため、トクヴィルはデモクラシーの思想家として評価することが妥当である。リュシアン・ジョームが言うところの、デモクラシーよりも優れたものとしてアリストクラシーを評価する「誘惑⁵⁰」に、トクヴィルは打ち克ったのである。

49 たとえば、勝田吉太郎「保守主義の政治哲学における自由と民主主義 エドモンド・バークとド・トクヴィルの所説を中心として」『法学論叢』第82巻第2・3・4号、1968年、101-153ページ。

50 ジョーム、リュシアン、「トクヴィルにおける「新たなアリストクラシー」の問題 仏米英比較」松本礼二・三浦信孝・宇野重規編『トクヴィルとデモクラシーの現在』（東京大学出版会、2009年）157ページ。

ウォーリンは、二月革命後のトクヴィルの様子を批判し、その思想的営為について封建制・アリストクラシー・政治的自由を結び付けたものだと考える。そして、ウォーリンは、そのようなトクヴィルの思想的営為を「古さ」(ancienneté) への回帰として否定的に評価する。ここでいう「古さ」とは、不平等な階級社会であり、壮大な国家や英雄的行為、それを信じる民衆などの要素と自由が結び付いている状態である⁵¹。このような見方は、保守主義的な自由主義としてトクヴィルの政治思想を評価する見解と違いがない。つまり、ウォーリンはデモクラシー理論の内部でトクヴィルのアリストクラシー概念を分析しながら、保守主義的な文脈でのトクヴィル評価と同じ結論に至ったことになる。そのような結論が導き出されるのは、トクヴィルの政治思想のある一面を過度に過大視しているためである。彼の政治思想を冷静かつ俯瞰的に考察していれば、別の評価が成立していたはずである。

トクヴィルのアリストクラシー理解を考えるのであれば、次の文章を念頭に置く必要がある。

したがって、問題となるのは、アリストクラシー社会を再建することなどではなく、神が私たちが住ませたデモクラシー社会の中から自由を引き出す必要があることである⁵²。

合わせて、本稿の前半に示した、トクヴィルによるアリストクラシーの定義にも再注目したい。そこで彼はアリストクラシーを「統治する市民の集団」と定義している。古代以来のアリストクラシーだけでなく、たとえばモンテスキューも、アリストクラシーを共和政と関連させて性格付けを行っている。つまり、西洋政治思想において、アリストクラシーは必ずしも一般にイメージされるような世襲的な貴族のみを意味しているわけではないことも考えておくべ

51 Wolin, p. 453.

52 *DAII*, 4:7, p. 841. 邦訳第2巻（下）264ページ。

きであろう⁵³。

トクヴィルが考えるデモクラシーにおける市民とアリストクラシーにおける貴族は、統治する存在・所有する存在・つながる存在・抵抗する存在という共通した性格を有する。デモクラシーの市民は、身近な公的実践の中でデモクラシーを徹底することで、これらの性格を十全のものとしていく。しかし、これらはデモクラシーの不可避的な傾向性に反する特徴も有する。つまり、トクヴィルにおけるデモクラシーの徹底は、同時にそれへの摩擦を生じさせる外部性もまた内在させている。そこから導出される政治主体の姿は、矛盾した性格を内在化したものとなる。すなわち、それは、デモクラシーを徹底する存在であると同時に、デモクラシーに抵抗する存在でもある。だからこそ、デモクラシーは強靱さを獲得することができる。現実問題として、そのような政治主体を要請することは困難であるかもしれない。しかし、トクヴィルはデモクラシーの可能性に期待を抱き続け、そのような政治主体に期待をかける以外の選択肢を持たなかったのである。

参考文献

[トクヴィルの著作について]

- ・トクヴィルの著作については、Tocqueville, Alexis de, *Œuvres, Bibliothèque de la Pléiade*, t.1-3, Paris: Gallimard, 1992, 2004. を参照した。
- ・トクヴィルの著作のうち、『アメリカのデモクラシー』（第1巻・第2巻）、『旧体制と大革命』および「一七八九年以前と以後におけるフランスの社会・政治状態」から引用する場合は、それぞれ *DAI/DAII*, *AR*, *ES* という略記号を用いて出典を示す。
- ・引用にあたっての訳は論文著者によるものであるが、下記の日本語訳のページも併記する。

『アメリカのデモクラシー』：松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第1巻（上・下）・第2巻（上・下）岩波文庫，2005-2008年。

『旧体制と大革命』：小山勉訳『旧体制と大革命』ちくま学芸文庫，1998年。

「1789年以前と以後におけるフランスの社会・政治状態」：小山勉訳上記邦訳収録論文

53 杉本竜也「ケアの倫理に基づくトクヴィル型政治思想の再検討」『政経研究』第59巻第3・4号，2023年，11-13ページ。

〔単行本〕

明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念 アメリカ合衆国建国史序説』ミネルヴァ書房, 1999年。

アリストテレス『政治学』山本光雄訳, 岩波文庫, 1961年。

フランクリン／ジェファソン／マディソン他／トクヴィル『世界の名著 40』中央公論新社, 1980年。

Jardin, Andre., *Alexis de Tocqueville: 1805-1859*, Paris: Hachette, 1984. (アンドレ・ジャールダン『トクヴィル伝』大津真作訳, 晶文社, 1994年。)

Jaume, Lucien, translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty*, Princeton: Princeton University Press, 2013.

Kahan, Alan, *Aristocratic Liberalism: The Social and Political Thought of Jacob Burckhardt, John Stuart Mill, and Alexis de Tocqueville*, London: Routledge, 2017.

Shleifer, James T., *The Making of Tocqueville's Democracy in America, Second Edition*, Indianapolis: Liberty Fund, 2000.

宇野重規『デモクラシーを生きる トクヴィルにおける政治の再発見』創文社, 1998年。

Welch, Cheryl B., *De Tocqueville*, Oxford: Oxford University Press, 2001,

Wolin, Sheldon S., *Tocqueville between Two Worlds, The Making of a Political Theoretical Life*, Princeton: Princeton University Press, 2001.

Zunz, Olivier, *The Man Who Understood Democracy, The Life of Alexis de Tocqueville*, Princeton: Princeton University Press, 2022.

Edited by Zunz, Olivier and Kahan, Alan S., *The Tocqueville Reader: A Life in Letters and Politics*, Malden: Blackwell, 2002.

〔論文〕

Boesche, Roger C., "The Strange Liberalism of Alexis de Tocqueville," in *History of Political Thought*, Vol. 2, No. 3, 1981, pp. 495-524.

Drescher, Seymour, "Who needs "Ancienneté?, Tocqueville on Aristocracy and Modernity," in *History of Political Thought*, Vol. 24, No. 4, 2003, pp. 624-646.

Kahan, Alan S., "Aristocracy in Tocqueville," in *The Tocqueville Review*, Vol. 27, No. 2, 2006, pp. 323-348.

リュシアン・ジョーム「トクヴィルにおける「新たなアリストクラシー」の問題 仏米英比較」, 『トクヴィルとデモクラシーの現在』松本礼二・三浦信孝・宇野重規編, 東京大学出版会, 2009年, 147-168ページ。

勝田吉太郎「保守主義の政治哲学における自由と民主主義 エドモンド・バークとド・トクヴィルの所説を中心として」, 『法学論叢』第82巻第2・3・4号, 1968年, 101-153ページ。

Lakoff, Sanford, "Tocqueville, Burke, and the Origins of Liberal Conservatism", in *The Review of Politics*, Vol. 60, No. 3, 1998, p. 435-464.

杉本竜也「トクヴィルとフランス二月革命 デモクラシー・革命・自由」、『政治思想研究』第9号, 2009年, 205-236ページ。

杉本竜也「トクヴィルの政治思想におけるデモクラシーと経済」、『政経研究』第53巻第2号, 2016年, 207-240ページ。

杉本竜也「ケアの倫理に基づくトクヴィル型政治思想の再検討」、『政経研究』第59巻第3・4号, 2023年, 1-30ページ。

アメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の 導入・展開と特徴に関する一考察

鈴木 隆 志

はじめに

我々が生活する上で、ゴミは必ず排出されるものである。その処理は個人で行うことは難しく、公共的に処理されるのが基本である。つまり、自治体がゴミすなわち廃棄物の処理を管轄している。これまでも、3Rの推進などゴミの排出抑制やリサイクルの促進などが行われてきた。それらの行きつく先、究極の形としてはゴミの排出をしないことである。そうした「ゼロ・ウェイスト」を目指す自治体の動きが1990年代から行われている。わが国でも、2003年の上勝町に始まり、2022年1月時点で5つの自治体がゼロ・ウェイスト宣言をしている⁽¹⁾。本稿ではこうしたゼロ・ウェイストつまり、廃棄物の排出ゼロを目指す政策をゼロ・ウェイスト政策とする⁽²⁾。

ゼロ・ウェイスト政策は、1996年オーストラリアで導入され、その後、カナダのトロント市やアメリカのサンフランシスコ市などに広がったとされる⁽³⁾。

上勝町がゼロ・ウェイスト宣言をする経緯では、焼却炉の問題などもあったが、アメリカでゼロ・ウェイストを提唱していたポール・コネット氏の影響があったとされる⁽⁴⁾。

そこで本論稿では、アメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の導入と展開および特徴について明らかにすることを目的とする。わが国では、諸外国のゼロ・ウェイスト宣言あるいは政策に関する論説は散見できるが少数にとど

まっており、その実態については明確になっていない⁽⁵⁾。アメリカにおいては、ゼロ・ウェイスト政策を導入して成果の見られる都市について、法令や制度、住民との関係について2都市間で比較、分析をした研究はあるが⁽⁶⁾、地方自治研究、行政学などの視点からの研究はほとんど見られない。

本稿ではまず、ゼロ・ウェイスト政策の成立経緯、その展開はどのようなものであったのか、アメリカの都市での導入及び展開の要因について分析を行う。分析は文献調査を中心に行う。ゼロ・ウェイスト政策の導入や展開にあたっては、廃棄物の減量など関連政策も関係していることが推測される。そこで、行政学や公共政策研究で用いられる「政策の遷移」等の有無についても検証する。また、政策は行政が導入するだけで達成できるものではなく、ゼロ・ウェイスト政策の導入後、廃棄物を排出する主体として住民や飲食店などの企業、リサイクルに関連する企業や廃棄物収集業者、住民等の関与も重要な要素となることが考えられる。アメリカの都市においてはガバナンスが機能していることにより、政策の進展が見込まれることも指摘される。そこで、ゼロ・ウェイスト政策の展開についてもガバナンスが影響したのかについても検証を行う。これらの検証を行うことで、ゼロ・ウェイスト政策の特質あるいはアメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の特質を明らかにし、アメリカの都市政治の解明にも貢献することができると考える。

1. ゼロ・ウェイスト政策の成立経緯について

まず、ゼロ・ウェイスト政策の成立について、ポール・コネット著『ゼロ・ウェイスト対策 (Zero Waste Solution)』を中心にゼロ・ウェイスト政策の成立過程を確認する。

ゼロ・ウェイスト政策の誕生のきっかけは、1980年代のアメリカ、カリフォルニア州バークレー市でのダニエル・ナップ (Daniel Knapp) 氏による廃棄物回収事業にまでさかのぼるとされる。彼は、1990年代には、その廃棄物回収事業を大規模なりサイクル事業アーバン・オーア (Urban Ore) へと発展させた。

その際、彼は12分別によるリサイクル方法を発案し、「完全なあるいは100%のリサイクル（total or 100 percent recycling）」を提言した。

そのころ、オーストラリアでは、キャンベラ市における政治家と市民の懇談の結果、1996年にオーストラリア首都特別地域（ACT）政府により、「2010年までに廃棄物ゼロ」（No Waste by 2010）法が可決された。

そして、その施行の1年前にナップ氏はオーストラリアに招かれ、当地の関係者との話し合いを通して「ゼロ・ウェイスト」という考え方が発展したとされる。「ゼロ・ウェイスト」という考えが浸透した一方で、ナップ氏の提言していた「完全なりサイクル」はあまり支持されなかったという。これは、「完全なりサイクル」がコミュニティの努力に焦点が集まるのに対し、「ゼロ・ウェイスト」は企業などを含めた広い概念であったことも影響したと考えられている⁽⁷⁾。

このゼロ・ウェイスト政策はナップ氏のアーバン・オーアが拠点を構えるカリフォルニア州で発展をする。そのゼロ・ウェイスト政策を目指す動きの土台はカリフォルニア州で整っていた。つまり、以下のような要因によりゼロ・ウェイスト政策が目指されるきっかけとなったのである。

カリフォルニア州では1995年までに焼却施設を35基建設することが予定されていた。しかしながら、カリフォルニア州では焼却施設は3基の建設にとどまり、その代替案として都市の中心部から離れた埋立地への搬入が検討されたが、輸送費や廃棄物処理費用が上昇していたため、その案をカリフォルニア州政府は認めなかった。また、1989年にカリフォルニア州議会は、全ての自治体で1995年までに廃棄物の25%を資源等への転換、つまりリサイクルし、2000年までに50%をリサイクルすることを要求する法律を可決していた。それ以前もリサイクルと呼ばれる活動は行われていたが、金属など高価物のリサイクルやボーイスカウトやボランティア団体による新聞紙のリサイクルなどが中心であった。また、1970年代頃にはリサイクルをするよりも廃棄物として埋立て処理をする方がより安価であった。しかしながら、都市化の進展などにより埋立地が不足すると処理費用が高騰し、1980年代にはエネルギー回収などを行うため

の高価な焼却施設の導入が予定され処理費用の高騰が見込まれた。そこで、その費用を抑えることが求められ、政治家等は埋立処理や焼却処理よりも安いリサイクルに注目するようになった⁽⁸⁾。このような処理費用の削減などを求めて、カリフォルニア州では廃棄物の発生抑制やリサイクルが促進されることとなった。

カリフォルニア州の自治体では戸別収集 (curbside collection) の導入やアーバン・オーアのような地域におけるリサイクル事業者も増えていた。1980年代以降、カリフォルニア州では剪定枝や食品廃棄物などのコンポストの普及が進んできた。さらに、社会的にも使い捨て文化への反感や製造業者への拡大生産者責任 (EPR) の要求も高まった。そのような状況下で、カリフォルニア州ではゼロ・ウェイスト政策の導入への道が開かれてきた。

このように、カリフォルニア州では処理費用の観点から埋立てや焼却より安価であるリサイクルや廃棄物の発生抑制を目指す政策が導入され、推奨され、ゼロ・ウェイスト政策の出発点の1つとなったのである。

ここで、ゼロ・ウェイスト政策という用語および一般的な見解等について確認をしたい。「ゼロ・ウェイスト」という用語は、1990年代後半に定着し始め、2002年に設立されたゼロ・ウェイスト国際同盟 (Zero Waste International Alliance) が、2004年に「環境や人間の健康を脅かす土壌、水、大気への排出や焼却をせずに、製品、包装、材料の責任を持った生産、消費、再利用、再生をすることにより、すべての資源を保護すること。」と定義したことにより国際的に認証され一般的になったとされる。その後、2005年にサンフランシスコ市で都市環境協定 (Urban Environmental Accords) が調印されたことなどもあり、ゼロ・ウェイスト政策は2010年代以降にアメリカの各都市に伝わり、西海岸からアメリカ全土、東海岸の都市にも広まったとされる⁽⁹⁾。また、ゼロ・ウェイスト政策が広まった要因としては、温室効果ガスの抑制において、排気ガスなどへの対策等よりも効果が期待されたことなどが挙げられる⁽¹⁰⁾。

ゼロ・ウェイスト政策が継続して都市の優先政策として実行され続ける要因としては、首長などの政治家の影響が指摘されてきたが、都市内の地域での需

要も重要であるとされる⁽¹¹⁾。また、地元の企業や大学の影響も大きく、州といった上位政府の影響も指摘される。

一般的にゼロ・ウェイストの定義は、(廃棄物の資源への)転換率が90%を超えるものと理解されている⁽¹²⁾。ゼロ・ウェイスト政策はアメリカで広がりを見せたが、他国ではうまくいかなかった事例もあるとされる。例えば、オーストラリアのキャンベラは期待をもって政策が進められたものの頓挫したり、ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー市では、焼却施設建設によってゼロ・ウェイストの理念が潰れてしまったりことなどが指摘される。ただし、アメリカ全土を見渡すと必ずしもゼロ・ウェイスト政策について先駆的であると評価することは難しい。リサイクルを導入していても、多くの廃棄物を埋立て処分している場合もある。結果として、アメリカの都市における廃棄物からリサイクルやコンポスト、他の再利用などに転換される率は約34%に過ぎないとされる⁽¹³⁾。

次に、リサイクルや発生抑制を目指し、全米でも早期にそれらに取り組み、顕著な成果を出してきたカリフォルニア州でいかにしてゼロ・ウェイスト政策が導入、展開されてきたのかについて確認する。

2. アメリカの都市での展開とその要因——カリフォルニア州，サンフランシスコ市を中心に

(1) カリフォルニア州でのゼロ・ウェイスト政策の導入

先述のように、ゼロ・ウェイスト政策の萌芽が見られたカリフォルニア州であるが、1970年代以降廃棄物政策について転換点があったとされる。

カリフォルニア州では固形廃棄物管理および資源回収法 (Solid Waste Management and Resource Recovery Act) が可決され、1972年にカリフォルニア固形廃棄物管理委員会 (California Solid Waste Management Board :CSWMB) および地方執行機関 (Local Enforcement Agency) が設立された⁽¹⁴⁾。また、1974年にカリフォルニア資源回収協会 (California Resource Recovery Association : CRRA)

の設立によって⁽¹⁵⁾、アメリカで初めての州規模のリサイクル組織がカリフォルニア州で誕生した。当協会は、廃棄物政策の課題設定において重要な役割を果たし続け、現在では、北米最大のリサイクル組織の1つになっている。

1976年、CRRRAは、リサイクルや廃棄物からのエネルギー回収研究、すべてのカウンティでの反廃棄事業を見出すために包装業界が推進していた資源回収・反廃棄条例案（resource-recovery antilitter bill）を支持した。この条例によって、非営利の活動を含む公的なリサイクル事業に対してカリフォルニア州及び各自治体の資金が確保されることになった。さらに、都市は、ごみ処理事業のみでなく、リサイクル事業の制度化に取り掛かることとなった。一方で、カリフォルニア州では廃棄物焼却によるエネルギー回収の研究にも資金が費やされていた。ただし、こうした焼却施設の建設に対しては、住民も反対をしており、それらの建設が順調に進むことはなかった。

CRRRAは、リサイクルに関する会議を数回開催した。その結果、州のリサイクル政策の立案を促し、1989年にカリフォルニア州議会はカリフォルニア総合廃棄物管理法を可決した。この法律では州内の全自治体に対して1995年までに廃棄物の25%を、2000年までに50%を削減することを義務付け、期限を守らなかった自治体には1日1万ドルの罰金を課すことが規定された⁽¹⁶⁾。

また、1989年にはカリフォルニア総合廃棄物管理委員会（California Integrated Waste Management Board : CIWMB）が、事業全体を監督することになり、各自治体の基準年固形廃棄物発生量と呼ばれるものを設定した。この基準年固形廃棄物発生量とは各自治体が通常埋め立て地に送る廃棄物の平均量を計算し、毎年転換される固形廃棄物の割合を算出したものである。そして、州内の自治体が転換目標を達成できるように、各管轄区域で、リサイクル事業、リサイクル製品の購入、コンポスト、廃棄物の最小化を定めた総合廃棄物管理計画を作成することを州は課した。

1996年までに、カリフォルニア州のほぼ300の自治体（大小問わず）が50%の転換率を達成していた。これは埋立地までの長距離輸送コストや廃棄物の収集に課される料金等を削減することで、実際にコストを節約できることを住民が

把握したことによる。この削減の成功の結果、さらなる削減への関心も高まり、各自治体での次なる目標に向けての議論が進められた。時を同じくしてオーストラリアで廃棄物ゼロを目指す「2010年までに廃棄物ゼロ」法が採用されていたため、それに負けじと廃棄物削減の道がカリフォルニア州でも模索されたのである⁽¹⁷⁾。

そして、2000年にカリフォルニア州デル・ノルト・カウンティでアメリカの自治体で初めてのゼロ・ウェイスト計画が導入された⁽¹⁸⁾。それに応じて、CRRAは州全体でゼロ・ウェイスト政策の導入を求める「新たな千年間の課題 (the Agenda for a New Millennium)」を起草した。これによりカリフォルニア州でのゼロ・ウェイスト政策はその第一歩を踏み出したのである。

(2) サンフランシスコ市でのゼロ・ウェイスト政策の導入と展開

そのように、1990年代にはカリフォルニア州内の自治体で50%の廃棄物削減が進み、ゼロ・ウェイスト（廃棄物排出0）が目指される中、サンフランシスコ市は、2002年に「2010年までに75%の廃棄物の資源等への転換」という目標を立てると、2004年までにその目標を達成し、廃棄量の半減を達成した。さらに、その後も2003年に予防原則に基づく環境規則 (Environment Code) の制定など、廃棄物の抑止やリサイクルを進め、ゼロ・ウェイストに向けた対策を行ってきた⁽¹⁹⁾。

2012年10月初旬までに、サンフランシスコ市は一切焼却することなく埋立て廃棄物の80%をリサイクル等へ転換した。この計画が成功した理由として、以下の3点が指摘される。

まず、全米の都市として初めてサンフランシスコ市が剪定枝などの庭ごみ及び生ごみの収集、3色の容器による回収システムを導入したことである。3色の容器は、緑色が堆肥化可能な資源用で、青色がリサイクル可能資源用、黒色その他の廃棄物と類別された。市は特に緑色や青色の容器に当たる資源を増やすことで廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進を図ったのである。次に、地元の農家へ品質の確保された堆肥を提供するために、レストランやホテルに対

して未分別の廃棄物ではなく、有機性廃棄物を分別して出した場合に収集料金を25%引き下げた。また、先の堆肥化可能な緑色の容器へ分別できる食材等について普及を図るために、レストラン等に市は職員を派遣した。第3に、市は広報を重視し、上記の政策、制度についてバスの車体やバス停に広告の掲示、チラシの配布、路上に設けたブースでの制度の説明、分別回収容器に関するポスターの掲示等を行った⁽²⁰⁾。

さらに、市で転換率の上昇が達成された理由としては、市内の資源や廃棄物の容器を回収する業者（現在のレコロジー [Recology] 社）がリサイクル施設、コンポスト施設を有していたものの、埋立地を所有していなかったことも影響しているとされる。そのため、リサイクルや堆肥化を進める動機が当業者には大きかったのである。さらに、市は年間目標を上回る廃棄物の資源等への転換率が達成された場合には、当業者にボーナスを与える制度の導入をしていた。

2009年に、市は義務的なりサイクルおよび堆肥化条例を導入し、市内の企業はリサイクルおよび堆肥化事業に参加すると収集費用の最大95%を節約できるようになった。この条例制定後、市内ではコンポスト収集サービスを利用する事業者が50%増加し、サービスを利用する集合住宅の数も3倍に増加した。その結果、市の堆肥化可能な資源の収集は45%増加し、1日あたり約600トンの食品廃棄物、紙、剪定枝が堆肥化施設に送られるようになった。サンフランシスコ市の堆肥化施設は市から約70マイル離れた場所にあり、人口密集地域から十分離れているため臭いの問題を回避できた。さらに、そこで作られた堆肥を使用できる農場に近い場所に所在することから、その堆肥を利用して、野菜や果物（葡萄等）の栽培を行い、それらが市内で消費され、食糧の生産と廃棄物の間で循環が生じているとされる。市のリサイクル事業は、埋立てや焼却に比べて多くの雇用の創出ができることも指摘される。市の主要な資源回収施設（Material Recovery Facility [MRF]）は、サンフランシスコ港のピア96にあり、レコロジー社が所有している。そこでは1,000人以上の職員が雇用されている⁽²¹⁾。

2006年には、市は建設解体廃材再生事業（Construction and Demolition Debris Recovery Program）を開始した。この事業では、建設廃棄物のリサイクルが義

務付けられ、埋立て地に送られる廃棄物が20%削減された。また、同年に市は飲食業廃棄物削減条例（Food Service Waste Reduction Ordinance）を可決し、ポリスチレンフォームのテイクアウト用容器が禁止され、店舗で用いる容器はリサイクル可能または堆肥化可能であることが義務付けられた。市は、企業や集合住宅向けの周知・教育にも力を入れた。さらに、市は4,000人以上の市職員に、市の建物内でリサイクルと堆肥化が行われるように促した。こうした努力や市のごみ処理費用やその他の効率化により、市は50万ドル以上を節約した⁽²²⁾。

さらに市は2018年には2030年までに固形廃棄物の発生を15%削減し、埋立てまたは焼却処分を50%削減することを目標に掲げた⁽²³⁾。

(3) カリフォルニア州内の企業とゼロ・ウェイスト

カリフォルニア州では、州議会により州内のすべての自治体に求める廃棄物の転換目標を2020年までに75%に引き上げる法律が可決されていた。

こうした目標の達成には、廃棄物の発生抑制、リサイクル、堆肥化の促進が不可欠であり、カリフォルニア州内の廃棄物関連企業やその他の企業も貢献したとされる。その一例が、食料品店のアルバートソンズとされる。サンタバーバラ市にある同社の2つの店舗では、ゼロ・ウェイストの取り組みとして廃棄物の95%（80万ポンド以上の段ボール、27,000ポンド以上のプラスチック、2,600ポンド以上の紙が含まれる。）のリサイクル、再利用及び堆肥化を行い、2011年には知事環境経済リーダーシップ賞（Governor's Environmental and Economic Leadership Award : GEELA）を受賞した。また、同社はサンタバーバラ・カウンティのフードバンクに、平均して年間約15万ポンドの製品（125,000食分に相当）を寄付した。さらにアルバートソンの親会社であるスーパーバリューは、2012年に合計40店舗を廃棄物発生ゼロ促進の対象とした。アルバートソンはネバダ州南部、アイダホ州、モンタナ州、ノースダコタ州、オレゴン州、ユタ州、ワシントン州、ワイオミング州でもスーパーマーケットを運営していたため、カリフォルニア州以外にも影響を与えたとされる⁽²⁴⁾。

以上のように、カリフォルニア州のゼロ・ウェイスト政策については、州が処理方法やそれに係る費用といった点から廃棄物の削減やリサイクルを進める政策や仕組みを導入し、それを受けたサンフランシスコ市などが独自にゼロ・ウェイスト政策および廃棄物の抑制やリサイクルに関連する政策を進めてきたことを確認できた。また、州が政策を進める上で、民間企業や住民の賛同や協力も欠かせないものである。州が法令により規制をしつつも、企業の自主的な努力等が伴っていることもゼロ・ウェイスト政策が促進された要因であると考えられる。

3. アメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の導入・展開および特徴

ゼロ・ウェイストという言葉は、アメリカの都市の廃棄物関連の政策で用いられているが、その導入時期や目的、成果等に注意する必要がある。

ここでは、アメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の特徴に注目し、どのような要素を中心にゼロ・ウェイスト政策を捉えられるのかを明らかにしたい。

カリフォルニア州サンフランシスコ市、ワシントン州シアトル市、カリフォルニア州バークレー市、コロラド州ボルダー市、カリフォルニア州サンノゼ市、テキサス州オースティン市などは、アメリカ合衆国環境保護庁（Environmental Protection Agency：EPA）などによってゼロ・ウェイスト政策の事例として扱われるなどの機会が多い⁽²⁵⁾。そうしたことから、これらの都市は一定程度の成果が見られる事例と考えられる。ちなみに、これらの都市の人口は、ボルダー市やバークレー市のような約10万人からシアトル市やサンフランシスコ市のような約80万人、サンノゼ市やオースティン市は約100万人と大都市から中小規模都市と広く分布している。

それぞれのゼロ・ウェイスト政策の導入の経緯及び展開や特徴についてみたい。

(1) カリフォルニア州サンフランシスコ市

サンフランシスコ市は、先述のようにゼロ・ウェイスト政策がアメリカでも初期に進められたカリフォルニア州の都市であり、ゼロ・ウェイスト政策では先駆的自治体である。市のゼロ・ウェイスト政策をめぐる動きは先述のとおりである。サンフランシスコ市では、高い目標を掲げた上で、分別収集や堆肥を用いた地産地消の促進、政策や制度の周知や教育に力を入れ、リサイクルの促進や廃棄物の発生抑制といったゼロ・ウェイスト政策を進めてきた。結果として廃棄物からリサイクル等への転換率は80%を記録した。サンフランシスコ市は人口約80万人であり、多様性にも富むため、中国語やスペイン語、その他の言語、画像を用いるなどの工夫も行われた。行政による努力と民間（収集業者や住民等）との協力がゼロ・ウェイスト政策を展開していく上での要因であったと考えられる。

(2) ワシントン州シアトル市

シアトル市は、1980年代後半から有害物質の周辺への影響等もあり、埋立処分場の閉鎖を余儀なくされ、廃棄物は高い運搬費をかけて隣のオレゴン州の民間埋立処理場へと鉄道を使って搬入することとなっていた。そのような経緯もあり、シアトル市では廃棄物の抑制やリサイクルの促進を目指した政策が導入されていた⁽²⁶⁾。また、政策を進める上で市は1987年に「コミュニケーションのための巨額の予算 (huge budget for communication)」を要求し、周知活動を行っていた⁽²⁷⁾。

市は、1998年頃から、「2030年までに廃棄物を50%削減する」という目標などゼロ・ウェイストに向けて取り組んできた⁽²⁸⁾。1998年にはシアトル固形廃棄物総合計画 (Seattle Solid Waste Comprehensive Plan) を導入し、ゼロ・ウェイストは「指針」としてその後も用いられてきた⁽²⁹⁾。

そして、市は2003年には義務的商業リサイクル条例 (mandatory commercial recycling ordinance)、2007年にゼロ・ウェイスト決議 (Zero Waste Resolution)、2010年にゼロ・ウェイスト戦略を採用してきた。2013年に、市議会は「シアト

ルの固形廃棄物計画 (Seattle's Solid Waste Plan)」を改定し、2022年までに固形廃棄物の70%をリサイクル、2020年までに建設廃棄物と解体廃棄物の70%をリサイクルすることを目標とした。市は2017年に廃棄物の資源等への56.9%の転換を達成し、市のリサイクル率は1998年の26.8%から30.1%も上昇していた。現在では、2040年までに全体のリサイクル率を69%に引き上げることを目指している⁽³⁰⁾。市では、発泡スチロールなどの使い捨て容器やストローの禁止、レジ袋の配布の禁止などの対策も取り入れてきた。また、レストランでの使い捨て容器等は堆肥化可能かりサイクル可能なものであることを義務付けるなど、ゼロ・ウェイストを促す政策を導入してきている。

市内の地域コミュニティは、行政側から見て、一般的にゼロ・ウェイストの倫理観を持っていると考えられている。また、市内ではゼロ・ウェイスト・ワシントン (Zero Waste Washington) と呼ばれるグループによる支援も行われている。市には、州法で義務付けられた地域のメンバー (公務員や住民、企業など多様な主体を含む) で構成される固形廃棄物諮問委員会 (Solid Waste Advisory Committee : SWAC) が1984年から設置されている。さらに、市役所では周知の実施とゼロ・ウェイスト事業の技術支援を行う、周知に関する専門職員がおり、廃棄物収集業者との契約にも資料開発教育プログラムの提供など、多くの周知に関わる要件が含まれている⁽³¹⁾。

シアトル市は、1980年代から埋立地の不足などからリサイクル、廃棄物の発生抑制などの対応に迫られ、分別収集や従量制による回収費の徴収をはじめ行政側の政策を中心としつつ、教育や周知、民間・住民の協力があつたことがゼロ・ウェイスト政策の展開に影響したと考えられる。

(3) カリフォルニア州バークレー市

バークレー市はアメリカの自治体で最初にリサイクル事業に取り組んだり、最初に発泡スチロール梱包を禁止したりとゼロ・ウェイストに関連した取組みを積極的に行ってきた。2010年に廃棄物のリサイクル等への転換率は、75%を達成した⁽³²⁾。

また、カリフォルニア州でのゼロ・ウェイストの起点となり、世界でも有数なりサイクル事業の1つであるアーバン・オーアの本拠地である。アーバン・オーアは市と契約を結び、中継施設を所有・運営している。そこで再利用された商品は地域で活用されるなどコミュニティでの活動、それによる地域コミュニティの形成にも寄与すると考えられる。

さらに市は2019年に使い捨て食器とごみの削減条例（Single Use Foodware and Litter Reduction Ordinance）を制定し、カップや食器、ストローなど使い捨て食器の削減に取り組んできた。この条例では飲食店への再利用可能な食器利用の義務付け、持ち帰り用の使い捨てカップへの0.25ドルの賦課などが規定され、廃棄物の排出抑制、リサイクルに貢献している⁽³³⁾。

このようにバークレー市では行政の努力のみならず、アーバン・オーアなどリサイクル事業者とも協力をしながらゼロ・ウェイスト政策を促進していることが確認できる。

(4) コロラド州ボルダー市

ボルダー市では1994年にイニシアティブ（住民発議）により「廃棄物税（Trash Tax）」を導入し、廃棄物処理や発生抑制に注力してきた⁽³⁴⁾。2006年に市議会は「2025年までに廃棄物の85%を埋立地に送らないこと」を目標とするゼロ廃棄物決議を可決した⁽³⁵⁾。そうした政策の効果もあり、市では53%の廃棄物のリサイクル等への転換率を記録している⁽³⁶⁾。

こうしたゼロ・ウェイスト政策の推進に当たっては、アメリカでも古く、最大級のリサイクルに関する非営利組織であるエコ・サイクル（Eco-Cycle Inc.）とパートナーシップを締結し、活動してきている。エコ・サイクルは、自然資源の保護に熱意を持った一般住民によって1976年に設立された。エコ・サイクルはボルダー市域を含むボルダー・カウンティのリサイクル・センターの運営やカウンティ内の企業の事業向けのリサイクルやコンポスト、リサイクル困難な廃棄物の収集、リサイクル困難な廃棄物センター（CHaRH：電子機器など手作業によりリサイクル可能な廃棄物等を扱う）の運営、幼稚園から高校生までの教育

事業やボランティア等の教育サービスの提供などを行っている⁽³⁷⁾。

ボルダー市では、90年代の早い段階からの取組みやエコ・サイクルなどの組織との協力を起点として、ゼロ・ウェイスト政策を進めていることが確認できる。

(5) カリフォルニア州サンノゼ市

サンノゼ市は国内で最も高い廃棄物転換率74%を記録している。1980年代、市は包括的な廃棄物削減戦略 (comprehensive Waste Reduction Strategy) を採用し、戸別収集によるリサイクルを実施し、埋立地への廃棄物の搬入を抑えてきた。1990年代に、市は路上に散乱した剪定枝の廃棄物から資源等への転換を促進した。1991年に市は住宅から排出される廃棄物やリサイクルの収集業者に対し、市内を3つの区域に分割し、大企業と小企業の双方が委託を受けられるようにした。これにより企業の規模の大小にかかわらず広範な主体が廃棄物収集に関われるようにした。市の廃棄物削減やリサイクルの目標を達成するために、企業と地域の非営利組織との連携を市は奨励した。1993年に市は廃棄物収集の従量制による課金を導入し、経済的インセンティブを用い、住民のリサイクルの促進を進めてきた。市は2008年にゼロ・ウェイスト戦略計画を採用し、2013年にはアメリカ初の先端技術による大規模な堆肥化施設を導入した。また、その計画では2013年までに廃棄物の75%をリサイクル等に転換し、2022年までにゼロ・ウェイストの達成が目指されていた⁽³⁸⁾。

サンノゼ市では、1980年代から廃棄物削減やリサイクルに関する施策を採用しており、住民の意識向上や廃棄物等の収集業者と住民の連携などを促し、ゼロ・ウェイスト政策を推進してきたことが確認できる。

(6) テキサス州オースティン市

オースティン市は2005年に先述の都市環境協定へ署名をし、2040年までにゼロ・ウェイストを達成することを約束した。2009年には、テキサス州で最初のゼロ・ウェイスト戦略計画 (Zero Waste Strategic Plan) を市は採用した。また

2011年12月に、市はゼロ・ウェイスト戦略計画の実施を支援するためにオースティン資源回収マスタープラン（Resource Recovery's Master Plan）を採用した。このように市は資源管理を重視した基本理念や制度に移行し、ゼロ・ウェイストの達成を目指した。2020年までに75%の転換を達成することが目指されていたが、廃棄物の資源等への転換率は2021年度末時点で42%であった⁽³⁹⁾。

市は全般的リサイクルおよび堆肥化条例（Universal Recycling and Composting Ordinance:）を制定し、企業や集合住宅を含むすべての物件でリサイクルの提供を義務付けた⁽⁴⁰⁾。そのほかにも市は飲食店における使い捨て製品や持ち帰り用の袋の規制や建設・解体廃材の少なくとも50%を再利用あるいはリサイクルすることを義務付けたり、拡大生産者責任を推奨したり、製造者に対して医薬品や電池、蛍光灯などのリサイクルできない製品の回収の義務付けなども進めた⁽⁴¹⁾。

以上のようなアメリカの都市におけるゼロ・ウェイスト政策の導入に関しては、①ゼロ・ウェイスト政策が広まる2000年代以前から廃棄物政策、特に廃棄物の削減などに取り組んでいた自治体の政策が発展したもの、②自治体内にリサイクル事業者などゼロ・ウェイスト政策推進に積極的な主体がいて進展したものがあることが明らかになった。今回取り上げた都市においては、アメリカの都市における廃棄物のリサイクル等への転換率の平均を上回る、つまり廃棄物の排出抑制やリサイクル等が効果を発揮し、ゼロ・ウェイストに近づいていた。これらの都市においては、行政がゼロ・ウェイスト政策を促進するために、廃棄物の排出抑制のための従量制による収集やリサイクルを促進するために分別収集や飲食店での使い捨て製品の規制などを行ってきた。それらがゼロ・ウェイスト政策に貢献することは明らかであるが、それを受け入れる住民や企業などの理解や協力も不可欠なものである。そのために行政は周知や教育に力を入れることや地域の諸団体との信頼関係の構築などに努めていることも明らかになった。

4. 結びに代えて

本論文では、ゼロ・ウェイスト政策の起源の一つにはカリフォルニア州におけるリサイクル事業者および州や自治体が関連をしていることが確認できた。また、カリフォルニア州の廃棄物政策をめぐる処理費用等の経済的要因に基づく政策の展開、企業や住民の賛同などにより、埋立処理や焼却処理からリサイクル等への転換率が高まり、さらなる対策としてゼロ・ウェイスト政策が導入されたことも確認できた。

2000年代以降、カリフォルニア州以外の自治体においてもゼロ・ウェイスト政策が導入され、その要因がそれまで採用されてきた廃棄物の減量やリサイクル政策の延長線上で進められたり、リサイクル事業者などゼロ・ウェイスト政策の推進に係る中心的な主体がいたことによってゼロ・ウェイスト政策が導入され、進展したことが確認された。また、廃棄物の発生抑制やリサイクルには、ごみを排出する、あるいはリサイクルを行う住民や企業の理解や協力も必要である。行政の行う政策も重要であるが、その政策の決定には住民や企業の理解や意見の反映も必要である。そうした意思の反映の方法や理解を得るための行政からの周知や教育、官民の連携などについては、地方自治研究はもちろん政治学や行政学の視点からも示唆を得るものがある。つまり、本稿で扱ったゼロ・ウェイスト政策の導入・展開の特質を理解することで、「政策の遷移」や「ガバナンス」といった学問的知見に貢献することができると考える。

「政策の遷移」の観点からは次のことを指摘できる⁽⁴²⁾。当初はアメリカでは一般的な廃棄物の埋立て処分に関する費用の高騰により、その代替措置として廃棄物の減量やリサイクル政策を促進しており、その後ゼロ・ウェイスト政策へと展開してきたことが確認できた。サンフランシスコ市やシアトル市が顕著な事例である。また、そのほかの都市においても、住民からの要望や地域でのリサイクル等の展開、1990年代～2000年代にかけてのリサイクル政策等の成功により、ゼロ・ウェイスト政策が目指され、促進してきたことが確認できた。このように、当初は廃棄物政策やリサイクル政策として実施されてきた政策が、

ゼロ・ウェイスト政策へと展開する「政策の遷移」が起こっていることを指摘できる。

「ガバナンス」の観点からは次のことを指摘できる⁽⁴³⁾。ゼロ・ウェイスト政策の導入について、バークレー市やボルダー市では地域のリサイクル業者や住民団体の影響がみられた。また、その他取り上げた都市においても行政は住民や企業の理解を得るために広報や教育活動を行い、住民や企業の理解の促進や取り組みへの巻き込みを図ってきたことも確認できた。こうしたことから、ゼロ・ウェイスト政策の導入や展開に当たっては、ガバナンスが機能することが重要であることが分かる。特に行政だけでなく、住民や企業等の主体の相互作用によるネットワーク・ガバナンスが働いていると考えられる。なお、シアトル市における環境政策におけるガバナンスの機能に関する考察は行われている⁽⁴⁴⁾。また、環境政策に関しても先行研究でも指摘されている⁽⁴⁵⁾。

ゼロ・ウェイストという用語が用いられた計画はアメリカの自治体でも散見されるが、それらの成果やその要因については別に議論をする必要がある。導入の時期やその要因も、廃棄物に関するものだけではなく、脱炭素などゼロ・ウェイスト政策を進めることによる環境政策としての効果に着目をし、導入、あるいは政策の発展を選択している自治体も存在すると推測される。こうした自治体ごとの成果や目的に関する研究は今後の課題と考えられる。

今回の研究対象として取り上げた都市は、EPAなどで事例として取り上げられたり、ゼロ・ウェイスト政策実施都市として頻繁に取り上げられ、人口約10万人以上の都市であった。日本でゼロ・ウェイスト宣言を行っている自治体は小規模である。アメリカの都市とは廃棄物の処理方法、都市の統治形態などの意思決定の方法の差異も存在するが、大規模自治体でのゼロ・ウェイスト政策を促進する要因の解明は日本の政策にも示唆を含んでいる。また、今回はゼロ・ウェイスト政策に効果の見られる都市を扱っているが、その効果の乏しい都市との比較も必要であると考えられる。

【註】

- (1) 徳島県上勝町のほか福岡県大木町（2008年「もったいない宣言」）、熊本県水俣市（2009年「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」）、奈良県斑鳩町（2017年「斑鳩まほろば宣言」）、福岡県みやま市（2020年「みやま市資源循環のまち宣言」）がある（Life Hugger「日本のゼロウェイスト宣言都市まとめ・一覧」[<https://lifelugger.jp/zero-waste/guide/zero-waste-town-japan/>]（2024年5月31日閲覧））
- (2) ゼロ・ウェイスト政策の定義を巡っては、一定の定義はあるものの、定説は定まっていないといわれる。（Jensen [2024] p.24; Pietzsch et al. [2017]）
- (3) Life Hugger「日本のゼロウェイスト宣言都市まとめ・一覧」[<https://lifelugger.jp/zero-waste/guide/zero-waste-town-japan/>]（2024年5月31日閲覧）
- (4) 上勝町役場 企画環境課「上勝町ゼロ・ウェイストの歴史」(<https://zwtk.jp/history/>)（2024年5月31日閲覧）
- (5) 青山, 池田（2003）；佐藤（2003）；平松（2004 A）；平松紘（2004 B）；田中（2013）など。
- (6) Jensen（2024）
- (7) Connett（2013）：pp.82-83.
- (8) Ibid.: pp.84-85.
- (9) Zero Waste USA の副代表であったゲイリー・リス（Gary Liss）氏による（Rosengren [2022]）。
- (10) Rosengren [2022]
- (11) Ibid.
- (12) Ibid.
- (13) Connett（2013）：pp.89-90.
- (14) Edgar（2009）
- (15) ----“ABOUT” California Resource Recovery Association [<https://www.crra.com/about>]
- (16) Connett（2013）：pp.91-92.
- (17) Ibid.: pp.92-93.
- (18) Zaman（2015）
- (19) ----“Zero Waste Case Study” United States Environmental Protection Agency [<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>]
- (20) Connett（2013）：pp.93-96.
- (21) Ibid.: pp.98-100.
- (22) Ibid.: pp.102-103.
- (23) ----“Zero Waste Case Study” United States Environmental Protection Agency [<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>]
- (24) Connett（2013）：pp.103-104.
- (25) ----“Zero Waste Case Study” United States Environmental Protection Agency

[<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>] ; Zabble (2021) "11 U.S. Cities Leading the Way to Zero Waste," January 14, 2021 [<https://www.zabbleinc.com/blog-post/11-u-s-cities-leading-the-way-to-zero-waste>] ; Rachal, M. et al. (2022). その他にも、カリフォルニア州内のロサンゼルス市やサンディエゴ市をはじめ、ワシントン D.C. やニューヨーク市、ボストン市なども取り上げられることがある。

- (26) 鈴木 (2021)
- (27) Pollans (2017)
- (28) Seattle Public Utilities (2023)
- (29) URS Corporation et al. (2007) : ES-1.
- (30) Taylor (2024)
- (31) Jensen (2024)
- (32) Hogan (2014)
- (33) ----"Zero Waste Case Study" United States Environmental Protection Agency [<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>]
- (34) ----"Trash Tax," City of Boulder. [<https://bouldercolorado.gov/services/trash-tax>]
- (35) ----"Zero Waste Leadership Through Policy,"eco-cycle. [<https://ecocycle.org/our-programs/boulder-county-model/zero-waste-policies/>]
- (36) ---- "Community-Based Zero Waste Change," eco・cycle [<https://ecocycle.org/our-programs/zero-waste-colorado/community-campaigns/>]
- (37) Jensen (2024)
- (38) ----"Zero Waste Case Study" United States Environmental Protection Agency [<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>]
- (39) Rachal (2022)
- (40) Zabble (2021) ; Rachal (2022)
- (41) ----"Zero Waste Case Study" United States Environmental Protection Agency [<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>]
- (42) 秋吉ほか (2020) : 212~213頁。
- (43) 西岡, 廣川 (2021) : 26~29頁 ; 新谷 (2007) 1~12頁
- (44) 鈴木 (2021)
- (45) 山下 (2020) : 149~150頁。

※一般財団法人櫻田会から政治研究助成を受け本稿に係る研究を進めることができた。
記して深甚なる謝意を表したい。

【参考文献】

秋吉貴雄ほか (2020) 『公共政策学の基礎 [第3版]』 有斐閣

- 青山貞一, 池田こみち (2003) 「カナダ・ノバスコシア州の廃棄物資源管理——『脱焼却』『脱埋立』に向けた『ゼロ・ウェイスト戦略』」『月刊廃棄物』29(9), pp.10-17.
- 佐藤潤一 (2003) 「世界に広がる『ゼロ・ウェイスト政策』——64%の埋立削減率を達成したオーストラリア・キャンベラ市と, 50%の自治体が『ゼロ・ウェイスト宣言』をしているニュージーランドを例に」『月刊廃棄物』29(9), pp.18-26.
- 新谷浩史 (2007) 「ガバナンスと連携政府」『コレク行政学』成文堂, 1~23頁
- 鈴木隆志 (2021) 「シアトル市におけるレジ袋削減をめぐる政策過程」『法学紀要』62巻, 189-215頁
- 高木武夫 (2009) 「クライストチャーチ市におけるゼロ・ウェイスト戦略の展開とその特徴」『東北公益文科大学総合研究論集』(16), 25-48.
- 田中勝 (2013) 「循環型社会構築 (第61回) イギリス・エジンバラ市のゼロ・ウェイスト計画」『Indust = いんだすと: 産廃処理と資源循環の総合専門誌』28(9), pp.56-59.
- 西岡晋, 廣川嘉裕 (2021) 『行政学』文眞堂
- 平松紘 (2004 A) 「オーストラリア各州の廃棄物法とゼロ・ウェイスト政策——オセアニアにおけるゼロ・ウェイスト政策の考察 (2)」『青山法学論集』46(3), pp.54-23.
- 平松紘 (2004 B) 「キャンベラのゼロ・ウェイスト戦略——オセアニアにおけるゼロ・ウェイスト政策の考察 (1)」『青山法学論集』45(4), pp.310-291.
- 松下和夫 (2002) 『環境ガバナンス』岩波書店
- 山下潤 (2020) 『環境都市政策入門』古今書院
- (2019) 「アメリカの廃棄物管理 視察リポート 廃棄物管理の動向や最先端技術を調査 (第2回) サンフランシスコ編: 米国内で『ゼロ・ウェイスト』に最も近い大都市の取り組み」『月刊廃棄物』45(10), pp.51-53.
- Connett, P. (2013) *The Zero Waste Solution: Untrashing the Planet One Community at a Time*, Chelsea Green Publishing.
- Edgar, E., W.R. (2009) “An unusual obituary: The Integrated Waste Management Board,” Capitol Weekly [<https://capitolweekly.net/an-unusual-obituary-the-integrated-waste-management-board/>]
- Hogan, A. (2014) “Year 2020 Zero Waste Goal,” Office of the City Auditor, City of Berkeley. [<chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://berkeleyca.gov/sites/default/files/2022-01/Year%202020%20Zero%20Waste%20Goal.pdf>]
- Jensen, K. (2024) “Diverting Organic Waste From Landfills At The City Level: A Comparative Case Study Of Boulder And Seattle,” *A Thesis Submitted in partial fulfillment of the requirements for the degree Masters of Environmental Studies Evergreen State College*.
- Pietzsch, N., Ribeiro, J. L. D., and de Medeiros, J. F. (2017) “Benefits, challenges and critical factors of success for Zero Waste: A systematic literature review,” *Waste*

Management, 67, pp.324–353.

- Pollans, L. B. (2017) “Wasteways: Regimes and resistance on the path to sustainable urban infrastructure,” *Thesis, Massachusetts Institute of Technology*.
- Pollans, L. B. (2021) *Resisting Garbage: The politics of waste Management in American cities*, University of Texas Press.
- Rachal, M., Rosengren, C. and Himmel, J. “Mapping zero waste cities: Where local governments are pursuing waste prevention and diversion” November 30, 2022, WASTE DIVE [<https://wastedive.com/news/zero-waste-cities-us-goal-tracker/635401/>]
- Rosengren, C. (2022) “A history of US cities adopting zero waste goals,” WASTE DIVE [<https://www.wastedive.com/news/zero-waste-city-history-liss-seldman-pollans/637595/>]
- Seattle Public Utilities (2023) *2022 Solid Waste Plan Update: Moving Upstream to Zero Waste — Utilities*, Seattle Public Utilities.
- Taylor, B. (2024) “SWANA offers analysis of Seattle zero waste effort,” waste…today. [<https://www.wastetodaymagazine.com/news/swana-seattle-zero-waste-recycling-analysis-multifamily-housing-challenges/>]
- URS Corporation, Herrera Environmental Consultants, Inc., & Norton-Arnold Company (2007) *Seattle Solid Waste Recycling, Waste Reduction, and Facilities Opportunities*, vol.1, City of Seattle.
- (2011) “11 U.S. Cities Leading the Way to Zero Waste,” Zabble [<https://www.zabbleinc.com/blog-post/11-u-s-cities-leading-the-way-to-zero-waste>]
- “Zero Waste Case Study” United States Environmental Protection Agency [<https://www.epa.gov/transforming-waste-tool/zero-waste-case-study>]
- Zaman A. U. and Lehmann, S. (2011) “Challenges and Opportunities in Transforming a City into a ‘Zero Waste City,’” *Challenges*, 2011, 2, pp.73-93.
- Zaman, A. U. (2015) “A comprehensive review of the development of zero waste management: Lessons learned and guidelines,” *Journal of Cleaner Production*, 91, pp.12–25.

COVID-19収束後における貿易制限の撤廃： 貿易制限措置撤廃と政治体制の関係*

羽 田 翔

1. はじめに

米中貿易戦争，COVID-19感染拡大，そしてロシア・ウクライナ戦争などの影響を受け，世界の通商政策において保護主義化の動きが加速している。その結果，通商政策の決定において，より政治的な議論が多く含まれる傾向になっている。各国の通商政策は，自由貿易や比較優位による分業の利益から，経済安全保障を優先した，自国優先の政策へと変化し始めている。特に重要な問題は，国際的な経済活動を阻害するような自国優先の措置が，必要以上の期間で存在し続けてしまう可能性である。その1つの例が，COVID-19感染拡大下の貿易制限措置である。

COVID-19の流行により，各国政府は迅速な対応を求められた。特に，ヒト・モノの国際的移動を制限する政策が施行された。COVID-19が国際貿易や通商政策に与えた影響は主に2点ある。

1つ目は，各国による移動制限やロックダウンの実施と世界全体の需要停滞により，企業が工場の操業停止や倒産に追い込まれた点である。結果として，各国の生産活動が停滞したことで中間財の調達が困難になり，国際的な分業体制は機能しなくなっていった。半導体などの中間財の不足はパソコンや自動車などの納期を大幅に遅らせ，国際的な取引は縮小していった。さらに，COVID-19の蔓延によって旅行客の移動などが制限されたため，旅客機の便数

も大幅に減少し、国際的な物流環境も影響を受けた。その結果として生じた国際輸送費用の増加も貿易を減少させる要因となっていた。

2つ目は、本論文の主眼でもある、医療関連品貿易や食料品貿易の制限措置についてである。モノの貿易に関しては、過剰な制限は自由貿易や国際分業の恩恵を消失させる危険性がある。例えば、中国はPCR検査用キットや医療用マスクについて、輸出許可制を導入した。この背景には、輸出先国からの品質保持に関する苦情が関係している。また、アメリカは特定の国と財を対象に、輸入時の認証を強化した。これらの対応は、医療関連品といった人命に関わる財の品質を保証するという意味においては必要であるが、二重認証の問題などにより、医療関連品の貿易費用を増加させてしまうという負の側面も含んでいる。さらに、これらの輸出・輸入制限措置が、COVID-19収束後にも撤廃されないケースが多く存在している。

このような国際貿易に影響を与える関税以外の政策は非関税措置 (Non-Tariff Measures: NTMs) と呼ばれている (UNCTAD and the World Bank 2018)。この非関税措置は、結果として危機時の対応を遅らせたり、日常生活の質を低下させたりしてしまう危険性がある一方、品質の確保には必要な措置であるケースも存在しているため、撤廃の判断が困難な場合もある (Friedman 2020)。

医療関連品貿易に関する非関税措置の導入は、以下のような問題と関係している。まず、医療関連品が国外から入手できないため、従来は外国から輸入していたマスクなどを自国で生産するといった議論も出たが、元々は適材適所で国際的な分業体制が確立されていたことを考慮すると、マスク生産などの国内回帰は世界全体の経済を非効率にしてしまう危険性がある。

さらに、このような貿易を制限する措置の導入は、導入する国としない国の間で対立が発生してしまうことが問題となる。危機時に新たな非関税措置を導入する国もあれば、COVID-19感染者数拡大が顕著であっても新たな非関税措置を導入しない国もあった。

非関税措置や保護貿易政策施行の決定要因については、多くの先行研究が分析を行っている。まず、経済的要因として輸入浸透率の上昇や輸入品との競合

度合いが高まるほど、保護貿易政策の施行を促進させることが指摘されている。輸入浸透率は、国内供給量に占める輸入品の割合を意味し、国内市場において国内で生産された国産品と輸入品がより競争的になると、この輸入浸透率は上昇する。この輸入浸透率の上昇、つまり国内市場における輸入品との競合度合いの高まりが保護貿易政策の施行を促進させることが明らかにされている（Trefler 1993, Lee and Swagel 1997）。次に、輸入関税率の低下または輸入関税の撤廃がその他の保護貿易的措置の施行を促進させることが指摘されている。保護貿易政策は、主に関税障壁と非関税措置に分類することができる。いくつかの研究によって、自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）などによる関税撤廃の代わりに、非関税措置が導入される危険性が指摘されている（Orefice 2017, Bevebelli et al. 2014, Moore and Zanardi 2011）。

政治的要因として、利益団体の存在が保護貿易政策と関係している点が指摘されている。もし政治家や選挙の立候補者が自身の当選確率を最大化させるように行動するとき、利益団体にとって自国産業保護という意味での保護貿易政策が望ましく、政治家にとっても保護貿易政策施行が次回の選挙における当選確率を最大化させる場合、その国では保護貿易政策が施行される可能性がある。これらの議論は、世界貿易機関（WTO）などにおけるロビー活動についても適用されている（Herghelegiu 2018, Belloc 2015, Mitra et al. 2002, Grossman and Helpman 1994）。

最後に、政治体制の違いが通商政策に影響していることが明らかにされている（Milner and Mukherjee 2009, Acemoglu and Robinson 2006, Casper and Tufis 2003）。政治体制と貿易の自由化については、主に政治体制移行期にある途上国が分析の対象となっており、民主化が貿易自由化を促進させるといった議論がある。この理由として、民主主義と比較して、非民主主義体制の国では関税収入を重視したり、ロビー活動による国内産業保護のインセンティブが高まったりすることが指摘されている。さらに、民主化によって新たに有権者となる層については、相対的に未熟練労働者が多く含まれていることが指摘されている。発展途上国において、相対的に未熟練労働者豊富国であり、貿易自由化か

ら賃金水準の上昇という恩恵を受けやすいため（ストルパー＝サムエルソン定理）、民主化が貿易自由化を促進するメカニズムとして説明されている。一国のガバナンスについても同様の議論があり、「鉱工業だけでなく農業やサービスを巻き込む自由化は部門間協調を要請する。国家、国際機関、地方政府、多国籍企業、市民社会におけるステークホルダー間協調も要請されるヘテラルキカルなガバナンスが必要になっている」ことが指摘されている（毛利2011；p.30）。

さらに、政治体制をどのように計測するかがポイントとなり、計測された数値と保護貿易政策導入の関係性がどのようなものであるかが議論されている。本論文では、Lührmann et al. (2018) が開発した政治体制の分類を用いて、政治体制を非民主主義体制と民主主義体制に分類し、政治体制と貿易制限措置撤廃の関係について考える。

COVID-19感染拡大期など、政策施行に関して政治的・経済的要素が複合的に関係しているようなケースでは、政治経済学の手法が分析に有用であることが述べられている（Friedman 2020）。政治経済学は、政治的要素と経済的要素を統合することで現代社会を分析する学問分野である。世界中の政府はCOVID-19感染拡大期において財政赤字、経済・金融政策、選挙など、多くの政治的・経済的な問題に直面していた。このように、COVID-19に対する各国政府の対応から明らかのように、経済と政治は互いに密接に関係していることから、政治経済学的なアプローチが有用となることが指摘されている。

上記の議論を踏まえ、Haneda (2021) では、貿易制限措置導入について、感染者数、COVID-19感染症拡大以前の貿易政策、ガバナンスなどが関係していた可能性が示されている。しかし、より重要な点は、既に指摘したとおり、COVID-19感染拡大期に施行された新たな貿易制限措置について、どのような国で撤廃されず残存し続けているのか、という点である。この点については、実証的な分析は筆者の知る限り存在しない状況である。

本論文の目的は、医療関連品および食料品貿易に対する貿易措置を概観し、どのような貿易制限措置が撤廃されずにいるかを明らかにすることである。また、どのような国がCOVID-19感染拡大期後に貿易制限措置により継続的に国

際的な医療関連品の取引を制限していたのかについて、経済規模や政治体制などの観点から実証的に明らかにすることを目的とする。

本論文の構成は以下の通りである。第2節では、貿易制限措置の分類について説明する。第3節では、主に貿易制限措置の撤廃状況を概観する。第4節では計量分析の手法について説明し、第5節では分析結果の確認と考察を行う。最後に、第6節で結論を述べる。

2. COVID-19感染拡大期における貿易制限措置

2.1 医療関連品貿易の種類

COVID-19拡大期では、医療関連品の流通は必要不可欠であり、国内外の取引がスムーズに行われる必要がある。医療関連品とは、医療機器（Medical equipment）、医療用品（Medical supply）、医薬品（Medicine）、個人用防護品（Personal protective product）、ワクチン（Vaccine）を意味する。2020年は、一般的な貿易額は減少傾向にあったが、COVID-19拡大を防ぐために各国で医療関連品への需要が増大したため、医療関連品貿易は増加傾向にあった。しかし、2020年1月から2022年6月までに導入された医療関連品および食料品への貿易制限措置数は850以上となっており、国際貿易を阻害していることが予想される¹。医療関連品貿易に対する貿易制限措置の特徴は、主に輸入の自由化と輸出規制の厳格化である。各国は医療関連品の輸入に関する規制を緩和することで医療関連品の輸入を促進させ、国内供給量の増加を試みた。また、医療関連品生産国は国内供給量を確保するために輸出制限措置を加速させた。

医療関連品やワクチンについての貿易制限措置はどのように考えるべきであるか。従来の保護貿易主義に関する問題は自国産業の保護や関税収入の議論が中心であったが、COVID-19感染拡大期での問題は主に輸出制限措置であった。この輸出制限措置の導入については、感染者数や死者数が影響していることは間違いないが、感染者数や死者数が多くとも医療関連品の輸出規制を導入しない国も存在している。そのため、貿易制限措置導入国と、貿易制限措置をより

継続させる国の特徴を把握することが重要であると考ええる。

2.2 貿易制限措置の種類

COVID-19感染拡大期において、さまざまな種類の貿易政策が導入された。輸出・輸入それぞれについて、導入された政策の意味について理解するために、貿易制限措置の中身について考える。本論文では、the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* の貿易制限措置に関する統計データを使用することで、貿易制限措置の撤廃状況を明らかにすることを試みる。対象とする財は医療関連品および食料品であり（補論参照）、2020年1月から2022年6月までの期間における151ヶ国を対象としている。また、実証分析では政治体制に関する変数が存在する101カ国を対象としている。

まず、輸入に関しては輸入禁止（Import ban）、輸入関税（Import tariff）、輸入関税割当（Import tariff quota）、輸入許可要件（Import licensing requirement）、輸入品に対する国内課税（Internal taxation of imports）、アンチダンピング（Anti-dumping）、輸入に関するその他の非関税措置（Import-related non-tariff measure）が措置として含まれている。

輸出に関しては輸出禁止（Export ban）、輸出税（Export tax）、輸出割当（Export quota）、輸出許可要件（Export licensing requirement）、輸出に関するその他の非関税措置（Import-related non-tariff measure）、輸出補助金（Export subsidy）などが措置として含まれている。

2.3 COVID-19感染拡大期における貿易制限措置の特徴

COVID-19感染拡大期における各国の貿易政策の特徴は、国内で不足している財については輸入自由化と輸出制限措置を施行したことにある。繰り返しになるが、各国はマスクや検査キットなどの医療関連品の国内供給をスムーズに行うために輸入規制の緩和または撤廃に取り組んだことが理解できる。また、輸出規制の解釈は大きく分けて2つある。

1つ目は、国内供給量確保のために医療関連品の輸出を制限したケースであ

る。この措置については、一方的に国内からの輸出する措置の含まれており、明確に国内の供給不足を避ける目的であることが理解できる。そのため、輸出禁止や輸出数量規制などについては、医療関連品の貿易という観点からは望ましくないことが理解できる。

2つ目は医療関連品の「質保証」についての問題である。医療用マスクを例に考えてみる。日本産業規格（JIS）では医療用マスク及び一般用マスク（JIS T-9001）や感染対策医療用マスク（JIS T-9002）について規定している。国際的には ASTM インターナショナルが医療用マスクの素材条件を定めており、日本においても ASTM の規格に基づいて生産された製品が多く販売されている。しかし、輸出品や輸入品に関してはこれらの規格に準拠して生産されていなかったり、それを証明していない製品が存在していたりするケースがあったため、輸出要件を厳格化したという背景があった。輸入規制の増加も同様であり、輸入品の国内流通には適切な検査などが必要であることから輸入の要件が厳格化された。前述した中国とアメリカの議論についても、同様の問題を含んでいた。中国で生産されていた N95マスクに関して、品質保証の観点から、輸出国・輸入国の双方で検査や認証の水準が高まることで、結果として貿易費用が増加してしまった。このように、輸入自由化、輸出入の要件の厳格化は財の質を保証するために必要なものであることは理解できる。しかし、必要以上に輸入や輸出を制限する措置については、その是非を考える必要があるのではないか。

3. COVID-19収束後の貿易制限措置

3.1 統計データ

(1) 貿易制限措置撤廃

貿易制限措置は世界全体の医療関連品供給を停滞させ、経済を非効率化させてしまう危険性がある。再度の説明となるが、本論文では、the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* の貿易制限措置に関する統計データを使用することで、貿易制限措置の撤廃状況を明らかにすることを試みる。対象とす

る財は医療関連品および食料品であり、2020年1月から2022年6月までの期間における151ヶ国を対象としている。また、実証分析では政治体制に関する変数が存在する101カ国を対象としている。

(2) 政治体制

現実の世界において、どの国がどの政治体制を採用しているかを判断するためには、いくつかの基準が必要となる。ここでは、Lührmann et al. (2018) が開発した政治体制の分類および判断の方法について説明する。政治体制については、大きく非民主主義と民主主義に分けられている。この非民主主義と民主主義の違いは、「事実上」、複数政党制、自由で公正な選挙、またはダールの制度的前提条件」が最低限満たされていないか、それとも満たされているのか、とされている。満たされていない場合は非民主主義、満たされている場合は民主主義と判断される。

Lührmann et al. (2018) は、V-Dem (Varies of Democracy) 研究所が作成する各指標により、政治体制の分類に必要な基準について判断している。彼らは、「事実上」複数政党による選挙が実施されているかどうか、自由で公正な選挙が行われているかどうかについて、各指標を参考に判断することで非民主主義と民主主義を分類している。本論文では彼らの定義を採用し、V-Dem 研究所が提供する LDI (Liberal Democracy Index) によって各国の政治体制を分類する。

LDI は、1789年～2023年を対象に、200の国・地域に関して作成されており、時系列での分析や国際比較を行うために広く採用されている(2024年12月時点)。本指標は0～1の値で政治制度を表現しており、1に近づくほど民主主義であることを意味する。LDI は参政権、公正(クリーン)な選挙、法の前の平等、高官などへの制約、結社と表現の自由などを総合的に判断することによって数値化されている。本論文では、2020年時点における LDI が0.5未満の国を非民主主義体制、0.5以上の国を民主主義体制と分類することで分析を行う。

(3) ガバナンス

一国の発展や安定においては、この政治体制の議論に加えて、ガバナンス (Governance) が重要となる。このガバナンスには多くの意味が含まれるが、本書では国際協力機構 (JICA) の定義を拝借し、このガバナンスを「国の安定・民主的発展に向けて資源を効率的かつ国民のニーズを反映できる形で運用するために、政府や市民社会、民間セクター間で協働・意思決定する制度・仕組み」と定義する²。JICA では、このガバナンスを強化するために、民主化の促進と定着、法の支配の確立、行政の機能強化、公正・民主的な統治能力の強化への支援を行っている。それでは、このガバナンスはどのように数値化すればよいのか。

政治体制の数値化と同様に、ガバナンスについても、いくつかの要素を複合することで間接的な指標が作成されている。世界銀行は、ガバナンスに関する2つの指標を公表している。1つ目は国別の政策および制度評価 (Country Policy and institutional Assessment: CPIA) であり、ガバナンス強化のために、国ごとの資金配分の決定や援助戦略 (Country Assistant Strategy: CAS) の策定などに使用されている。2つ目は Kaufmann と Kraay によって開発された WGI 指標であり、本指標は各国のガバナンスの状況をより幅広く捉えている。本論文ではこの WGI を例にガバナンスの数値化について説明する。

本指標は世界銀行から公表されているが、作成者は Kaufmann と Kraay であり、世界銀行としての立場を示すものではないことが明記されている。この WGI は、2024年12月現在、1996年～2023年における約200の国と地域を対象として作成されている。主な6つの指標として、国民の発言力と説明責任 (Voices and Accountability)、政治的安定と暴力の不在 (Political Stability and Absence of Violence)、政府の有効性 (Government Effectiveness)、規制の質 (Regulatory Quality)、法の支配 (Rule of Law)、そして汚職の抑制 (Control of Corruption) に関する数値化がなされている。本指標は、家計や企業へのサーベイ、営利事業に関する情報提供者、非政府系組織 (NGO)、公的機関など30以上の情報源から情報を提供してもらうことで作成されている。それぞれの項

目について、最も基本的な指標では $-2.5\sim 2.5$ の値によってガバナンスの度合いが数値化されており、数字が大きくなるほど高い質のガバナンスを意味する。本論文では、2020年時点における6つの指標の合計値が0以下の国をガバナンス力の低い国、0より大きい国をガバナンス力の高い国と分類することで分析を行う。

3.2 貿易制限措置の継続期間

(1) Kaplan-Meier 法

医学関連における生存分析において、最も採用されている分析のモデルの1つとして Kaplan-Meier 法がある (Cleves et al. 2010)。そして、企業の海外直接投資や貿易の継続期間に関する生存分析に関しても Kaplan-Meier 法が多く使用されているため、本論文においても Kaplan-Meier 法を採用し、政治体制・ガバナンスと貿易制限措置継続期間を確認する (Haneda 2021, 羽田2020, Besedeš 2008, Besedeš and Prusa 2006a, Besedeš and Prusa 2006b)。本手法の主な対象は、各期間における生存確率を、貿易制限措置を継続するか否かという視点から確認することにある。この時、生存関数は、

$$S(t) = p(T \geq t) \quad (1)$$

として表すことができる。 T はイベント（撤廃）発生までの期間を表す確率変数であり、 t は既に生存し続けている期間を意味する。そして、Kaplan-Meier 法によるノンパラパラメトリック推計では生存関数は、

$$\hat{S}(t) = \prod_{t_j \leq t} \left(\frac{n_j - d_j}{n_j} \right) \quad (2)$$

として表記される。ここで n_j は、 t_j 時点で導入されている貿易制限措置数を意味し、 d_j は t_j 時点で撤廃された貿易制限措置数を意味している。また、生存確率とハザード確率は表裏一体の関係となっているため、今回の分析におい

では生存関数に加えて、ハザード関数としての表記も可能となる。

$$h(t_j) = p(T = t_j | T \geq t_j) \quad (3)$$

そして、ノンパラメトリック推計におけるハザード関数は、

$$\hat{h}(t_j) = \frac{d_j}{n_j} \quad (4)$$

として表記できる。ここで、前述した生存関数とハザード関数に特殊な関係が以下のように表記できる。

$$\hat{S}(t) = \prod_{t_j \leq t} (1 - \hat{h}(t_j)) \quad (5)$$

本分析で使用する Democracy という変数は政治体制を表す変数であり、本変数が1であった場合は民主主義体制、0であった場合は非民主主義体制を意味する。また、Governance という変数はガバナンス力を表す変数であり、本変数が1であった場合は総合的なガバナンス力が高く、0であった場合は総合的なガバナンス力が低いことを意味する。つまり、Democracy と Governance が0であった場合、貿易制限措置がより継続されるという仮説を検証する。

仮説1：

民主主義体制と比較して非民主主義体制である国ほど、貿易制限措置の継続期間が長い

仮説2：

ガバナンスが機能していない国ほど、貿易制限措置の継続期間が長い

(2) 貿易制限措置継続期間と政治体制・ガバナンス

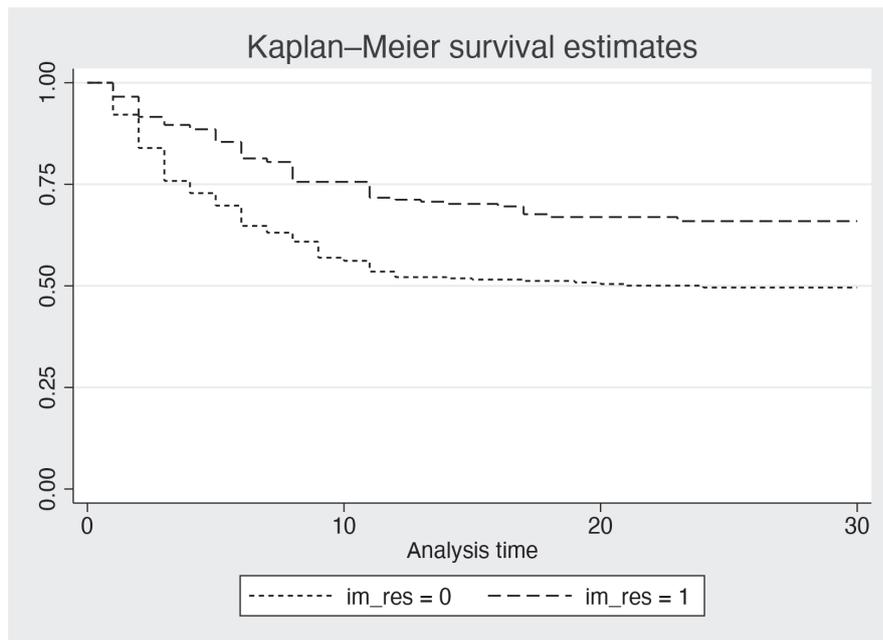
まず、世界全体の貿易制限措置導入の傾向について確認する。政治体制を判断できる国を対象とした場合、当該期間における輸入制限措置と輸出制限措置は、それぞれ274件と467件であった。政治体制から貿易措置導入国の特徴を確認すると、約40%が民主主義体制、約60%が非民主主義体制の国であった。また、ガバナンス指標という視点から貿易制限措置導入国をみてみると、それぞれ約50%ずつの割合となっていた。つまり、政治体制やガバナンスといった分類上のグループ間という意味において、両グループには大きな差がない可能性が示唆されている。

次に、当該期間における貿易制限措置撤廃数であるが、輸入と輸出で、それぞれ67件と208件となっている。それでは、これらの貿易制限措置撤廃はどのような特徴を有しているのか。図1には、月次データを使用した輸入制限措置および輸出制限措置の継続期間についてまとめられている。im_resが1であると輸入、0であると輸出を意味する。そのため、現存している制限措置は輸入と輸出で、それぞれ207件と259件であるが、輸出制限措置と比較すると、毎月輸入制限措置が撤廃される確率は低いことが理解できる。

図2には、輸入と輸出を合わせた貿易制限措置撤廃期間と政治体制の関係がまとめられている。democracyは1であると民主主義体制、0であると非民主主義体制であることを意味する。これはv-dem研究所のLDI指標により定義しており、0.5を閾値としている。喫煙の有無が生存確率に与える影響を分析するように、民主主義（または非民主主義）であることが貿易制限措置撤廃に与える影響を明確に分析できるため、ダミー変数を用いている。このメリットがある一方、連続値で表現される民主主義内や非民主主義内の細かい違いについては言及できない点、LDI指標が0.5に近接するほど民主主義と非民主主義との境界線に近接するがその判断が曖昧になる点がデメリットとなる。ここでは、民主主義体制と比較すると、非民主主義体制である国の貿易制限措置継続期間の方が短い、つまり毎月の貿易制限措置撤廃確率が高いことがみて取れる。貿易制限措置導入の約1年後には、非民主主義体制の国によって導入された貿

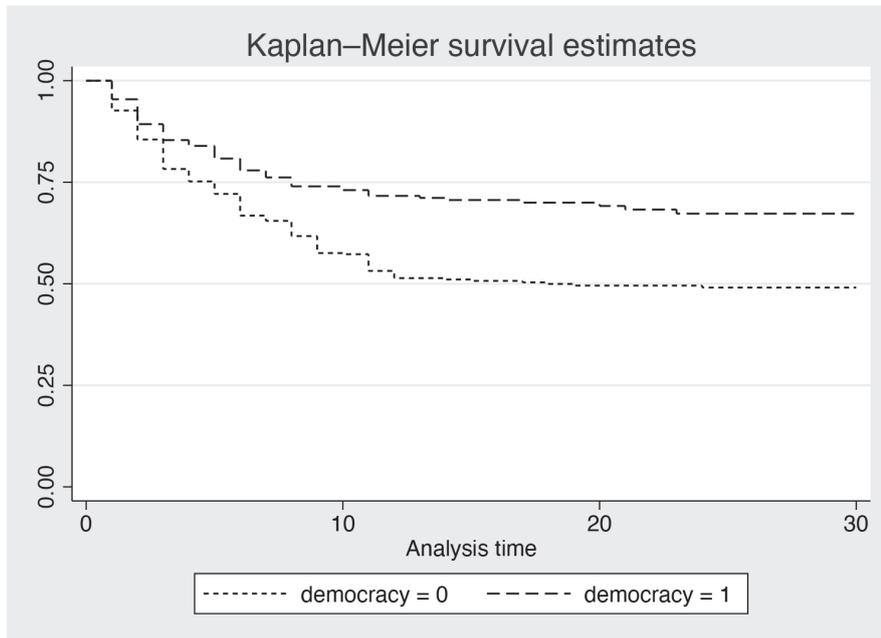
貿易制限措置の約50%は撤廃されているのに対して、民主主義体制に関しては約25%の貿易制限措置しか撤廃されていない。しかし、貿易制限措置撤廃の決定要因は複合的なものであるため、計量分析によってその関係性を明らかにする必要がある。

図1 輸入制限措置および輸制限措置の継続期間



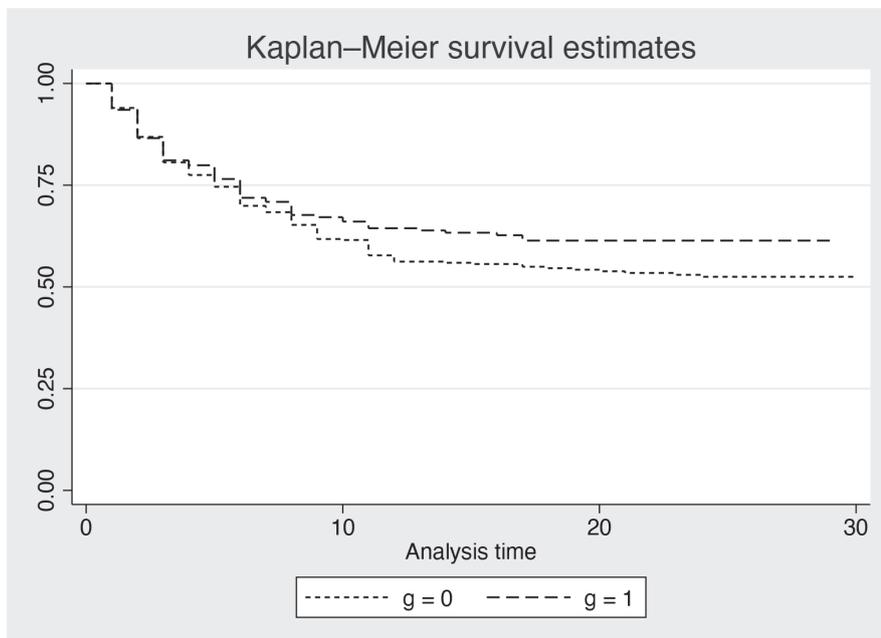
資料：the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* の数値を参考に筆者作成。

図2 貿易制限措置撤廃期間と政治体制



資料：the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* および V-dem, *LDI index* の数値を参考に筆者作成。

図3 貿易制限措置撤廃期間とガバナンス



資料：the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* および World Bank, *WGI index* の数値を参考に筆者作成。

図3には、輸入と輸出を合わせた貿易制限措置撤廃期間とガバナンスの関係がまとめられている。gは1であると高いガバナンス力、0であると低いガバナンス力を意味する。導入直後からの貿易制限措置撤廃期間については大きな差がなく、導入後10ヶ月前後からよりガバナンス力が低い国によって導入された貿易制限措置の撤廃確率の方が若干高くなっている。この点についても、計量分析によって明らかにする必要がある。

(3) 残存する貿易制限措置の特徴について

貿易制限措置は、その種類によって解釈が大きく異なる。そのため、ここからは輸入と輸出それぞれの制限措置について、政治体制別にどの措置が特に残存する傾向にあるかをみていく。ここで、施行数は2020年1月から2022年6月までに施行された医療関連品および食料品への貿易制限措置数であり、残存数は2022年6月末時点で撤廃されていない貿易制限措置数である。

まず、輸入については施行された輸入制限措置のうち、措置数が多いのは輸入関税（153件）、輸入禁止（60件）、輸入許可要件（32件）となっており、残存数についても構造上の大きな変化は確認できない。また、これらの数値は政治体制別に大きな違いはみられない。

表1 政治体制別の貿易制限措置の施行と撤廃

貿易制限措置	施行数			残存数		
	非民主主義	民主主義	合計	非民主主義	民主主義	合計
輸出合計	267	200	467	125	134	259
輸出禁止	153	79	232	78	43	121
輸出許可要件	41	76	117	21	52	73
輸出割当	27	3	30	5	1	6
輸出補助金	11	1	12	4	1	5
輸出関税割当	2	1	3	0	0	0
輸出税	28	23	51	12	21	33
輸出に関するその他の非関税措置	5	17	22	5	16	21
輸入合計	170	104	274	116	91	207
輸入禁止	40	20	60	32	19	51
輸入許可要件	26	6	32	21	6	27
輸入割当	5	1	6	4	0	4
輸入関税	80	73	153	48	64	112
輸入関税割当	9	2	11	3	1	4
輸入に関するその他の非関税措置	10	2	12	8	1	9
その他	61	14	75	41	7	48
合計	498	318	816	282	232	514

資料：the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* および V-dem, *LDI index* の数値を参考に筆者作成。

注：施行数は2020年1月から2022年6月までに施行された医療関連品および食料品への貿易制限措置数であり，残存数は2022年6月末時点で撤廃されていない貿易制限措置数である。

輸出については，施行された輸出制限措置のうち，措置数が多いのは輸出禁止（232件），輸出許可要件（117件）となっている。政治体制別では，非民主主義体制の国々ではより輸出禁止措置が施行されており，反対に民主主義体制の国々では輸出禁止が輸出許可要件よりやや多くなっている。残存数にも違いが出てきており，非民主主義体制の国々については大きく構造は変化していないが，民主主義体制の国々については，輸出許可要件が輸出禁止よりも残存する措置数が多くなっている。

4. 計量分析の手法

4.1 Cox 比例ハザードモデル

Kaplan-Meier 法では，国の特性ごとに貿易制限措置の継続期間がどれほど

異なるかを確認したが、上記の分析のみでは国の特性がハザード確率にどの程度影響を与え、またその影響は統計的に有意であるかを判断することは困難である。そこで、Cox (1972) が提案した Cox 比例ハザードモデルを採用する。

$$h(t|x_i) = h_0(t)e^{\beta x_i} \quad (6)$$

ここで、 x_i は貿易措置導入国－措置のペアごとの共変量を意味し、 β は推計によって得られたパラメーターを示している。ここで、ベースラインハザードである $h_0(t)$ はノンパラメトリックであり、 t のみに依存している。つまり、全ての共変量が 0 であった場合は、このベースラインハザードが表示されることになる。今回の分析では、以下の推計式を採用することで導入国の特性とハザード確率の関係性を確認する。

$$h(t|X, F) = h_0(t)\exp(\beta \times X_i) \quad (7)$$

ここで、 X , i , t はそれぞれ時間不変な国の特性、国、月を意味している。本分析では、時間不変な国の特性として貿易制限措置施行時の関税率、純輸出、非関税措置数、COVID-19感染者、政治体制、ガバナンス指標を採用する³。各変数の定義と出所は表 2 でまとめられている。

表2 各変数の定義と出所

変数	定義	出所
<i>COVID-19</i>	COVID-19感染者数	Our World in Data, <i>Coronavirus Source Data</i>
<i>NX</i>	輸出額の対数 - 輸入額の対数	UN, <i>Comtrade database</i>
<i>NTM</i>	非関税措置数	UNCTAD, <i>TRAINS database</i>
<i>Tariff</i>	平均関税率	World Bank, <i>World Development Indicators</i>
<i>Democracy</i>	LDI指標が0.5未満であれば0 (=非民主主義), 0.5以上であれば1 (=民主主義) となる変数	V-Dem, <i>Democracy Index</i>
<i>Governance</i>	ガバナンス指標が0以下であれば0 (=低いガバナンス力), 0よりも大きければ1 (=高いガバナンス力) となる変数	World Bank, <i>World Governance Indicators</i>

5. 貿易制限措置継続期間と政治体制・ガバナンスの関係

5.1 分析結果

輸入・輸出別に貿易制限措置撤廃と政治体制・ガバナンスの関係性をまとめたものが表3である。まず、政治体制については、輸入制限措置撤廃を対象とした分析では統計的に有意な結果を得ることができなかった。一方、輸出制限措置撤廃については、民主主義体制であった場合、非民主主義体制と比較して毎月の撤退確率が約60%低下することが明らかとなった。次に、ガバナンス指標であるが、輸出・輸入共に統計的に有意な結果を得ることができなかった。他のコントロール変数のうち、純輸出額が大きい財であった場合、輸出制限措置の撤退確率が高まるとの結果を得られた。次に、政治体制の変数を4段階に分類することで分析結果の頑健性を確認する。

表4には、政治体制を4段階に分類した1から4で表される変数が含まれている。Lührmann et al. (2018) の分類で考えると、それぞれ完全な独裁、選挙

独裁，選挙民主主義，自由民主主義を意味する。当該変数はLDIを使用して0以上0.25未満の場合は1，0.25以上0.5未満の場合は2，0.5以上0.75未満の場合は3，0.75以上の場合は4として作成されている。分析結果から，各段階の政治体制と1つ上の政治体制を比較した時，1つ上の政治体制の方が毎月輸出制限措置を継続させる確率が約30%高いことが明らかとなっている。このことは，民主主義体制と非民主主義体制の中でも輸出制限措置撤廃に対する姿勢が異なる国が混在していることを示唆している。

表3 政治体制を民主主義と非民主主義とした分析結果

説明変数	輸入			輸出		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
Democracy	0.744 (0.301)		0.712 (0.291)	0.399** (0.128)		0.424* (0.145)
Governance		1.016 (0.632)	1.199 (0.759)		0.552+ (0.192)	0.803 (0.335)
COVID-19	0.976 (0.056)	0.957 (0.052)	0.974 (0.057)	1.072 (0.058)	1.020 (0.047)	1.073 (0.059)
NX	1.448 (0.329)	1.452+ (0.316)	1.457 (0.337)	1.351** (0.154)	1.223* (0.119)	1.330* (0.156)
Tariff	0.979 (0.027)	0.983 (0.028)	0.980 (0.027)			
NTM	0.938 (0.089)	0.932 (0.089)	0.938 (0.089)	0.982 (0.055)	0.993 (0.052)	0.984 (0.055)
Number of subjects	2,550	2,575	2,550	2,572	2,601	2,572
Number of Failure	61	61	61	140	140	140
Time at risk	25,141	25,325	25,141	22,265	22,646	22,265
Observations	2,550	2,575	2,550	2,572	2,601	2,572
Log pseudolikelihood	-409.495	-410.384	-409.442	-933.276	-940.230	-933.038

注：係数はハザード比，括弧内の数値は頑健標準誤差である。**，*，+はそれぞれ1%，5%，10%の水準で有意であることを意味する。

表4 政治体制を4つの体制とした分析結果

説明変数	輸入		輸出	
	(1)	(2)	(1)	(2)
Democracy	1.066 (0.250)	1.084 (0.239)	0.681* (0.108)	0.699* (0.115)
Governance		0.911 (0.515)		0.851 (0.344)
COVID-19	0.951 (0.052)	0.952 (0.053)	1.048 (0.054)	1.050 (0.054)
NX	1.461+ (0.316)	1.458+ (0.317)	1.246* (0.127)	1.236* (0.127)
Tariff	0.984 (0.027)	0.984 (0.027)		
NTM	0.928 (0.091)	0.928 (0.091)	0.996 (0.055)	0.997 (0.055)
Number of subjects	2,575	2,575	2,601	2,601
Number of Failure	61	61	140	140
Time at risk	25,325	25,325	22,646	22,646
Observations	2,575	2,575	2,601	2,601
Log pseudolikelihood	-410.326	-410.313	-936.294	-936.171

注：係数はハザード比，括弧内の数値は頑健標準誤差である。**，*，+はそれぞれ1%，5%，10%の水準で有意であることを意味する。

5.2 考察

まず，貿易制限措置継続期間と政治体制の関係について考察する。分析結果から，仮説1とは逆の関係性が導かれた。つまり，民主主義体制である国の方が，非民主主義体制の国と比較して一度導入した輸出制限措置を撤廃させる確率は低く，より長期間で輸出制限措置が施行されている状態が続いていたことが示唆された。この結果については，2つの解釈がある。1つ目は，COVID-19感染拡大期における選挙である。Lührmann et al. (2018) の分類で考えた場合，民主主義の判断要素として，複数政党による選挙と，自由で公正な選挙が挙げられている。COVID-19感染拡大期の選挙を考えた場合，各国政府は有権者をいかにCOVID-19感染症から守るかを重要視しており，国政選挙などが迫っていた国については，医療関連品などの国内供給を充実させるための政策を打ち

出し続けた可能性がある。先行研究では、非民主主義体制から民主主義体制への移行は貿易自由化に繋がることが指摘されていたが、この論理はあくまでも平時のものであり、感染症蔓延などの危機時においては、民主主義体制が貿易制限措置、特に輸出制限措置を継続させしめる危険性があることが明らかとなった。

もう1つの解釈は、残存する輸出制限措置の種類に関するものである。輸出禁止措置と輸出許可要件について、非民主主義体制の国々では、いずれの措置に関しても残存する措置数は半減している。一方、民主主義体制の国々については、輸出禁止措置数は半減しているが、輸出許可要件に関しては約66%の措置が撤廃されず、残存している状態である。つまり、これらの措置は品質を保証する上で重要な措置である可能性もあるため、必ずしも輸出を阻害する意図で当該措置が残存しているわけではないことを考慮した上で、その意味について考える必要がある。

ガバナンスについては、いずれの分析結果からも統計的に有意な結果を得ることができなかった。そして、純輸出については、輸出規制撤廃確率と正の関係性であることが明らかとなった。つまり、COVID-19感染拡大期以前まで純輸出額が大きく、世界へ積極的に輸出していた財については、ある程度国内供給が確保できた段階で徐々に輸出規制を撤廃していったことが予想される。

本論文で行った実証分析には、いくつかの解決すべき課題が残されている。1点目に、民主主義体制とガバナンス指標の定義や計測方法を再考する必要がある。例えば、民主主義体制についてはLDI指標を用いることで政治体制をダミー変数またはカテゴリー変数で表現しているが、民主主義体制内や非民主主義体制内のより詳細な違いを表現する必要がある。2点目に、貿易制限措置に関して、輸入・輸出の違いは考慮されているが、実証分析において貿易制限措置の種類は考慮されていない。3点目に、選挙の有無など、民主主義体制が輸出規制を継続させる要因を分析に含む必要がある。最後に、本分析は2022年6月までの統計データを使用しているため、COVID-19収束後の長期の貿易制限措置撤廃についても考慮する必要がある。

6. 結びにかえて

COVID-19が世界全体に与えた影響は大きく、結果として医療関連品や食品の国際的な取引が制限されることになった。特に、医療関連品についてはCOVID-19感染拡大期以前の国際分業体制を維持することが重要であり、分業や貿易の利益を享受することで危機に対応することが必要であったが、国内供給を優先する国が出てくることになった。

実証分析の結果から、非民主主義体制と比較して、民主主義体制の国によって導入された輸出制限措置が毎月継続する確率は約60%高くなることが示された。このことは、民主主義体制の要素である政党間競争と公正な選挙が関係していることが予想され、危機時においては、民主主義体制であることが貿易制限措置を積極的に継続させてしまうという危険性を明らかにした。そのため、危機時に保護貿易政策や輸出規制を積極的に導入する国をモニタリングする際は、政治体制の違いも考慮する必要性があるといえる。

脚注：

* 本論文は、羽田翔（2023）「第6章 COVID-19拡大下における貿易政策－貿易措置と政治体制の関係」岩崎正洋編『命か経済か－COVID-19と政府の役割』の内容に、大幅な加筆と修正を加えたものである。本論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本大学法学部の見解を示すものではない。匿名の査読者から、有益なコメントやアドバイスをいただいたことに感謝申し上げます。

1 Global Trade Alert（最終閲覧日：2023年1月10日）。

2 国際協力機構（2004）を参照。

3 非関税措置の数は非関税障壁の大きさを直接的に示していない。例えば、ある分野では非関税措置が5つ存在し、別の分野では非関税措置が1つのみ存在していた場合でも、現実的には後者の方が非関税障壁の度合いが高い可能性があることに注意する必要がある。

参考文献

国際協力機構（2004）『JICAにおけるガバナンス支援－民主的な制度づくり、行政能力の向上、法整備支援』独立行政法人国際協力機構。

羽田翔（2023）「第6章 COVID-19拡大下における貿易政策－貿易措置と政治体制の関

- 係」岩崎正洋編『命か経済か－ COVID-19と政府の役割』勁草書房。
- 羽田翔（2020）「貿易取引継続期間の決定要因分析：財差別化と非関税障壁を中心に」『経済集志』第89巻第3号，243－259ページ。
- 毛利勝彦（2011）「国際貿易ガバナンスの進化と制度共生」『学術の動向』第16巻第6号，28-34ページ。
- Acemoglu, D. and J. A. Robinson (2006). *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*. Cambridge University Press.
- Belloc, M. (2015). Information for Sale in the European Union. *Journal of Economic Behavior and Organization*, 120, pp. 130-144.
- Besedeš, T. (2008). Search Cost Perspective on Formation and Duration of Trade, *Review of International Economics*, 16, 835-849
- Besedeš, T. and Prusa, T. J. (2006a). Ins, Outs, and the Duration of Trade. *Canadian Journal of Economics*, 39, 266-295.
- Besedeš, T. and Prusa, T. J. (2006b). Product Differentiation and Duration of U. S. Import Trade. *Journal of International Economics*, 70, 339-358.
- Casper, G. and C. Tufis (2003). Correlation Versus Interchangeability: The Limited Robustness of Empirical Findings on Democracy Using Highly Correlated Data Sets. *Political Analysis*, 11 (2), pp. 196-203.
- Cleves, M., Gutierrez, R. G., Gould, W. And Marchenko, Y. V. (2010). *An Introduction to Survival Analysis Using Stata. Third Edition*, Stata Press.
- Cox, D. R. (1972). Regression Model and Life-Tables. *Journal of the Royal Statistical Society*, 34 (2), pp.187-202.
- Friedman, J. (2020). The Political Economy of Economic Policy. *Finance and Development*, June 2020, pp. 4-9.
- Grossman, G. M. and E. Helpman (1994). Protection for Sale. *American Economic Review*, 84, pp. 833-850.
- Haneda, S. (2021). The Political Economy of Policy Changes during the COVID-19 pandemics. *Hougakukiyo*, 62, pp.237-253.
- Herghelegiu, C. (2018). The Political Economy of Non-Tariff Measures. *The World Economy*, 41 (1), pp. 262-286.
- Kuriyama, C. (2020). Promoting Trade in Medical Goods To Tackle COVID-19 Challenges. *APEC Policy Support Unit POLICY BRIEF*, No.32, pp.1-7.
- Lee, J.-W. and P. Swagel (2000). Trade Barriers and Trade Flows Across Countries and Industries. *The Review of Economics and Statistics*, 79 (3), pp. 372-382.
- Lührman, A., Tannenbergh, M. and Lindberg, S. I. (2018). Regimes of the World (RoW): Opening New Avenues for the Comparative Study of Political Regimes. *Politics and Governance*, 6 (1), pp.60-77.
- Milner, H. V. and B. Mukherjee (2009). Democratization and Economic Globalization.

- Annual Review of Political Science*, 12 (1), pp. 163-181.
- Mitra, D., D. D. Thomakos, and M. A. Ulubaşoğlu (2002). “Protection For Sale” In A Developing Country: Democracy Vs. Dictatorship. *The Review of Economics and Statistics*, 84 (3), pp. 497-508.
- Moore, M. O. and M. Zanardi (2011). Trade Liberalization and Antidumping: Is There a Substitution Effect? *Review of Development Economics*, 15 (4), pp. 601-619.
- Orefice, G. (2017). Non-Tariff Measures, Specific Trade Concerns and Tariff Reduction. *The World Economy*, 40 (9), pp. 1807-1835.
- Tella, R. D. and D. Rodrik (2019). Labor Market Shocks and the Demand for Trade Protection: Evidence From Online Surveys. *NBER Working Papers Series*, 25705, pp. 1-37.
- The Global Trade Alert (2020). THE COVID-19 PANDEMIC: 21ST CENTURY APPROACHES TO TRACKING TRADE POLICY RESPONSES IN REAL-TIME. *METHODOLOGICAL NOTE*, pp.1-10.
- Trefler, D. (1993). Trade Liberalization and the Theory of Endogenous Protection: An Econometric Study of U.S. Import Policy. *Journal of Political Economy*, 101 (1), pp. 138-160.
- UNCTAD and The World Bank (2018). *The Unseen Impact of Non-Tariff Measures: Insights from a New Database*.
- UNCTAD (2021). IMPROVING ACCESS TO MEDICAL PRODUCTS THROUGH TRADE: WHAT CAN REGIONAL TRADE AGREEMENTS DO IN TIMES OF CRISIS?. *UNCTAD/DITC/TNCD/2020/4*, pp.1-61.
- WTO (2020). TRADE IN MEDICAL GOODS IN THE CONTEXT OF TACKLING COVID-19. *Information Note*, pp.1-16.

統計データ

- The World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* (最終閲覧日：2023年4月1日)。
- The World Bank, *World Development Indicators* (最終閲覧日：2023年4月1日)。
- The World Bank, *World Governance Indicators* (最終閲覧日：2023年4月1日)。
- UN, *Comtrade database* (最終閲覧日：2023年4月1日)。
- UNCTAD, *TRAINS database* (最終閲覧日：2023年4月1日)。
- V-Dem (Varies of Democracy) 研究所 (最終閲覧日：2023年4月1日)。

補論 対象となる財（HS6桁分類）

	医療用品	個人用防護品	医薬品	医療機器	食品
300213	611300	220710	300220	382200	201
300120	611420	220890	300310	841391	203
300190	611430	284700	300320	842139	204
300212	611490	290512	300331	847989	207
300214	611610	340111	300339	901050	304
300215	621010	340130	300341	901110	305
300219	621020	340212	300342	901180	306
300290	621030	340213	300343	901811	401
300510	621040	340220	300349	901812	405
300590	621050	350400	300360	901813	406
300610	621132	380894	300390	901814	407
300620	621133	382499	300410	901819	701
300630	621139	390421	300420	901820	708
300650	621142	391610	300431	901832	713
300670	621143	391620	300432	901839	801
350790	621149	391690	300439		802
370110	621600	481810	300441		803
370210	650500	481890	300442		805
382100	650610	560311	300443		901
392329	701710	560312	300449		1001
392390	701720	560313	300450		1002
392620	701790	560314	300460		1003
392690	841920	560391	300490		1004
401490	842129	560392			1005
401511	842199	560393			1006
401519	900490	560394			1007
401590	901831	560410			1008
590700		560600			1201
		600240			1202
		600290			1207
		621790			1208
		630790			1504
		721790			1507
		732690			1508
		760410			1509
		760429			1511
		761699			1512
					1513
					1514
					1701
					1801

資料：the World Bank, *COVID-19 Trade Policy Database* を参考に筆者作成。

「コントロール」概念に基づく ガバナンス論の再検討

福 森 憲一郎

(目次)

- 1 誰がガバナンスを「コントロール」するのか
- 2 ネットワークとコントロール
- 3 国家によるメタ・コントロールと正統性
- 4 コントロールに対する監視機能
- 5 ガバナンスの「失敗」と説明責任

1 誰がガバナンスを「コントロール」するのか

本稿の目的は、コントロール (control) 概念に着目しながら、国家による統治とガバナンスのために国家が果たす機能の違いを明らかにし、その違いを論じることがガバナンス論にとってどのような意義をもつものなのかを論じることである。ガバナンス論が議論されるようになった要因の一つは国家の機能低下である。国家による統治の有効性が疑問視され、新たな統治を表す言葉としてガバナンス概念が登場した。ガバナンスが機能するためには、国家のみならず複数のアクターが統治に関わることになる。ガバナンスにおいて国家はいかなる役割を果たすようになったのだろうか。

例えば、国家がガバナンスにもたらす効果の一つとして「ヒエラルヒーの影 (the shadow of hierarchy)」が挙げられる。国家は、交渉のためのルールや基準

を示し、逸脱行為に対して制裁を加えることで、アクター間で行われる交渉の結果に影響を与える。各アクターが「ヒエラルヒーの影」を意識しながらネットワーク内で交渉を行うことにより、取引コストが削減され、望ましい政策の実現につながる (Scharpf 1997)。ネットワーク上ではアクター間による自己調整が行われており、国家が与える影響は間接的なものにとどまっている (風間 2021: 174)。

国家による「ヒエラルヒーの影」が一定の効果を発揮する場合、ガバナンスは機能する可能性がある。他方、ガバナンスが機能しなかった場合、その責任は誰にあるのだろうか。国家はアクター間の交渉に直接関与しているわけではないことから、失敗の責任はネットワーク上のアクターにある。しかし、間接的ではあるものの、国家は交渉の場に影響を与え続けている。国家によるコントロールの手段が変化した場合、コントロールを行ったことの責任は誰に帰属するのだろうか。

ガバナンスの語源は「舵取り」である。舵取りは近未来を予期し、目標を設定し、その目標までの道筋を決定する。ガバナンスが有効に機能するためには、舵取りの決定を行った際に権限と責任が誰にあるのかが明確であるとともに、その舵取りをチェックできる状態にしておくことが必要となる (曾根 2011: 23-24)。ガバナンスの機能不全がもたらされる背景には、舵取りの見通しをたてたアクターの責任の所在が明確でない状態や、舵取りへの監視が不十分である場合があるのかもしれない。ガバナンスが機能しているかどうかを明らかにするためには、舵取りの結果行われた行為のみならず、いかに舵取りの決定が行われたのかという点も考慮する必要があるだろう。

本稿は、国家によるコントロールがガバナンスに与える影響に注目するとともに、国家に対するチェック機能がガバナンスにおいて求められることを明らかにする。次節では、ガバナンスにおいてコントロールが機能している状態を定義する。コントロールが効いている状態は、漕ぎ手が責任を全うして舵取りの期待に応える状態を指す。国家によるコントロールは、権力に基づく手段が一定の効果を果たすことによって実現する。

第三節では、ガバナンスの説明責任の問題に関して、コントロールを行うアクターを国家に限定することの有効性を示す。ガバナンスの失敗は、失敗の責任が誰にあるのかという問題を提起する。コントロールを行うアクターが国家である場合、ガバナンスに対して国家が果たす責任が明確になる可能性がある。第四節では、コントロールのアクターを国家に限定する場合の問題点を明らかにする。国家によるコントロールが機能していたとしても、コントロールをチェックする機能を欠いている場合、ガバナンスは機能不全に陥る可能性がある。国家によるコントロールの問題点は、その権力を誰がコントロールするかである。最後に本稿のまとめと課題を示す。

2 ネットワークとコントロール

ガバナンス論の問題点の一つは、「ガバナンス」概念が意味するものが決して明確ではないことである。ガバナンスとは主に社会や組織の統治を指すものであり、一定のパターンのもとで社会や組織の活動が行われ、秩序が維持されることを意味する（新川 2011: 2）。ただし、ガバナンスは何らかの現象を指す言葉として用いられることもあれば、理論や分析枠組みとしての意味をもつ場合もある¹。後者に限定して議論を行う場合、ガバナンスの「コントロール」は国家による舵取り（steering）の問題として扱われてきた。

ピーターズ（B. Guy Peters）とピーレ（Jon Pierre）は、ガバナンス概念において舵取りの重要性を強調する（堀 2017: 73; Peters 2000: 32）。国家の空洞化によって公的空間のネットワーク化が進展した結果、国家は統治者として特権的な地位を維持できなくなった。しかし、外的環境の不安定化は国家の統治能力の低下に必ずしも直結するわけではない。従来とは異なる形態をとりながらも、国家は依然として統治に関わっており、ガバナンスに対して統一的な方向性を

1 現象としてのガバナンスは、グローバル化へと国家が適応していく経験的な現象を意味し、理論や分析枠組みとしてのガバナンスは、社会システムの調整の概念的ないし理論的な表現方法を指す（堀 2017: 70）。

与える役割を担っているのかもしれない。(西岡 2012: 64)。

ガバナンス論の視点には、国家による統治の変化が既存の枠組みでは捉えきれないという問題意識が存在している(新川 2011: 2)。ガバナンス論における「統治」とは、垂直的な支配という意味にとどまらず、協働や連携にもとづいて決定作成や政策遂行を行う過程を意味し、その過程に国家の果たす機能が組み込まれている(山本 2012: 62)。ガバナンスにおいて国家に注目することは、統治において国家が果たしてきた機能が依然として果たされているのか、もしくは国家の役割が根本的に変化しているのかどうかを明らかにすることを指す。

国家による統治と、ガバナンスにおいて国家が果たす機能の違いは何か。ガバナンスにおける国家の役割を明らかにするためには、国家が他のアクターとどのような関係にあるのかに注目する必要があるだろう。ガバナンスにおいて、アクター間にはネットワークが形成される。ネットワーク上におけるアクター間の関係は水平的なものである。社会システム論の観点において、ネットワークの水平性はネットワーク内のアクター間の関係性だけでなく、ネットワーク内のアクターと外の変数との関係性によって規定される(佐藤 2023: 347-351)。ネットワーク内のアクター間の関係性が等しい理由は、どのアクターも(潜在的には)自由にネットワークに出入りできる点にある²。

ガバナンスにおいてネットワークが形成される場合、ガバナンスが指し示す統治のパターンは一定ではない。例えばガバナンスが失敗した場合、それまでのパターンからの変化が生じる可能性がある。ジェソップ(Bob Jessop)は、ガバナンスを再帰的で自己組織的なネットワークとして捉え、そのネットワークの特質のためにガバナンスの失敗が生じることを指摘する(進藤 2021; Jessop 2021)。複雑な社会では共通前提が崩れており、社会の分断を乗り越えて統合を可能にするためには、ガバナンスのための多様な取り組みが求められる。ガバナンスを行うための環境は常に不確実性に溢れており、さまざまな取り組みの結果を予測することは困難である。環境自体が複雑であることから、ガバナ

2 このようなネットワーク概念に基づく分析対象として地域社会と官僚制組織が挙げられている(佐藤 2023: 355-364)。

ンスは常に失敗する可能性を秘めている。

また、ガバナンスを担うアクターもジレンマを抱えている。ガバナンスが機能するためにはアクター間の協調が求められるが、各アクターが自己利益の最大化を目指す場合には競争関係が生まれるかもしれない。ガバナンスを構成するアクターの数が少数であれば協調しやすいかもしれないが、閉鎖的であるために透明性が失われ、逆にアクターを増やすと協調が難しくなる。ネットワークを構成するアクター間の力関係は決して均衡しているわけではなく、ガバナンスが成立するとしても目的や戦略に関して対立が生まれる可能性もある。

ガバナンスはアクター間のネットワークによって成立する。ただし、アクター間に生じるジレンマが解消されなければガバナンスは失敗する。また、ジレンマが一旦解消されたとしても、新たな対立が生まれるかもしれない。ガバナンスが機能するかどうかは、アクター間のジレンマや対立構造を解消できるかどうかにある。すなわち、ガバナンスの失敗を避けるためには、ガバナンスを一定程度「コントロール」する必要がある。

ガバナンスのコントロールはメタ・ガバナンスの一形態である。例えば、クーイマン（Jan Kooiman）はガバナンスを三つのレイヤーに分けた上で、その一つにメタ・ガバナンスを位置づけている（Kooiman 2003）。ガバナンスの第一段階は諸集団が協力して社会問題を解決しようとする動き、第二段階では問題を解決する方法としての制度や構造の変革、第三段階ではガバナンスの失敗にいかに対処するのかが論点となる。ガバナンスの失敗を防ぐためには、国家のような特定のアクターによるメタ・レベルの問題への対処が求められる。国家は他のアクターとは異なる機能を果たすとしても、他のアクターに優越する存在ではない。

クーイマンの議論では、ガバナンスをコントロールするアクターはネットワーク内に位置する存在である。ジェソップの議論の場合には、国家はネットワーク上の他のアクターとは区別される存在であり、コントロールは権威的な行為を意味する（Jessop 2021）。ガバナンスは常に失敗する可能性があることから、ガバナンスそのものの自己調整にはあまり期待することができない。ガバ

ナンスの失敗に対応するためにはメタ・ガバナンスが必要であり、国家はガバナンスをコントロールする役割を担う。ただし国家によるコントロールは直接的なものだけではなく間接的な形態もとる。ガバナンス論において国家に注目することは、国家によるコントロールがいかなる行為を意味し、またコントロールの形態がいかに変化しているのかに注目することを意味する。

ガバナンス論において、コントロール概念そのものは主にコーポレート・ガバナンスに関する議論において用いられてきた(正村 2016)。コーポレート・ガバナンスの典型的なテーマは、いかに株主が経営者を律することができるかという問題である。株主は経営者に経営権限を委譲しているが、コントロールを保持している。株主は監査を通じて経営者の業績を評価するとともに、経営者は株主に対する説明責任を負っている。さらに株主は業績評価に応じた金銭的報酬を支払うことにより、経営者をコントロールする手段をもっている。

コーポレート・ガバナンスの特徴が水平的コントロールにあるとすれば、企業組織の内部を規定している官僚制とも、また企業組織を取り巻く市場とも異なった特徴をもっている。株主と経営者の関係を規定しているコーポレート・ガバナンスは、株式市場を基礎にしている点で官僚制的構造から区別されるが、同時に貨幣が単なる交換媒体ではなく、権力手段として作用する点で市場的構造からも区別される。経営者は市場において自律的な存在としてふるまうが、株主との関係においては他律的な態度を余儀なくされる。

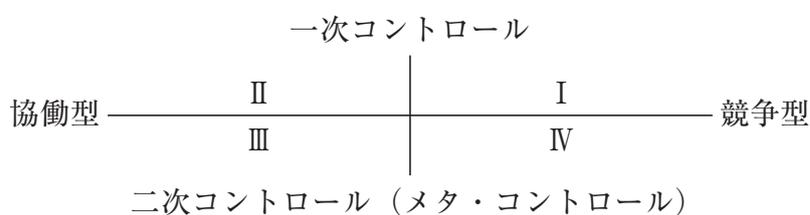
株主と経営者のような関係性は行政組織と民間セクターの間にも存在しており、舵取り役となる行政組織と漕ぎ役となる民間事業者の間には「本人／代理人」関係が形成されている(正村 2016: 43-44)。行政組織と民間事業者はともに自律的主体として関係を結んでおり、民間事業者がどのような方法でサービスを提供するのかは民間事業者の判断に任されている。ただし、行政組織は民間事業者の活動をモニターし、場合によっては制裁を行うことによって自らの意に沿うように民間事業者の行動を誘導している。この関係は、コーポレート・ガバナンスにおける株主と経営者の関係に対応している。つまり公的領域でも自律性と他律性を組み合わせたガバナンス構造が構築されているのである。

コーポレート・ガバナンスの核心は主体生成メカニズムとして機能する点にあり、その仕組みは、誘因のあり方を変えれば、競争を行うアクターだけでなく協働に取り組むアクターにも適用する可能性がある。国家は公共サービスの提供という「漕ぎ手」の役割を手放したとはいえ、さまざまな社会領域で「舵取りと漕ぎ手」の関係を積極的に創出していった。責任の応答性と権力に基づくコントロールに組み込んだかたちで「本人／代理人」関係が形成される時、そこには競争型および協働型ガバナンスの両方とも成立する可能性があるが、そうしたガバナンスの構築に大きな影響力を及ぼしたのが国家なのである（正村 2016: 46）。

国家が舵取りと漕ぎ手の関係を創出する過程で、国家はメタ・コントロールの担い手となっている。漕ぎ手役の組織は、内部監査や自己評価という仕方で内部コントロールを働かせており、舵取り役の組織は漕ぎ手の組織に対して外部コントロール（一次コントロール）を加えているが、そうした体制を確立する過程で働くのがメタ・コントロール（二次コントロール）である。

国家のコントロールにメタ的な視点を導入することは、水平的なネットワークに階層性を組み込むことを意味し、国家が他のアクターとどのような関係にあるのかを明らかにする。国家はアクター間の関係をコントロールするのではなく、アクターの行動を規定する前提条件に影響を与える。国家はガバナンスのプレーヤーであるだけでなく、ゲームチェンジャーとしても振る舞う。

図1 ガバナンスの四類型



出所：正村（2016: 46）。

国家によるメタ・コントロールには、他のアクターの行動を規定するという点において権威的側面が存在している。なぜなら、コントロールを行うアク

ターをシステム全体の決定に関わる上位のサブシステムとして理解する場合、下位のサブシステムである他のアクターは特定のパラメータに基づいて行動することを意味するからである (Assche et al. 2014)。

国家によるメタ・コントロールはなぜ正統化されるのか。第一の理由としては、国家が漕ぎ手としての能力を失い、舵取りとしてしか役割を果たせないからである。しかしこの理由は国家の機能が変化したことを示しているだけであり、なぜ国家のコントロールに対して正統性が与えられるのかを明らかにしていない。メタ・ガバナンスの議論がガバナンスの失敗に関する議論であることを踏まえると、ガバナンスが機能不全に陥った場面においてこそ国家のコントロールに対する正統化の根拠があるのではないだろうか。ガバナンスの失敗が避けられないことは、失敗の責任が誰にあるのかという問題を避けて通れないということでもある。国家によるメタ・コントロールは、ガバナンスが機能するために国家が果たす役割を意味するだけでなく、ガバナンスが機能不全に陥った場合の責任の所在を明らかにするものでもある。

3 国家によるメタ・コントロールと正統性

国家のメタ・コントロールは新たな権力形態である。国家はコントロールのための様々な技術を生み出しており、直接的ではなく一定の距離感をもってアクター間の関係を調整する。このような権力の作用によって、国家は社会生活への浸透の度合い高めていく。しかし、この浸透は社会的安定をもたらすとは限らない。国家は社会を組織化し動員する能力を高めながらも、社会的アクターの影響を受けることになる。国家と社会の関係が緊密になった結果、新たな対立が生じる可能性もある (佐藤 2006; Mann 1993=2004)。

国家を中心とした統治がガバナンスへと変化し、社会的なアクターが統治に関与するようになったことは、非公式の場 (back stage) における取り組みが公式の場 (front stage) に対して様々な影響を与えるようになったことでもある (Ayres et al. 2017)。公式の場は「合法と認められたルールによって規制さ

れている（Brie and Stolting 2013: 19）」ものであり、アクターは世間の監視の目にさらされながら説明責任を負う立場にある。非公式の場（informal governance）では、決定作成への参加が制度化されていないことから、アクターは公式の規則に縛られずに交渉を行うことができる（Christiansen and Neuhold 2013）。

非公式の場は多様なステークホルダーに対して開かれており、様々なアクター間において交渉が行われる。アクター間の対立が激しい複雑な問題に関しては、非公式の場で個人間や組織間の信頼構築が進み、革新的な解決策が生み出されるかもしれない。非公式の場でのやり取りが数多く行われた結果、問題解決において一定の成果を挙げれば、非公式の場のガバナンスは正統化される（Kleine 2018: 2）。すなわち、非公式の場は包括性や有効性の観点から正統化される。

しかし、非公式の場のやり取りが公式の場の決定に影響を与えるためには、裏舞台での決定が表舞台において「公式化」される必要がある（Reh 2013: 68）。非公式の場では、参加したアクター間で合意が生まれたとしても、その時点では「公式」の決定ではない。非公式の場でのやり取りは、公式の場で承認され、制度化されなければ有効なものにはならない。非公式の場のやり取りが成果を挙げるためには、非公式の場を公式の場に繋げる役割を特定のアクターが担わなければならないことを意味する。

例えば、相互的な政治的リーダーシップの発達は、非公式の場を国家がコントロールする手段の一つである（Sørensen 2020）。非公式の場に注目が集まった背景には、国家だけでは対応できない複雑な問題の存在と、社会的アクターによる訴えの高まりがある。政治家は国民を代表して統治を行うだけでなく、国民との継続的な対話を通じて統治に取り組むことも求められるようになった。非公式の場における交渉は、政治的リーダーシップを介することによって、社会的アクターの影響力を高める可能性を秘めている。

政治的リーダーシップはハンズオフ型とハンズオン型に分かれる（Sørensen 2020）。ハンズオン型は、非公式の場への積極的な関与を意味し、議論や活動への参加を通じてアクター間の協働を促進する。ハンズオフ型は、交渉の場に

間接的な圧力をかけたり、あらたな誘因を作り出したりすることによって議論を活性化する。国家による関与が広範囲にわたると、非公式の場のダイナミクスが失われる恐れがあり、国家の関与が限定的である場合には、政策の整合性が弱くなる可能性もある。

国家によるコントロールが行われた結果、非公式の場と公式の場の間において相互に補完的で代替的な関係が構築される場合もあれば、各々の決定が矛盾する場合もある。矛盾が明らかになると、両者の間に緊張が生じ、政治的不安定や政策の失敗を招く恐れがある。緊張が生じる要因の一つは、非公式の場の不透明性にある。非公式の場での交渉は、最終的な決定に対する説明責任を必ずしも負う必要がないことから、様々なアクターに対して開かれているともいえる。

しかし、ガバナンスが失敗した場合、責任の所在が不明確であることは、非公式の場の交渉に対して正統性が与えられないことを意味している (Klinke 2016)。代議制民主主義における正統性の第一の構成要素は説明責任であり、主権者は一定の基準を満たしているかどうかを判断し、基準を満たしていない場合には制裁を課す権利を有する。説明責任の前提条件は透明性であることから、決定作成の過程が不透明である場合、国家に対する不信が生じ、ガバナンスの説明責任や政策の有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、非公式の場は政治的リーダーが代議制民主主義のもとの適正な手続きや決定作成を回避するための「逃げ道」として利用される可能性もある (Klijn 2014)。政治的リーダーに対しては、国家に対する不信を軽減し、特定の争点に関する政治的対立の解消が求められる。しかし、政治的リーダーが解決困難な社会政治的課題に直面した際には、合理的な自己防衛メカニズムとして、あえて複雑で流動的な統治構造を作り出したり、それを容認したりすることがある (Bache et al. 2015: 2)。

非公式の場は様々なアクターに開かれていることから、多様な利害を反映することができる。ただし、決定作成の過程が不透明である場合には、責任の所在が不明確なものになる恐れもある。国家によるコントロールは、公式の場と

非公式の場の中に相互補完的な関係を構築するための取り組みであるだけでなく、決定の説明責任の所在を明らかにするものでもある。

メタ・ガバナンス論において、説明責任の問題は決定作成と関わりがある論点であり、複数の選択肢がある中で国家がいかなる決定を下したのかという点に関係する (Ek Österberg and Martin 2022)。ガバナンスはしばしばインプットとアウトプットの有効性の観点から正統化される。特に、ガバナンス・ネットワーク論では、相互的なアリーナと民主主義の関係に焦点が当てられており、メタ・ガバナンスはこれらのアリーナの民主的正統性を高める手段とみなされている。しかし、メタ・ガバナンス自体の正統性の問題はあまり注目されていない。国家によるガバナンスのコントロールは、透明性、合法性、説明責任などの民主的な決定作成の過程とどのような関係にあるのだろうか。

ガバナンスの説明責任に関しては、従来の垂直的な説明責任を補完する水平的な形態をとることが指摘されている (Schillemans 2008)。説明責任とは一般的に、答責者（個人または組織）と問責者との間のコミュニケーションを意味し、前者がとった行動の結果が後者によって評価・判断される。ガバナンスの「水平性」は、部下が上司に対して持つような説明責任の形態（垂直的説明責任）との違いを表す特徴であり、本人／代理人の関係が完全には成立しない関係において生じる説明責任を意味する。

水平的説明責任は、国家と行政機関の間の垂直的関係の外側に存在するアクターに関係するものであり、独立した評価機関やステークホルダー、利益集団やメディアなどが問責者となる可能性が指摘されている (Mulgan 2003: 13)。様々なステークホルダーに対する説明責任は、答責者に対して学習の効果をもたらす可能性がある。水平的説明責任が果たされることは、行政機関が自らの行動や業績を振り返り、改善する方法を学ぶことを意味する。

さらに、国家による「ヒエラルヒーの影」のもとでは、水平的説明責任の影響が増すことも指摘されている (Schillemans 2008: 191-192)。国家の間接的な影響は、アクター間の対話に生産的な緊張を生み出したり、何らかの先見的な反応につながったりする。国家によるコントロールが機能することによって、

水平的説明責任を果たすための取り組みが決定作成に影響を与えることになる。

ガバナンスの説明責任の議論は、答責者と問責者の間において、垂直的な形態を前提としない新たな関係がみられることを示唆している。しかし、国家によるコントロールによって水平的説明責任の効果が増すのであれば、ガバナンスにおいても垂直的説明責任が依然として重要な効果を発揮しているのではないだろうか。水平的説明責任の効果が垂直的説明責任を補完するものであれば、ガバナンスにおいて垂直的説明責任の関係性がいかに構築されるのかにも注目する必要があるだろう。

国家によるコントロールをめぐる正統性の問題は、ガバナンスと代議制民主主義の接合可能性に関わる問題である。両者の関係については、説明責任構造の有無という点において緊張関係が存在することが指摘されながらも、ガバナンスの拡大によって代議制民主主義の新たなモデルが発展するとの見方が示されてきた。ガバナンスの失敗を踏まえ、メタ・ガバナンスが必要であることを前提にすると、国家によるコントロールに正統性が与えられるかどうかは、代議制民主主義のもとでガバナンスが機能するかどうかに影響を与えるかもしれない。ガバナンス論において国家に注目することは、コントロール概念の正統性の問題を考えることと関係している。

コントロールに対して正統性が付与されることは、国家に対してガバナンスの失敗の責任を問うことを意味する。決定作成の責任を問うことはガバナンスの議論に限定されるものではないが、ガバナンス論特有の論点もある。ガバナンスの研究者は、代議制民主主義のよとの国家による説明責任が「薄い(thin)」ことを前提としながら、ガバナンスの説明責任を高めるための方法について議論を行ってきた(Sørensen and Torfing 2021)。

代議制民主主義のもとでは、決定作成の透明性を確保する規則が存在し、国民は選挙を通じて現政権への不満を表明することができる。しかし、特定の問題について説明をする機会や、国民がその説明を評価し、制裁を課す機会は限られている。解決すべき問題の数や質が変化したことによって、国家による統治の説明責任を問う圧力が高まっている。ガバナンス論で議論されてきた「厚

い」説明責任は、国家と社会的・経済的アクターとの相互作用を強化することによって実現するものである。行政機関とステークホルダーの間の交流が活発化し、水平的説明責任が垂直的説明責任を補完することによって、より厚い説明責任が生み出される可能性がある。

ガバナンスにおける説明責任の議論は、国家による垂直的な説明責任が問題を抱えていることを前提としている。そのため、コントロールの正統性に関しても、国家の説明責任に再び注目するだけでは不十分である。しかし、ガバナンスの失敗を防ぐために国家によるコントロールが求められるのならば、その行為に対していかなる正統化が行われるのかという問題も無視できないだろう。国家によるコントロールの正統性を明らかにするためには、ガバナンスにおいて国家がどのアクターに対して説明責任を負っているのかを改めて整理する必要がある。

4 コントロールに対する監視機能

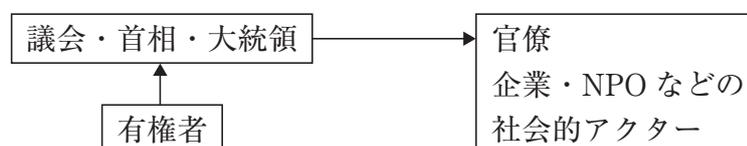
国家のメタ・コントロールの説明責任に関する議論は、ガバナンスの失敗に対して国家が果たす役割を考え直すことを意味する。メタ・ガバナンスの議論は、ガバナンスの失敗を防ぐためには国家によるコントロールが必要であるが、そのコントロールの形態が変化していることを示している。ネットワーク上のアクターに対して、国家は間接的な手段によって影響力を行使しており、アクター間の合意や調和を直接生み出しているわけではない。しかし、国家の権力形態が変化したからといって、国家が行う行為の権威的側面も後退したとは言いきれない。コントロールによってガバナンスが機能する場合、誰が国家をコントロールするのだろうか。（風間 2021）。

砂原（2005）はガバナンスのコントロールを目標達成のための行政機関に対する「制約」として捉えている。社会の複雑化や専門分化に伴い、「公共的問題」の解決を目的とするアジェンダ設定に対しては、専門性をもつ行政機関の役割が重要性をもつようになった。議会・首相・大統領は、「公共の福祉」に

沿った政策を提案することを行政機関に委任しており、出された提案が「公共の福祉」にかなうものであれば承認し、そうでなければ否決する。ただし、「公共の福祉」が意味するものは決して一義的なものではないことから、行政機関に対する議会・首相・大統領の判断には常に責任が伴う。

代議制民主主義を前提とする場合、有権者が本人で政治家が代理人という関係において、有権者は選挙の際の投票によって政治家に対する責任を問い、政治家は選挙の際の支持の有無により、結果的に責任をとることになる（岩崎2016: 62）。ガバナンスの議論では、代議制民主主義のもとでうまく問題を解決し、主権者に対して責任を果たす国家が想定されてきた。しかし、国家は主権者の意向に沿った行動をとらない可能性がある。主権者の意図が国家へと伝わり、国家によるコントロールが適切に行われるためには、主権者が国家を自らの思い通りに働くように方向づける必要がある。

図2 ガバナンスにおける本人／代理人関係



出所：砂原（2005: 80）をもとに筆者作成。

垂直的説明責任の存在が代議制民主主義にとっての必要条件であるならば、水平的説明責任の弱さは代議制民主主義の機能不全を表している（O'Donnell 1998）。国家は、私的空間における個々人の自由を保証する強さを持ちながらも、自由を侵害しないように権力は制限されなければならない。また、政治的決定は個別の利益ではなく公共の利益の観点から行われる必要もある。国家が水平的説明責任を欠く場合には、垂直的説明責任が果たされていたとしても、代議制民主主義の機能不全を引き起こす可能性がある。

現代社会の特徴の一つは国家に対する不信であり、代議制民主主義のもとの選挙制度で正統性を調達することが困難であることは度々指摘されてきた。ロザンヴァロン（Pierre Rosanvallon）が主張するように、公式・非公式の形で不

信を組織化することによって、抵抗のための社会的な力を形成する「カウンター・デモクラシー」が今一度求められている（Rosanvallon 2016=2017）。多様な抵抗のチャンネルを用意することができるか否かが、ガバナンスの民主化にとって重要な判断基準である（風間 2024: 204）。

市民の抵抗と建設的に関わる方法を見出すことは、ガバナンスの実践にとって重要な問題である（Dean 2018）。ガバナンス論には、アクター間の協働によってあらゆる対立を克服できるとの暗黙の前提が存在している。言い換えると、ガバナンスにおいて不可避的な対立が勃発した場合、どのように対処すべきかという点が決して明らかではない。市民による抵抗権力とガバナンスの関係に注目することは、必ずしもパートナー関係が成立しないようなアクター間において、いかにしてガバナンスが成立するのかという点に注目することを意味する。

紛争と権力は政治的関係の構成要素であり、政治そのものによって克服できるものではない。あらゆる決定は他の可能性を排除した上で成立することから、排除された選択肢に関してはその後も継続的に交渉することが求められる。決定は進行中のプロセスを一時的に停止させるに過ぎず、反対意見を表明する余地をつくりだすような制度を育むことは、民主主義における多元性にとって不可欠な要素である。民主的な空間とは、アクター間の敵対関係を否定することによって成立するものではなく、一定のルールに基づきながらアクター間に競合関係が成立する空間を意味する。

代議制民主主義を補完する抵抗のチャンネルの一つとして「監視の権力」が挙げられている（福森 2022: 247）³。主権者は監視者としての民衆という形をとり、市民やメディア、特定の組織などが行使する警戒、告発、評価を用いて代議制民主主義を補完する。警戒には議題設定機能があり、メディアを通じて公共政策の場を作り上げ、国家の行動の優先順位の確定に寄与する。告発は、対象となる人物の行動をチェックし、その政策を評価する。共通意識の破壊をもたら

3 他のチャンネルとしては、「阻止の諸形式」と「審判という試練」がある（Rosanvallon 2016=2017; 福森 2022: 248）。

すものを鮮明に示すことによって、告発には規範や集団的価値を定着させる効果がある。さらに評価は、統治者の能力や政治システムの効率性の査定が目的となり、様々な指標を用いた政治システムの評価は代表を介さない権力の行使とみなされる。

特に、現代における議会外の異議申し立てに対しては、代議制民主主義のものと既存のチャンネルを超えて、人々の意志を表明する可能性が指摘されている (Rosanvallon 2016=2017)。議会外の運動は、既存の政治プロセスに対する不信の表明の表れであり、新たな形態に基づく異議申し立てを表している。社会運動における情報発信や動員の方法として、ICT や SNS が用いられるようになったことにより、運動へ参加するための敷居は低くなるとともに、既存の組織ネットワークに基づかない運動も多くみられるようになった。ここで発生した社会運動は、新たな参加者へと開かれたものであり、個々の争点への注目を集め、異議申し立てのためのネットワークを拡大した。様々なアクターが多様な利益を代表しようとするのが可能になり、デモへの参加や特定の企業との交渉、一般の人々による支持の獲得に取り組むことができる。

ただし、国家のコントロールに対する対抗権力が明らかになることによって、国家と主権者の間の緊張関係が高まる可能性もある。議会外の声を導入する方法が不適切なものであれば、ガバナンスが硬直化し、目標を達成できないかもしれない。また、ある集団が共通利益や弱者の立場を主張したからといって、それらの利益を代表するための正統性をもっているかどうかは決して自明ではない (Ron 2012)。国家への不信を訴えるアクター間においては、新たな支配構造が生まれる可能性もある。不信の表明は様々な政治的対立を顕在化させる現象であり、新たな問題発見や解決を実現するためには対立が一定程度抑制され、その後の決定過程に影響を与えるような形に変換される必要がある。

ガバナンス論では、決定が行われる前の過程に多様な社会的アクターを参加させる試みが増えていることが示されてきた。しかし、決定そのものが排除を生み出すことを考慮すると、決定が行われた後の不平等な影響についても考慮する必要がある。市民の異議申し立てが非公式の場で終わるのではなく、公的

な場の決定に対して影響を与えるかどうかは、ガバナンスの包括性に関係している。

さらに、様々なアクターの参加を実現することは、参加を望むアクターが国家との協働を受け入れることも意味する。国家に対する不満を抱える人々にとって、協働的な取り組みは必ずしも魅力的なものではなく、国家のコントロールに対して対立的な姿勢を維持することも多いただろう。国家への監視を通じて様々なニーズを訴える人々の存在に着目することは、協働を通じてガバナンス上の対立を解決することができるかどうかにも関係している。

コントロールに対する監視機能は、国家の説明責任を問うものである。ガバナンスが機能するためには、国家によるコントロールが必要となるが、そのコントロールに対して正統性が付与されなければ民主的なガバナンスとしての要件は満たさない。ガバナンスの正統性において、特にスロープットの正統性は代議制民主主義のもとの説明責任を意味する。代議制民主主義のもとでガバナンスが機能するためには、国家によるコントロールに対して正統性が付与される必要がある。もちろん、国家によるコントロールがなくともガバナンスが機能する場合もあるだろう。しかし、ガバナンスの失敗を避けることができないのであれば、国家のコントロールの正統性の問題も無視できない。ガバナンスの失敗は、ガバナンスと代議制民主主義の関係における正統性の問題を提起している。

5 ガバナンスの「失敗」と説明責任

本稿は、ガバナンスの失敗に対する国家のコントロールに関して、代議制民主主義とガバナンスの接合可能性という観点においては、コントロールがいかに正統化されるのかが重要な問題であることを明らかにした。ガバナンスの失敗が指摘されるなかで、失敗を防ぐためのメタ・ガバナンスのあり方が議論されてきた。国家に対しては、ガバナンスをコントロールする役割が求められている。

国家を中心とした統治とは異なり、国家によるコントロールは間接的な形態をとるようになっている。解決すべき問題の数や質が変化したことから、国家は問題解決に取り組む様々なアクターに権限の一部を委譲した。国家は船の漕ぎ手ではなく、あくまで舵取りであることから、アクター間の交渉や取り組みを規定するルールを整備しているに過ぎない。国家はアクター間の協働を促進し、場合によっては制裁を科すことによってガバナンスをコントロールしている。

しかし、国家と他のアクターの関係に注目すると、コントロールを通じた国家の権威的側面は維持されている。ガバナンスに関わるアクター間の関係が水平的なものであれば、もしくは、国家がガバナンスのネットワークの外側にいる存在であったとしても、国家における権威的な行為はなぜ正統化されるのか。ガバナンスの失敗を防ぐために国家のコントロールは求められるが、コントロールに対していかに正統性が与えられるのかは決して明確ではない。

国家によるコントロールの正統性は、ガバナンスにおける説明責任の問題を意味している。特に、代議制民主主義とガバナンスの関係に注目すると、アクターに対する説明責任の有無を明らかにすることは、ガバナンスの正統性の問題に答えることを可能にする。コントロールを行うアクターを明確にすることが、ガバナンスに正統性が与えられるかどうかの基準の一つであり、ガバナンスが失敗した場合にも、その責任がだれにあるのかが明確になる。ガバナンスの失敗に関する議論は、失敗を防ぐために求められる機能を明確にすることだけでなく、失敗の原因を特定することによって、失敗の責任が誰にあるかを明らかにすることでもあるだろう。

コントロールを行うアクターを国家に限定することは、責任の所在を明確にすることでもある。ガバナンスが失敗した場合、国家のコントロールに対しては、選挙を通じた責任追及が行われる場合もあれば、主権者による様々な監視の権力が行使される場合もあるだろう。もちろん、議会外の行動の結果によっては、対抗権力の側に新たな緊張や対立を生み出す可能性もある。複数の抵抗のチャンネルが存在していたとしても、代議制民主主義のもとでガバナンスが

機能するためには、非公式の場の取り組みを公式なものへと変換するためのアプローチが求められる。

さらに、ガバナンスの議論において国家に注目する場合にはいくつか課題が存在する。第一に、ガバナンスの議論においてやはり国家が重要であるとの主張は、ガバナンス論がもつ意義を無視することにもつながる。ガバナンス論が国家の統治能力の低下が指摘される中で行われてきた議論であるにも関わらず、国家の重要性に議論が終始してしまえば本末転倒であろう。第二に、国家の統治能力が低下している中で、国家による説明責任が重要であったとしても、実際に国家が説明責任を果たすかどうかは別の問題である。国家の重要性を指摘しただけでは、ガバナンスがいかに機能するのかという問いに応えることにはならないだろう。

本稿は、ガバナンスにおいて国家に求められる役割が変化したことを踏まえながら、コントロールに対して正統性が付与されるかどうかガバナンス論の課題として存在していることを明らかにした。しかし、正統性の議論がガバナンス論に必要であることが示されたとしても、国家によるコントロールがいかに正統化されるかは明らかになっていない。ガバナンスの失敗によって国家のコントロールの正統性が問題になるのであれば、「失敗」がいかなる状況かを具体的に示す必要がある。ガバナンスと民主主義の接合可能性を明らかにするためには、国家によるコントロールが効いている状態を明確に定める必要がある。今後の課題としては、どこにガバナンスの失敗の原因があり、代議制民主主義のもとではその失敗がいかなる意味をもつのかを示すことが求められる。

（参考文献）

（日本語文献）

- 岩崎正洋（2016）「現代民主主義におけるガバナンスの課題」『社会情報学』第4巻，第2号，55-64頁。
- 風間規男（2024）『つながりの政策学：政策過程の全体図を描く』日本経済評論社。
- 風間規男（2021）「ガバナンス・ネットワークと「ヒエラルキーの影」：予備的考察」『立命館法學』第5・6号，168-189頁。

- 佐藤成基 (2006) 「国家の檻：マイケル・マンの国家論に関する若干の考察」『社会志林』第53巻, 第2号, 19-40頁。
- 佐藤俊樹 (2023) 『メディアと社会の連環：ルーマンの経験的システム論から』東京大学出版会。
- 進藤兵 (2021) 「批判的ガバナンス研究と現代国家 (= 政治社会 + 市民社会)」『立命館法學』第5・6号, 457-507頁。
- 砂原康介 (2005) 「ガバナンス論の射程：代表民主制における「公共的問題」への対応をめぐって」『相関社会科学』第15号, 70-85頁。
- 新川達郎 (2011) 「ガバナンス論と公的ガバナンス研究」新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究：政府の作動様式の変容』ミネルヴァ書房, 1-11頁。
- 西岡晋 (2012) 「ピーターズ&ピーレのガバナンス論」岩崎正洋編『政策過程の理論分析』三和書籍, 63-80頁。
- 福森憲一郎 (2022) 「政治システム論とカウンター・デモクラシー論の接合可能性」『法学紀要』第63巻, 231-254頁。
- 福森憲一郎 (2023) 「ガバナンス・ネットワーク論における政治的リーダーシップの再検討」『政経研究』第60巻, 第1・2号, 1-52頁。
- 堀雅晴 (2017) 『現代行政学とガバナンス研究』東信堂。
- 正村俊之 (2016) 「新公共管理後のガバナンスと情報問題」『社会情報学』第4巻, 第2号, 39-53頁。
- 山本啓 (2012) 「ガバメントとガバナンス：参加型デモクラシーへのプレリュード」岩崎正洋編『ガバナンス論の現在：国家をめぐる公共性と民主主義』勁草書房, 57-91頁。

(外国語文献)

- Assche, Kristof Van, Raoul Beunen and Martijn Duineveld (2014) 'Formal/Informal Dialectics and the Self-transformation of Spatial Planning Systems: An Exploration,' *Administration & Society*, Vol. 46, Issue 6, pp. 654-683.
- Ayres, Sarah, Mark Sandford and Tessa Coombes (2017) 'Policy-Making "Front" and "Back" Stage: Assessing the Implications for Effectiveness and Democracy,' *The British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 19, Issue 4, pp. 861-876.
- Bache, Ian, Ian Bartle, Matthew Flinders and Greg Marsden (2015) 'Blame Games and Climate Change: Accountability, Multi-Level Governance and Carbon Management,' *The British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 17, Issue 1, pp. 64-88.
- Brie, Michael and Erhard Stolting (2013) 'Formal Institutions and Informal Institutional Arrangements,' in Thomas Christiansen and Christine Neuhold (eds.)

- International Handbook on Informal Governance*, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 19–40.
- Christiansen, Thomas and Christine Neuhold (eds.) (2013) *International Handbook on Informal Governance*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Dean, Rikki John (2018) ‘Counter-Governance: Citizen Participation Beyond Collaboration,’ *Politics and Governance*, Vol. 6, Issue 1, pp. 180–188.
- Ek Österberg, Emma and Martin Qvist (2022) ‘Meta-governance as Partial Organization,’ *Administrative Theory & Praxis*, Vol. 45, Issue 3, pp. 192–210.
- Jessop, Bon (2020) *Putting Civil Society in its Place: Governance, Metagovernance and Subjectivity*, Bristol: Polity Press.
- Kleine, Mareike (2018) ‘Informal Governance and Legitimacy in EU Politics,’ *Journal of European Integration*, Vol. 40, Issue 7, pp. 873–888.
- Klike, Andreas (2016) ‘Democratic Theory,’ in Christopher Ansell and Jacob Torfing (eds.) *Handbook on Theories of Governance*, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 86–102.
- Klijn, Erik-Hans (2014) ‘Political Leadership in Networks,’ in R. A. W. Rhodes and Paul ‘t Hart (eds.) *The Oxford Handbook of Political Leadership*, Oxford: Oxford University Press, pp. 403–417.
- Kooiman, Jan (2003) *Governing as Governance*, London: Sage.
- Mann, Michael (1993) *The Source of Social Power II: The Rise of Classes and Nation-States 1760-1914*, Cambridge: Cambridge University Press. 森本醇・君塚直隆訳 (2004) 『ソーシャル・パワー：社会的な<力>の世界歴史Ⅱ（上）（下）』NTT出版。
- Mulgan, Richard (2003) *Holding Power to Account: Accountability in Modern Democracies*, New York: MacMillan Palgrave.
- O’Donnell, Guillermo A. (1998) ‘Horizontal Accountability in New Democracies,’ *Journal of Democracy*, Vol. 9, No. 3, pp. 112–126.
- Peters, B. Guy (2000) ‘Globalization, Institutions, and Governance,’ in B. Guy Peters and Donald J. Savoie (eds.) *Governance in the Twenty-First Century: Revitalizing the Public Service*, Montreal: McGill-Queen’s University Press, pp. 29–57.
- Reh, Christine (2013) ‘Informal Politics: The Normative Challenge,’ in Thomas Christiansen and Christine Neuhold (eds.) *International Handbook on Informal Governance*, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 65–84.
- Ron, Amit (2012) ‘Modes of Democratic Governance,’ in David Levi-Faur (ed.) *The Oxford Handbook of Governance*, New York: Oxford University Press, pp. 472–484.
- Rosanvallon, Pierre (2016) *La Contre-Démocratie: La Politique à l’âge de la défiance*, Paris: Seuil. 嶋崎正樹訳 (2017) 『カウンター・デモクラシー：不信の時代の政治』岩波書店, 60–64頁。
- Scharpf, Fritz W. (1997) *Games Real Actors Play: Actor-Centered Institutionalism in*

Policy Research, New York: Routledge.

Schillemans, Thomas (2008) 'Accountability in the Shadow of Hierarchy: The Horizontal Accountability of Agencies,' *Public Organ Review*, Vol. 8, pp. 175-194.

Sørensen, Eva (2020) *Interactive Political Leadership: The Role of Politicians in the Age of Governance*, Oxford: Oxford University Press.

Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2021) 'Accountable Government through Collaborative Governance ?,' *Administrative Science*, Vol. 11, Issue 4, pp. 1-10.

事業報告

令和6年度研究会報告

法学研究所

刑事法研究会

(第1回例会)

1、2024年2月21日(水)16時30分

1、2号館 243講堂

1、テーマ及び報告者

重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したという金融商品取引法違反被告事件につき、有罪判決に処した原判決を事実誤認を理由に破棄し差戻した事例

日本大学法学部准教授 岡西 賢治

(第2回例会)

1、2024年4月27日(土)16時30分

1、10号館 1041講堂

1、テーマ及び報告者

農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき第三者の名義を用いて農地法所定の許可が取得され、当該第三者に所有権移転登記が経由された場合において、当該第三者が当該土地を不法に領得したときの横領罪の成否
(最判令和4年4月18日刑集76巻4号191頁)

日本大学法学部専任講師 三代川邦夫

(第3回例会)

1、2024年7月13日(土)16時30分

1、10号館 1061講堂

1、テーマ及び報告者

学校スポーツ事故の指導者の過失責任—那須雪崩遭難事件—

日本大学法学部元教授 船山 泰範

(第4回例会)

1、2024年11月30日(土)16時30分

1、10号館 1062講堂

1、テーマ及び報告者

町から自己名義の預金口座に金銭が誤振込されたことを利用し、自己の携帯電話機を使用して銀行の電子計算機に対し正当な権限があるかのような虚偽の情報を与え、オンラインカジノサービスの利用料金の支払いのためにした送金行為等に電子計算機使用詐欺罪が認められた事例：広島高判令和6年6月11日(上告審係属中)／(裁判所ウェブサイト)

日本大学大学院法学研究科博士後期課程 小林 侑介

(第5回例会)

1、2024年12月21日(土)16時30分

1、10号館 1062講堂

1、テーマ及び報告者

中途関与者の共犯責任—最高裁平成29年決定の課題—

日本大学法学部非常勤講師 上野 幸彦

商事法研究会

(第1回例会)

1、2024年2月24日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

売渡株式の価格決定申立てにおける準共有株主の申立適格
(長野地決令和3年10月8日金判1633号30頁)

林康弘法律事務所弁護士 林 康弘

1、テーマ及び報告者

会社法と倒産法・事業再生法の接点に関する—考察～取締役の義務と責任を中心に～

日本大学法学部教授 松嶋 隆弘

(第2回例会)

1、2024年4月6日(土)14時00分

1、本館 161講堂

1、テーマ及び報告者

東京機械製作所からの主要株主に対する短期売買利益提供請求事件
(東京地判令和5年12月6日裁判所HP・資料版商事478号170頁)

STORIA 法律事務所弁護士 菱田 昌義

1、テーマ及び報告者

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)発効後
36年、同条約付属書「HSコード」使用時の、各企業の課題

グローバル Biz 専門職大学教授・日本貿易振興機構 貿易投資相談課 課長代理
石川 雅啓

(第3回例会)

1、2024年5月25日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

取引デジタルプラットフォーム事業者の責任
(東京地判令和4年4月15日判決・判タ1510号241頁)

大東文化大学法学部准教授 王 学士

1、テーマ及び報告者

過大な見積金額による保険金請求が信義則に反するとされた事例

(東京地判令和5年1月24日(令和2年(ワ)第23916号)・LEX/DB:25597083)

関西学院大学法学部准教授 松田 真治

(第4回例会)

1、2024年6月8日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

インフルエンサーマーケティングにおける法律問題—エンドースメントとの相違点—

日本大学法学部非常勤講師 川村 佑紀

1、テーマ及び報告者

株主の破産と新株発行無効の訴えの原告適格

(仙台高判令和5年5月25日 LEX/DB:25595574)

日本大学商学部准教授 金澤 大祐

(第5回例会)

1、2024年7月20日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

株主間のデッドロックと解散判決請求の可否

(大阪高判令和4年3月24日金判1668号39頁)

東京霞ヶ関法律事務所弁護士 遠藤 元一

1、テーマ及び報告者

消費税法(平成27年法律第9号による改正前のもの及び同改正後のもの)30条2項

1号にいう「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れと「課税資産の譲渡等と

その他の資産の譲渡等に共通して要する」課税仕入れとの区別

(最判令和5年3月6日民集77卷3号440頁)

税理士・日本大学通信教育部講師 松嶋 康尚

(第6回例会)

1、2024年9月21日(土)13時00分

1、2号館 273B 講堂

1、テーマ及び報告者

再保険契約における受再者の追従義務に関する考察

国士舘大学法学部教授 武田 典浩

1、テーマ及び報告者

不法行為法上のプライバシー — 分類と救済の再考

東京経済大学現代法学部教授 上机 美穂

1、テーマ及び報告者

実質株主開示規制と大量保有報告制度——透明性と公正性が確保される金融市場を
目指して

名古屋学院大学法学部教授 坂東 洋行

(第7回例会)

1、2024年11月16日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

一般社団法人に対して行った寄付による損害発生の有無と銀行取締役の任務懈怠責任(静岡地判令和6年4月25日LEX/DB25599628)

日本大学法学部非常勤講師 川村 佑紀

1、テーマ及び報告者

自賠法施行令2条2項の「同一部位」の障害といえるか否かは、現存障害に係る損害賠償から既存障害に係る損害を控除しなければ保険会社が当該交通事故と相当因果関係のない損害について賠償金を支払うことになるか否かで判断すべきであるとした事例(広島地判令和5年6月29日判時2593号82頁)

大阪経済大学経営学部准教授 三木 千穂

(第8回例会)

1、2024年12月14日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

別除権の被担保債権にかかる債務の破産管財人による承認と消滅時効の中断(最三小決令和5年2月1日民集77巻2号183頁)

新潟大学法学部准教授 張 子弦

1、テーマ及び報告者

退任取締役の退職慰労金について株主総会決議から委任を受けた取締役会に内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があるとはいえないとされた事例

(最判令和6年7月8日(令4(受)1780号)2024WLJPCA07089002)

日本大学法学部教授 大久保拓也

(第9回例会)

1、2025年1月11日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

探偵業を営む者が、浮気調査の目的で、調査対象者らの使用する車両にGPSを取り付け、ホテルの敷地内で調査対象者らを撮影した行為がプライバシーを違法に侵害したと評価された事例(旭川地判令和6年3月22日D1-Law28321827)

光和総合法律事務所弁護士 渡邊 涼介

1、テーマ及び報告者

株主間契約に係る解除事由の当否(東京高判令和6年4月25日金判1699号49頁)

日本大学商学部教授 鬼頭 俊泰

税法研究会

(第1回例会)

1、2024年4月20日(土)15時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

「簡素」・「効率性」ファーストの税制を探る／もしトラ税制改革?～米議会共和党の公平税法案(FTA)を読む

現代税法研究会代表/白鷗大学名誉教授 石村 耕治

1、テーマ及び報告者

韓国付加価値税の概要—仕入税額控除を中心に—

日本大学法学部教授・税理士 阿部 徳幸

(第2回例会)

1、2024年6月22日(土)15時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

「簡素」・「効率性」ファーストの税制を探る／もしトラ税制改革?～米議会共和党の公平税法案(FTA)を読む

現代税法研究会代表/白鷗大学名誉教授 石村 耕治

(第3回例会)

1、2024年9月21日(土)15時00分

1、10号館 1052講堂

1、テーマ及び報告者

関税法等違反事件についての模擬裁判

中央学院大学法学部准教授 大久保 輝

1、テーマ及び報告者

ライドシェア解禁に伴う相乗り運転者の税と社会保障の課題～スマホアプリ必須の
ライドシェアサービスとワーカー課税

官製経済と新自由主義経済とのはざまの政策課題

現代税法研究会代表/白鷗大学名誉教授 石村 耕治

(第4回例会)

1、2024年12月21日(土)15時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

世界各国の租税法律主義原則を比べて見る～EUでの具体的展開分析も含めて

現代税法研究会代表/白鷗大学名誉教授 石村 耕治

1、テーマ及び報告者

韓国における『北野税法学』—韓国租税研究フォーラム夏季学術大会報告より—

日本大学法学部教授・税理士 阿部 徳幸

政経研究所

政治研究会

(第1回例会)

1、2025年1月23日(木) 16時20分

1、2号館 273A 講堂

1、テーマ及び報告者

ドイツにおける官僚制と政治

津田塾大学教授 網谷 龍介

(第2回例会)

1、2025年1月30日(木) 15時30分

1、本館 171 講堂

1、テーマ及び報告者

トランプ政権2期目のアメリカ政党政治の展望：二大政党の非対称的な政治環境をふまえて

慶應義塾大学教授 岡山 裕

(第3回例会)

1、2025年2月13日(木) 16時20分

1、2号館 273A 講堂

1、テーマ及び報告者

権威主義国が発するナラティブの日本で拡散と受容

早稲田大学教授 小林 哲郎

政経研究所共同研究研究会

(第1回例会)

1、2024年3月7日(木) 15時00分

1、Zoomによる開催

1、テーマ及び報告者

グローバルヘルス・ガバナンスの制度改革の展望

山梨大学大学院総合研究部准教授 小松 志朗

1、テーマ及び報告者

スウェーデンのCOVID-19対策の「独自路線」の構造—集団免疫、行政の独立性、西側軍事協力とNATO加盟申請

立教大学法学部兼任講師 清水 謙

(第2回例会)

1、2024年11月12日(火) 16時30分

1、2号館 292A 講堂

1、テーマ及び報告者

ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける民族主義とクライエンテリズム

立命館大学国際関係学部国際関係教学嘱託講師 田中 聡

(第3回例会)

1、2024年12月3日(火) 16時30分

1、2号館 292A 講堂

1、テーマ及び報告者

フェミニスト制度論は「ジェンダーと政治」研究に何をもたらしたのか?—その理論的貢献と今後の展望を考える

日本学術振興会特別研究員(PD) 左高 慎也

(第4回例会)

1、2024年12月19日(木) 16時00分

1、2号館 292A 講堂

1、テーマ及び報告者

国立文化施設に関する政策評価の国際比較

日本公共政策研究機構客員研究員 梅原あすな

(第5回例会)

1、2025年1月30日(木) 17時00分

1、本館 171講堂

1、テーマ及び報告者

EUのSDGs対策の現在 —新体制発足を踏まえて—

日本大学法学部政経研究所研究員 福井英次郎

令和5年度学内学会・研究所合同研究会

1、日時 令和6年3月15日（金） 9：30開場 9：50開会

2、場所 法学部本館第一会議室

司会・進行 岡山 敬二, 池田 直史, Geluso Joe, 末澤 国彦, 田代 崇

3、自由論題

①納税者の権利：その比較法史的研究 序説 鳥飼 貴司

②危機の政治的余波と危機管理の管理 兎玉 博昭

③営業秘密侵害の準拠法—EU法における議論を参考に— Serena Franco

④株主提案権の現在実相～人権DDと株主アクティビズムの最新動向を踏まえて
菅原貴与志

4、退任記念講演

①憲法研究の方法と対象についての省察—フィジー憲法を事例として— 東 裕

②日本大学の歴史 理系学部編 齋藤 史範

③人生のルペラージュ——入試・広報・英語教育 諸坂 成利

令和5年度・令和6年度定期無料法律相談会

令和5年度・令和6年度定期無料法律相談会は、千代田区及び校友弁護士の協力を得て開催された。概要は、下記のとおりである。定期無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生たちの法学実践教育を行うという目的を達成することができた。

1、日 時

【令和5年度】

(第6回) 令和5年2月3日(土)

【令和6年度】

(第1回) 令和6年6月15日(土)

(第2回) 令和6年7月27日(土)

(第3回) 令和6年9月28日(土)

(第4回) 令和6年11月9日(土)

(第5回) 令和6年12月21日(土)

※いずれも時間は、午後1時～午後3時

2、場 所

法学部5号館

3、参加者(敬称略:50音順)

(専任教員)

帷子 翔太, 早乙女宜宏, 佐々木良行, 清水 恵介, 横山 裕一

(校友弁護士)

池長 宏真, 岩楯 清一, 大谷 健太, 神頭 正光, 町田 伸明, 渡部 和人

(補助学生)

司法科研究室生 各回2名

4、相談件数・内容

①件数 31件

②内容

借金, 保証そのほかの金銭債務(含む破産)	1件
貸金, そのほかの債権回収	2件
借地借家	3件
近隣問題(道路, 境界, 騒音, マンション管理など)	2件
消費者問題(訪問販売, マルチ商法, 悪徳商法, インターネット商法など)	1件
労働問題(従業員のトラブル, 解雇, 配置換えなど)	3件

売買その他の契約関係	3件
家族関係（離婚，DV，児童虐待など）	2件
扶養，相続関係（遺言，遺産分割）	8件
交通事故	1件
交通事故以外の不法行為（名誉毀損，器物損壊など）	1件
会社その他の法人に関する問題	1件
人権問題（いじめ・不当逮捕など）	1件
行政事件（行政による許認可・登録に関する不服申し立てなど）	1件
その他	1件

令和6年度法律討論会

第46回法律討論会は、日本大学法学部法学研究所による主催、日本大学法曹会及び日本大学法学部校友会の後援により令和6年12月14日（土）12時00分から法学部10号館1011講堂において開催された。

（出題者）

清水 恵介 教授

（審査員）

渡邊 結有 裁判官・梶原明日香 検察官・林 誠吾 弁護士

加藤 雅之 教授 ・大杉 麻美 教授

（進行）

鵜野 舞 弁護士

◆問題

次の各文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。なお、以下の問いにつき、Yに関する準拠法は考慮しなくてよいものとする。

【事実】

1. Yは、アフリカにあるβ国出身であり、日本人の夫Aと婚姻してから日本に居住している。しかし、Yは、その母国語であるβ語以外には簡単な日本語を話せるにすぎない。7年前にAが病気により亡くなってから、YはAが営んでいたマンション賃貸事業を引き継いでいる。同事業を行う際には、Yの子Zが通訳としてYの事業を支援している。
2. 2023年5月1日、Yの所有する賃貸用のマンションである建物甲（以下、「甲」という。）を、YがXに1億円で売却する旨の売買契約書が作成された。その作成経緯は以下のとおりであった。
 - ① 10室で構成されている甲の1室を、日本人である相手方にYが賃貸する旨の契約をする際は、Zの通訳を介した相手方との事前の個別交渉によって賃料額等の条件を決定しておいた上で、いったんYがβ語で作成した賃貸借契約書をZがそのまま翻訳する形で日本語の契約書を作成し、これにYが署名捺印したものを、ZがZ一人で執務している事務所に持参して、そこに来訪した相手方がこれに署名捺印することで契約を締結していた。
 - ② Yは、Zに対し、上記①の方法で契約書を作成することを事前に承認しており、Zも、事務所での契約締結時に、相手方に対しては、契約書に押捺したYの実印の

印鑑証明書を提示するとともに、契約書はYが作成したもので、自分は契約書を翻訳したにすぎない旨を強調していた。

③ Yは、賃貸事業を始めてから5年が経過した頃から判断力が著しく低下し、交渉時の契約条件に関するZの通訳内容も十分理解できなくなっており、賃貸期間や賃料の設定ですら明らかに不合理な内容の契約書をβ語で作成することもあった。そのため、Zとしては、時として、β語の契約書とは異なる内容で日本語の契約書を作成し、Yと契約の相手方には、それぞれ都合のいい説明を行うことで、契約書への署名捺印に至ることもあった。

④ Xは、上記①及び②の事情を知った上で、Zに甲の購入希望を伝えた。その際、Zは、一方で、Yに対しては、「Xが甲の（1室で空き室となっている）最上階の501号室の賃借をしたい」と言っている旨を伝えてその了承をとり、β語で当該内容の賃貸借契約書をYに作成させた。また、他方で、Xに対しては、あくまで甲全体の売却をYが了承した旨を伝えて日本語で甲の売買契約書と登記申請書類を作成した。そして、Zは、これらの売買契約書および登記申請書類にあらかじめYの名で署名捺印をしたうえで、2023年5月1日、事務所でXと面会した。Xは、Yが同席していないことを疑問に思ったため、オンライン会議システムでYにつないでもらい、Zの通訳でYに感謝の意を伝えたところ、その際も、ZがX・Yの各意図に沿った方向で都合よく通訳したため、その通訳内容からはYに不審な様子は感じられなかった。そのため、Xとしても、これらの書類の署名捺印がY自ら行ったものであると信じ、Xも同様に署名捺印をした。なお、この時、Yは、不動産の賃貸借や売却を行うに足る意思能力を有していた。

3. 以上の経緯から、Xは、【事実】2の売買契約書の条項に従い、代金全額をY名義の銀行口座に振り込むのと引換えに甲の引渡しを受け、甲の占有管理を行うに至った。

4. 2023年6月28日、集中豪雨があったために最上階のすべての部屋で雨漏りを生じた。住民からの苦情を受け、Xは、緊急の修繕対応を行った。この雨漏りの原因は、【事実】2における売買契約書の作成当時から存在していた欠陥によるものであり、甲の引渡しの時、Zは当該欠陥を認識していたが、Yは重大な過失なく認識していなかった。Xも、雨漏りがあった日の翌日、当該欠陥の事実を知ることとなったが、法律の不知から、Yに対して直ちに法的措置を講じようとはしなかった。

5. その後は雨漏りもなかったが、2024年7月1日、上記と同じ原因から、台風の影響で再度の雨漏りを生じた。弁護士の助言もあり、Xは、Yに対し、甲の修補を請求するに至った。

〔設問〕

以上の【事実】を前提として、次の各問いに答えなさい。

- (1) 【事実】2におけるX Y間の売買契約の有効性につき、当該契約におけるZの法律上の役割を明らかにした上で、自説と異なる立場からの反論を考慮して論じなさい。なお、【事実】2④の下線部とは異なり、この当時、Yが意思能力を有していなかったとした場合における売買契約の有効性についても論じなさい。
- (2) 【事実】2におけるX Y間の売買契約が有効であるとして、【事実】5におけるXのYに対する修補請求は認められるか。設問(1)で採った立場を前提に論じなさい。なお、特別法は考慮しなくてよい。

今年度における法律討論会は、法律討論会実行協議会における昨年度からの議論を踏まえて、2名から3名の6チームが出場し、各チーム一人の立論者が10分以内で論旨を発表し、他の出場チームや傍聴者からの質疑応答に対して15分間応答するというルールのもとに実施した。

討論会に先立ち、日本大学法学部法学研究所長の加藤雅之教授及び日本大学法曹会会長の野村吉太郎弁護士からの挨拶があり、続いて進行係の鶴野舞弁護士から発表の手順と審査基準等の説明がなされたあと討論が開始された。

討論終了後、審査員を代表して林誠吾弁護士から審査結果の発表があり、続いて審査員を代表して渡邊結有裁判官からの講評があった。

引き続き表彰式が行われ、法曹会、法学部校友会から優勝チームに法曹会杯・法学部校友会杯が授与された。また、優勝、準優勝及び3位の各チームに対して法曹会から盾が授与されるとともに、法学部校友会から副賞として図書カードが授与された。第4位から第6位の出場者には、法学部校友会から参加賞として図書カードが贈呈された。あわせて、法学研究所から出場者全員に、参加賞として図書カードが授与された。

今年度は、法律討論会終了後本館地下食堂にて出場者・審査員との懇親会を実施した。

成績結果は、以下のとおりである。(カッコ内は、学科・学年)

優勝（第2組）

阿部 惣太（法律学科3年） ・ 斎藤 綾太（法律学科3年）

岩田 優志（法律学科3年）

準優勝（第1組）

伊藤 沢（法律学科2年） ・ 鈴木 耀子（法律学科3年）

山田 量子 (経営法学科 3年)

第3位 (第3組)

平川 雄大 (法律学科 4年) ・ 飯島 彩翔 (法律学科 4年)

参加賞 (順不同)

伊藤 沢 (法律学科 2年) ・ 鈴木 耀子 (法律学科 3年)

山田 量子 (経営法学科 3年) ・ 阿部 惣太 (法律学科 3年)

斎藤 綾太 (法律学科 3年) ・ 岩田 優志 (法律学科 3年)

平川 雄大 (法律学科 4年) ・ 飯島 彩翔 (法律学科 4年)

松屋 海音 (法律学科 3年) ・ 小舟 悠介 (法律学科 3年)

青鹿 光太 (法律学科 3年) ・ 中村 航大 (法律学科 3年)

石原 翔太 (法律学科 3年) ・ 末永こころ (法律学科 3年)

渡邊 真 (法律学科 3年) ・ 河辺 悠花 (法律学科 3年)

安藤 碧希 (法律学科 3年)

優秀質問賞

阿部 惣太 (法律学科 3年) ・ 飯島 彩翔 (法律学科 4年)

伊藤 沢 (法律学科 2年) ・ 太田口慶二郎 (法律学科 3年)

加賀谷公成 (法律学科 3年) ・ 鈴木 耀子 (法律学科 3年)

鈴木 勇貴 (法律学科 4年) ・ 堤 梨紗 (法律学科 3年)

村上 陽太 (法律学科 4年) ・ 森岡 由佳 (法律学科 3年)

令和6年度国家試験合格者（研究室生）

◆司法書士試験 1名

山元 遥介（法律学科3年在学中）

◆弁理士試験 1名

川和田優大（法学研究科令和5年3月卒業）

◆公認会計士試験 3名

松川 侑矢（経営法学科3年在学中）

中野 晃（経営法学科4年在学中）

ほか4年生 1名

執筆者紹介 (掲載順)

【法学研究所】

松嶋隆弘 日本大学教授
大久保拓也 日本大学教授
鬼頭俊泰 日本大学教授

【政経研究所】

杉本竜也 日本大学教授
鈴木隆志 日本大学准教授
羽田翔 日本大学准教授
福森憲一郎 日本大学専任講師

法学紀要編集専門委員会

加藤雅之 岩崎正洋
松元雅和 窪田悠一
小田司 柑本英雄
西原雄二 杉本竜也
柳瀬 昇

HŌGAKU KIYŌ

Journal of Law, Political Science and Economics

< Law Institute >

MATERIAL

Takahiro Matsushima, Takuya Ohkubo, Toshiyasu Kito, *Interviews with Local Government's Disaster Management Officials on Legal Issues Associated with Providing "Personal Alerts for Disasters": Summary of the Interviews with Officials in Kesennuma City and Hachinohe City*

< Political Science and Economics Institute >

ARTICLES

Tatsuya Sugimoto, *Aristocracy in Tocqueville's Political Thought*

Takashi Suzuki, *A Study on the Introduction, Development and Characteristics of Zero Waste Policies in U.S. Cities*

Sho Haneda, *The Relationship between Elimination of Trade Restrictive Measures and the Political System after the COVID-19 Pandemic*

Kenichiro Fukumori, *"Control" in Governance: Revisiting the State in Governance Theory*

ISSN 0287-0665

法 学 紀 要 (第66卷)

編集
発行 責任者 加 藤 雅 之
松 元 雅 和

発 行 者 日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

発行年月日 2025年 3 月 1 日

—株式会社メディオ—

